

審査意見への対応を記載した書類（3月）

（目次） ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

【設置の趣旨・目的等】

1. 設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・8

(1) 本学で養成する人材が活躍する職業・産業分野として掲げる「ビューティ&ウェルネス産業」や「ビューティ&ウェルネスサービス」、本学の主たる研究分野として掲げる「ビューティ&ウェルネス研究」など、本学の設置の趣旨等に係る説明において「ビューティ&ウェルネス」という用語が用いられており、「ビューティ」と「ウェルネス」についてそれぞれの説明はなされているが、本学が掲げる「ビューティ&ウェルネス」の内容や、「ビューティ」と「ウェルネス」それぞれの概念との差異や関係性が不明確であるため、各説明の妥当性を判断することができない。また、その際、「設置の趣旨等を記載した書類」の「1. (2) イ. 超高齢社会（中略）教育・研究の必要性」において、「『ビューティ&ウェルネス産業』を包含する『ウェルネス産業』」という説明があるが、2つ分野を含むと思われる「ビューティ&ウェルネス産業」よりも「ウェルネス産業」が広範な定義であるとの説明にも疑義がある。このため本学が掲げる「ビューティ&ウェルネス」が具体的にどのような概念を指すものか、その定義等を明らかにするとともに、当該用語の用途によってその定義等が変わる場合はそれぞれ明確に説明すること。また、「ビューティ&ウェルネス産業」については、「これまでの『美と健康サービス産業』に学際的視座からの研究を推進して科学的裏付けを強化した成長産業」であるとしているが、「美と健康サービス産業」の定義や対象となる主な職業や業種、人材等を具体的に説明するとともに、「ビューティ&ウェルネス産業」についても対象となる主な職業や業種、人材等を具体的に説明しつつ、「美と健康サービス産業」との違いも合わせて、より明確に説明すること。その際、「ビューティ&ウェルネス産業」については、本学が掲げる養成する人材像でも言及されていることから、対象となる主な職業や業種、人材等について明確な説明となるよう留意すること。・・・8

(2) 本学で養成する人材の説明の中で言及されている「セラピスト」の定義が不明確なため、養成する人材像の妥当性を判断できない。このため、セラピストについて、定義や必要な能力・技術、活躍が期待される主な産業や職業等について説明するとともに、本学において必要な授業科目を履修することで資格を取得できることとされてい

る「エステティシャン」との違いも併せて説明すること。あわせて、(1)の対応で明確にした「ビューティ&ウェルネス産業」の範囲等と当該「セラピスト」との関係や、本学が養成する人材と当該「セラピスト」との関係についても明確に説明すること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

(3) 例えば、本学の教育課程やアドミッション・ポリシーを見ると美容師資格の取得や学生の美容師資格の保有を前提としていないと見受けられるが、「メイクアップ実習Ⅱ」のシラバスでは、「顧客の要望に応える多種多様なメイクアップ」など美容の業の範疇に含まれるものと見受けられる内容についての記載がある。これらの行為は、美容師法等で規制されている業務等が含まれることが懸念されることから、実現可能な養成人材像や3つのポリシーとなっているか判然としない。美容師法や理容師法など法令で規制されている業務等と、本学が養成する人材の業務範囲について整理し、本学の教育課程との整合性や妥当性について改めて説明すること。・・・・・・・・・・24

(4) 「ビューティ&ウェルネス」について、申請書内に「この分野においてこれまで医学的、科学的な検証方法が導入される機会が得られなかった」との説明がある一方で、「ビューティ&ウェルネス」と関係が深いと考えられるセラピストの施術を「明らかに科学的な、医学的、生理学的な過程である」と説明している箇所もあり、一見すると矛盾をはらむように見受けられることから、セラピストの施術が「明らかに科学的な、医学的、生理学的な過程である」ことの根拠を示した上で、それらの関係性をより明確に説明すること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

(5) (1) (2) のとおり、「ビューティ&ウェルネス」及び「セラピスト」の定義等が不明確なため、養成する人材像の妥当性を判断することはできない。このため、前述の審査意見への対応を踏まえて、養成する人材像を明確に説明するとともに、当該人材の活躍を想定している「ビューティ&ウェルネス産業」について、具体的な職業・産業分野等を明らかにすること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

(6) 前述の審査意見のとおり、「ビューティ&ウェルネス」及び「セラピスト」の定義等が不明確であり、養成する人材像の妥当性も判断できず、当該人材が身に付けるべき資質・能力も判然としないため、ディプロマ・ポリシーの妥当性やその整合性を判断することができない。このため、前述の審査意見への対応を踏まえて、養成する人材像とディプロマ・ポリシーの整合性について、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

(7) 前述の審査意見のとおり、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの妥当性やその整合性を判断することができないため、カリキュラム・ポリシーの妥当性も明らかではない。前述の審査意見への対応を踏まえ適切に改めること。また、示されているカリキュラム・ポリシーには、学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

(8) アドミッション・ポリシーについて、関係する審査意見への対応を踏まえ、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、教育課程等との整合性を担保した上で、妥当なものであることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、AP5の「ウェルネス産業としてのビューティ&ウェルネスサービス施設」について、関連する審査意見への対応で説明した「ビューティ&ウェルネス産業」と「ウェルネス産業」との関係や、「ビューティ&ウェルネス」と「ビューティ&ウェルネスサービス」との関係、「ビューティ&ウェルネスサービス施設」が具体的にどのようなものか、をそれぞれ明らかにすること。さらに、本学は編入学者の定員を設定していることから、編入学者に対して求める知識や能力等についても明確にすること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

(9) (1)～(8)についてそれぞれ明確に説明し、必要に応じて適切に改めた上で、養成する人材像及び3つのポリシーの関係性や整合性について、図や表を用いつつ、改めて明確に説明すること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

2. 学則について、職員組織に関する規定が定められていないことから、適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

【名称等】

3. 大学、学部、学科の名称について、「ビューティ&ウェルネス」という用語を用いているが、審査意見1のとおり、その定義等が不明確なため、その妥当性を判断できない。また、学位の名称についても、大学等の名称と同様に「ビューティ&ウェルネス」の定義等が不明確なことに加えて、「ビューティ&ウェルネス産業」が職業・産業分野として成立しているかが明らかではなく、職業・産業分野の名称を付すことを基本とする専門職大学における学位の名称としてふさわしいものか不明確である。このため、「ビューティ&ウェルネス」を冠する各名称について、関連する審査意見への対応を踏まえて、専門職大学としてふさわしいものであることを明確に説明すること。(是正事項)・49

【教育課程等】

4. 審査意見1のとおり、設置の趣旨、養成する人材像及び3つのポリシーの妥当性が不明確であるため、教育課程の妥当性を判断することができない。このため、関連する他の審査意見への対応を踏まえて、本学科の教育課程が、適正なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的性が担保された上で、専門職大学としてふさわしい内容として適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、以下の点も併せて明確に説明すること。（是正事項）・・・51

(1) 専門学校との違いとして、「専門学校ではなく専門職大学における理論と技術の両面から構築された教育課程で幅広く学ぶ」とあるが、例えば、配置されている授業科目やその内容、体系的の違いなど、既設の専門学校の教育課程との差異が判然としない。・・・51

(2) 教育課程の体系的性について、講義科目の多くが2年次以前に配置されているが、理論と実践を架橋する教育課程を編成する観点から、適切な配置となっているか判然としない。・・・72

(3) 科目名称について、例えば「解剖学」はその教育内容は人体構造学の範囲にとどまっておき、授業計画に解剖実習が含まれていない等、科目名称と教育内容が整合しているかが不明確な科目が散見される。・・・75

(4) 施術の結果として、「美」が「総合的な健康感とも言える『ウェルネス』に導かれる」との説明があるが、「総合的な健康感である『ウェルネス』」をどの授業科目の履修により涵養（かんよう）するのかが不明確である。・・・79

(5) エステティシヤンの養成を中心とする本教育課程において、例えば、「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」や「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」、「メイクアップ実習Ⅱ」等の教育内容は、美容師資格を有する者に認められる美容の業に該当すると思われるものが見受けられるなど、本学で取得できない特定の資格を有する者のみが行うことができるとと思われる内容が含まれているように見受けられる。・・・81

(6) 例えば「ボディトリートメント実習Ⅱ」で取り扱う低周波機器や、「ボディトリートメント実習Ⅲ」で取り扱うEMS機器等、機器によっては医療機器に属する可能性のあるものが散見される。・・・83

(7) 特定の授業科目を履修すれば、「健康運動実践指導者」の受験資格が得られるとしているが、「健康運動実践指導者」の受験資格は、講習会を受講するか、養成校の養成講座を修了し、認定試験に合格する必要があるが、本学の学生が講習会を受講する要件を満たすことができるか、及び本学が養成校としての資格を有するか不明確である。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・85

(8) 本学で養成する人材が卒業後に行う業務について、例えば、美容師や理容師など、特定の資格を有する者のみが行うことができる業務との区別をより明確に認識できるようにするため、美容師法や理容師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関連法令に係る教育の充実を図ること。・・・・・・87

5. 審査意見4のとおり、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることはできないが、臨地実務実習について、関連する審査意見への対応や以下に例示する点を踏まえて網羅的な点検を行うとともに、具体的な実習計画について説明を行い、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・90

(1) 本学の教育課程では臨地実務実習施設の活用を想定した実習科目が多く設定されているが、「臨地実務実習施設の概要」で示されている各施設の「当該施設の選定理由」を見ると、実習科目の目的や内容との関係が不明確であり、臨地実務実習施設が適切に選定され、十分確保されているか判断としない。各臨地実務実習施設と関係する授業科目との関係を整理し、示すとともに、関係する各授業科目の内容や各臨地実務実習施設の選定の理由について必要に応じて適切に改めること。・・・・・・90

(2) 学生の学修段階を想定して各授業科目の評価シートが作成されているが、すべての評価シートについて、「評価の基準」が「○：一人でできている」、「△：ほぼ一人でできている」、「×：できていない」となっており、臨地実務実習の目的や内容等に照らして適切な基準となっているか疑義がある。特に、本学が掲げる養成する人材像がより高度な人材に設定されていることや、教育課程の後半で履修する授業科目も同じ評価基準を用いていることを踏まえ、最も高い評価が「一人でできている」と設定することの妥当性について改めて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。・・・・・・95

(3) 実習要綱を策定するなど、学生に対して、臨地実務実習に係る情報をまとめ、あらかじめ周知し、当該実習に対する学生の理解度を高め、教育効果のより一層の向上を図るとともに、実習先の決定プロセスや成績評価基準・方法等に係る公平・公正性を担保する方策を講じること。・・・・・・97

(4) 臨地実務実習は専門職大学における主要な授業科目の一つであり、本学の教育課程においても多くの実習科目を設定しており、重要な位置づけにあると認識していると想定されるが、当該実習に係る指導体制について、担当する教授又は准教授の人数は少なく、また、その多くが講師や助教となっていることに鑑みると、主要授業科目に専任の教授又は准教授を配置することを原則として求める専門職大学設置基準に対応できているかや、適切な指導体制が構築されているかが不明確である。・・・99

6. 編入学者の受入れについて、既設の専門学校から進学する者についても受入れを想定している旨の説明があるが、当該学生が専門学校で学習し、既修得単位として認定されることが想定される授業科目を明らかにした上で、審査意見4(1)及び4(2)への対応を踏まえ、3年次以降の履修内容が既設の専門学校の教育課程と比較してどのような点について差異があるのか、及び専門学校と本学の教育課程の接続性・体系性が確保される計画となっているか明確に説明し、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・102

【入学者選抜】

7. 前述の審査意見のとおり、養成する人材像、3つのポリシー及び教育課程の妥当性が判断できないため、入学者選抜の妥当性も判断することもできない。このため、編入学に係る入学者選抜を含む各入学者選抜について、関連する審査意見への対応を踏まえて、アドミッション・ポリシーに照らして適切な選抜方法であることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・106

【教員組織】

8. 教員組織について、完成年度前に定年規程に定める退職年齢を超える専任教員が多く、若手教員の採用計画など具体的な教員組織の将来構想も不明確であることから、開設後からどのような取組を実行し、教員組織における教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る計画となっているか明確に説明すること。(改善事項)・・・117

【施設・設備等】

9. 整備予定の各実習室について、その用途に照らして、適切な収容定員、広さ、居室数が整備される計画となっているかが不明確なことから、一週間の使用予定計画等を示した上で、明確に説明すること。(是正事項)・・・119

10. 「ボディトリートメント実習Ⅱ」で取り扱う低周波機器や、「ボディトリートメント実習Ⅲ」で取り扱うEMS機器等について、機器によっては医療機器に属する可能性の

あるものが散見されることから、実習に用いる機器等を具体的に明らかにした上で、実習内容に照らして支障のない設備等の整備計画となっていることを明確に説明すること。
(是正事項) 126

【その他】

11. 厚生補導を行うための専任職員を置く適切な組織が設けられているか不明確なため、明確に説明すること。(是正事項) 127

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

1. 設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
 - (1) 本学で養成する人材が活躍する職業・産業分野として掲げる「ビューティ&ウェルネス産業」や「ビューティ&ウェルネスサービス」、本学の主たる研究分野として掲げる「ビューティ&ウェルネス研究」など、本学の設置の趣旨等に係る説明において「ビューティ&ウェルネス」という用語が用いられており、「ビューティ」と「ウェルネス」についてそれぞれの説明はなされているが、本学が掲げる「ビューティ&ウェルネス」の内容や、「ビューティ」と「ウェルネス」それぞれの概念との差異や関係性が不明確であるため、各説明の妥当性を判断することができない。また、その際、「設置の趣旨等を記載した書類」の「1. (2) イ. 超高齢社会（中略）教育・研究の必要性」において、『ビューティ&ウェルネス産業』を包含する『ウェルネス産業』という説明があるが、2つ分野を含むと思われる「ビューティ&ウェルネス産業」よりも「ウェルネス産業」が広範な定義であるとの説明にも疑義がある。このため本学が掲げる「ビューティ&ウェルネス」が具体的にどのような概念を指すものか、その定義等を明らかにするとともに、当該用語の用途によってその定義等が変わる場合はそれぞれ明確に説明すること。また、「ビューティ&ウェルネス産業」については、「これまでの『美と健康サービス産業』に学際的視座からの研究を推進して科学的裏付けを強化した成長産業」であるとしているが、「美と健康サービス産業」の定義や対象となる主な職業や業種、人材等を具体的に説明するとともに、「ビューティ&ウェルネス産業」についても対象となる主な職業や業種、人材等を具体的に説明しつつ、「美と健康サービス産業」との違いも合わせて、より明確に説明すること。その際、「ビューティ&ウェルネス産業」については、本学が掲げる養成する人材像でも言及されていることから、対象となる主な職業や業種、人材等について明確な説明となるよう留意すること。

(対応)

本学が掲げる「ビューティ&ウェルネス」に関して、①「ビューティ」、「ウェルネス」及び「ビューティ&ウェルネス」の定義と関係性について、また、②「美と健康サービス産業」と「ビューティ&ウェルネス産業」の定義とそれぞれの差異について、以下のとおり説明する。

- ① 「ビューティ」、「ウェルネス」及び「ビューティ&ウェルネス」の定義と関係性
 - a ビューティの定義

「ビューティ」とは、従来の「芸術」「美学」「哲学」などにおける思索・分析を超えて、人の心の美しさや、自然を含む様々な対象が持つ美しさに触れることから生まれる「美」への憧憬と豊かな感性の獲得を意味する概念であり、皮膚科学、形成外科学、栄養学、薬学、化粧品（化粧品）学、エステティック、フィットネスなど、極めて多様な科学や技術を包含する領域である。

b ウェルネスの定義

「ウェルネス」とは、「健康（ヘルス）」を身体の側面のみならず、より広義かつ総合的に捉えた概念であり、1960年代に米国のハルバート・ダン医師によって「輝くように生き生きしている状態」と定義された。その後、積極的に「健康」状態を目指す行動をとることによって、より良く生きるライフスタイルをつくり、単に身体的な健康だけでなく健康を維持増進するための生活態度などを含むものと理解されており、現在では、多様な分野においても、「ウェルネス」と関連付けた新しいビジネスやサービスが提供されるようになっている。

一方で、わが国が他の国々に先駆けて直面している少子高齢社会において、生きることの充足感を持って健康で幸せな長寿を実現するための学際的・複合的な学術分野の確立と教育が喫緊の課題として求められており、「ビューティ&ウェルネス専門職大学」の設立は、そうした趨勢を背景に企図されたものである。

c ビューティ&ウェルネスの定義とビューティ、ウェルネス、ビューティ&ウェルネスの関係性

本学においては、「心身の美と健康を追求することによって生み出される、社会的な安定と幸福感」を「ビューティ&ウェルネス」と定義している。「ビューティ&ウェルネス」は、「美」への感性がもたらす満足感や、人々の QOL の向上に資する美容、非医療行為であるボディケア、メンタルケアなどを行うセラピー（施術）、及び医療とのリエゾン（架け橋）としての役割を果たすものであり、医療が必要とされるリスクを低減させることや、医療後の心身のケアに役立てることを目指すものである。

ミス・パリ・グループにおいて「ビューティ」という切り口から「ウェルネス」の実現を目指し、長年に亘って行ってきた人材供給や学術的な取り組みを継承し、本学においては、「ビューティ」と「ウェルネス」を発展的に統合した学際領域としての「ビューティ&ウェルネス」における研究と技術開発の成果を科学的・学際的に深化・統合させることで、そのシナジー効果として新たな価値を生み出していく。

本学の教育課程においては、様々な分野の学問を学際的に学び、専門的知識や技術を深化させながら、後述する「ビューティ&ウェルネス産業」が抱える課題を自ら発見して、課題解決に向けて具体的な提案をすることができる人材を養成することを目標としている。学術に裏打ちされた豊かな職業教育を受けた本学の卒業生は、専門的かつ実践的な

能力を十分に発揮して、「ビューティ&ウェルネス」のプロフェッショナルとして、また現場の最前線におけるリーダーとして、「ビューティ&ウェルネス産業」を牽引・発展させることが期待される。さらに、将来的には、社会環境の変化に対応してイノベーションを起こし、産業界に新たな針路を拓く人材となることも期待される。

「ビューティ&ウェルネス」に関して、経済産業省、環境省、観光庁、スポーツ庁、中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構(ジェトロ)の後援の下、「ビューティ&ウェルネスサミット」が毎年秋に開催されており、2021年度に第11回を迎えた。2022年度にも、第12回の開催が計画されている。この催しは、英国に本部がある「インフォーマ マーケッツ ジャパン (株)」が主催しているもので、健康(ヘルスケア)・医薬品・食品・美容・ITなどに関する展示会やセミナーを、世界40か国余で実施している。この催しに関する情報は、美容・健康業界のニュースサイトである「Diet&Beauty」や、「健康産業新聞」、「健康メディア.com」「食品と開発」などで発信されており、参加対象の業界は、エステティックサロン、美容サロン、リラクゼーションサロン、フィットネス・スポーツクラブ、スパ・温浴等の美容・健康施設、ホテル・旅館・レジャー・リゾート施設、その他複合施設、医療・福祉施設などで、これまでの開催に当たっては、それぞれの経営者や技術者、また、メーカー、商社・卸、小売、バイヤー、地方自治体関係者、メディア関係者など、多数の企業や個人が参加している。これらのことから、「ビューティ&ウェルネス」というキーワードが、広く社会に定着するのにも間近と考えられる。【資料A】本学が定義する学際領域としての「ビューティ&ウェルネス」

② 「美と健康サービス産業」と「ビューティ&ウェルネス産業」の定義とそれぞれの差異

a 美と健康サービス産業の定義及び対象

「美と健康サービス産業」とは、「事業所や施設において美と健康サービスを提供する経済活動」である。

平成21年(2009年)3月に経済産業省によって公表された「平成20年度『美と健康に関する技術者の人材育成のあり方に関する調査研究』報告書」において、「エステティック、アロマ・セラピー、スパ・セラピー、ボディ・リラクゼーションなど、美と健康に関する領域における施術を含む対顧客サービスが「美と健康サービス」と定義されており、各業界が育成する人材の現状と将来像に関して調査・検討した結果が示されている。なお、同調査報告においては、「美と健康サービス産業」が提供するサービスが、顧客(クライアント)サービスの視点からの知識従属的な、画一的あるいは定型なサービスにとどまる傾向が見られ、クライアントの意識変化(高齢化、働き方改革・健康経営の重視、持続可能性や環境共生、SDGsの重視など)に対応できない傾向が見られることへの懸念や、「美と健康サービス産業」に関する多くの資格が乱立し、それらの資格の有効度を客観的に評価する基準がなく、サービスの有効性を客観的に評価することが困

難であることへの懸念も示されている。

「美と健康サービス産業」が対象とする業種については、総務省の日本標準産業分類に当てはめると、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業がその範囲となる。

<総務省日本標準産業分類の定義>

- ・エステティック業（分類コード 7892）

手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所をいう。

- ・リラクゼーション業（分類コード 7893）

手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所をいう。

- ・ネイルサービス業（分類コード 7894）

化粧品・器具等を用いて、手および足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業所をいう。

「美と健康サービス産業」に携わる人材は、審査意見1（2）への対応で説明するセラピスト（美と健康サービスを提供する技術者）と施術に直接携わらない経営者・管理者や事務のみを担当する人材とに分けられるが、大多数は前者（セラピスト）であり、主に専門学校で人材育成が行われているが、後者（経営者・管理者）を専門的に育成する教育機関は僅かである。

b ビューティ&ウェルネス産業の定義及び対象

「ビューティ&ウェルネス産業」は、これまでの「美と健康サービス産業」に学際的視座からの研究を推進して科学的裏付けを強化した成長産業である。言い換えれば、従来の「美と健康サービス」を、「ビューティ&ウェルネス（心身の美と健康を追求することによって生み出される、社会的な安定と幸福感）」をもたらすことを根本理念とする多角的な研究によって、科学的エビデンスに基づく「ビューティ&ウェルネスサービス」として提供する経済活動である。

本法人では、「ビューティ&ウェルネス」に関する学術理論の構築と「ビューティ&ウェルネス産業」界の発展に寄与することを目的として、令和2年（2020年）に「ビューティ&ウェルネス研究所」を設立した。そして、本学に所属予定の豊富な教育・研究実績を持つ教員や、その共同研究者等との連携により、これまでの「美と健康サービス産業」に学際的な研究・考察を加え、専門家や一般社会人、高校生等に向けて、発信することに努めている。また、学会（現状で、「人間情報学会」との連携が開始されており、今後他の学会との連携も図る予定である）や他大学・研究機関・企業・行政との間での情報交換も開始し、科学的基盤を強化した「ビューティ&ウェルネス産業」の在り方を

提案している。

本学における教育課程では、これまで個別に発展してきた保健衛生、医学・自然科学、経営学などの様々な分野を、横断的・学際的に学び、肌や全身の状態、食や運動、心の状態、化粧、色彩心理などの基礎的知識を総合的・学際的に修得することを目指しており、附属研究所や学外の大学、研究機関、学会、行政等との連携の下で、教育内容の科学的基盤を確立するための研究の進展を図っている。その成果として、「ビューティ&ウェルネス産業」における専門的知識や技術を深化させつつ、「ビューティ&ウェルネス産業」界が抱える課題を自ら発見し、課題解決に向けて具体的な提案をすることができる人材を養成する。

c 美と健康サービス産業とビューティ&ウェルネス産業の関係性

ビューティ&ウェルネス産業の定義で説明したとおり、当該産業は美と健康サービス産業に科学的裏付けを強化した産業であり、対象とする業種や職業について差異は無く、美と健康サービス産業と同じく、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービスのセラピストと経営者・管理者がその範囲となる。

本学の養成する人材像は、「ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々の QOL の向上に資することができるセラピストであるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」である。「ビューティ&ウェルネス産業」に携わる人材は、専門学校で育成する技術者として即戦力となるセラピストとは異なり、「ビューティ&ウェルネス」の視座で人々の QOL 向上に資する高度なセラピストであり、「ビューティ&ウェルネス産業」を発展させるための経営管理・マネジメント能力や、変化する社会の要請に応じて新たなサービスを開発し展開する能力を身につけることで、将来的な経営者や管理者、研究者となる素養を備えている人材である。

d ビューティ&ウェルネス産業とウェルネス産業の関係性

設置の趣旨等を記載した書類「1. (2) イ. 超高齢社会における人々の生活の質の向上と社会参加を支える新産業・市場の創出と新しい職業の開拓に資する教育・研究の必要性」における「『ビューティ&ウェルネス産業』を包含する『ウェルネス産業』」という記載について説明する。前述のとおり、本学が考える「ビューティ&ウェルネス産業」は、「ビューティ」という視点・切り口から、人々の「ウェルネス」に貢献したいとする方向性を持ち、「ビューティ&ウェルネス」を社会実装する産業と位置付けており、「ウェルネス産業」と「ビューティ&ウェルネス産業」は多くの部分で重なり合う分野である。引用した資料「世界のウェルネス市場」を構成する「ウェルネス産業」のうち、本

学が定義する「ビューティ&ウェルネス産業」は、パーソナルケア、ビューティ&アンチエイジング、スパに該当することから、その意味で「包含する」という趣旨を述べたものである。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (3 ページ)

新	旧
<p>(1) ビューティ&ウェルネス専門職大学を設置する社会的意義</p> <p>イ. 「ビューティ」と「ウェルネス」の科学的基盤の構築とその統合によって生ずる新たな価値</p> <p>「ビューティ」と「ウェルネス」は、それぞれ独立した視点からの探求を経て、社会における文化的・学術的価値が蓄積され、また社会実装のための道筋が創られてきた。</p> <p>a 「ビューティ」について</p> <p>人の心の美しさや、自然を含む様々な対象の形態、色彩、香り、音などの美しさに触れることから生まれる「美」への憧憬と豊かな感性の獲得が、人の精神生活や健康な心身の在り方にどのような意味を生み出すかについては、従来の「芸術」「美学」「哲学」などにおける思索・分析を超えて、現代の脳科学や心理学的手法を利用した「神経美学 (neuroaesthetics)」と呼ばれる分野で研究が進められている。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>そして、それらの研究成果や技術を、人々の心身の健康や生活を豊かにする産業への貢献をも包摂する「ビューティ」の概念が、海外でも広く受け入れられており、BSc in Beauty Science 学位を取得できる大学 (Vincent Pol University in Lublin (Poland), Meiho University (Taiwan) など) や、関連学位を取得できる大学が知られている。</p>	<p>(1) ビューティ&ウェルネス専門職大学を設置する社会的意義</p> <p>イ. 「ビューティ」と「ウェルネス」の科学的基盤の構築とその統合によって生ずる新たな価値</p> <p>「ビューティ」と「ウェルネス」は、それぞれ独立した視点からの探求を経て、社会における文化的・学術的価値が蓄積され、また社会実装のための道筋が創られてきた。</p> <p>人の心の美しさや、自然を含む様々な対象の形態、色彩、香り、音などの美しさに触れることから生まれる「美」への憧憬と豊かな感性の獲得が、人の精神生活や健康な心身の在り方にどのような意味を生み出すかについては、従来の「芸術」「美学」「哲学」などにおける思索・分析を超えて、現代の脳科学や心理学的手法を利用した「神経美学 (neuroaesthetics)」と呼ばれる分野で研究が進められている。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>そして、それらの研究成果や技術を、人々の心身の健康や生活を豊かにする産業への貢献をも包摂する「ビューティ」の概念が、海外でも広く受け入れられており、BSc in Beauty Science 学位を取得できる大学 (Vincent Pol University in Lublin (Poland), Meiho University (Taiwan) など) や、関連学位を取得できる大学が知られている。</p>

b 「ウェルネス」について

一方で、「ウェルネス」分野における研究と実践は、多様な側面から進展を遂げており、学問として、技術として、また産業としても将来性に期待がかかる領域である。

「ウェルネス」とは、「健康（ヘルス）」を身体の側面のみならず、より広義かつ総合的に捉えた概念であり、1960年代に米国のハーバート・ダン医師によって「輝くように生き生きしている状態」と定義された。その後、多くの研究者がウェルネスの概念について検討を重ね、積極的に病気でない「健康」状態を目指す行動をとることによって、より良く生きるライフスタイルをつくること、つまり、単に身体的な健康だけでなく健康を維持増進するための生活態度なども含めて「ウェルネス」と定義付けてきた。

c 「ビューティ」と「ウェルネス」の統合
によってもたらされる「ビューティ&ウェルネス」

現在、多様なビジネス分野においても、「ウェルネス」と関連付けた新しいビジネスやサービスが提供されるようになっている。そして、(2)イ. 及び(5)で詳述するが、「ビューティ」と「ウェルネス」の統合によってもたらされる価値は多様性に富み、かつ、個別性を重視するものであって、教育・研究の場と産業界における新たな展開を創出している。

本学においては、「心身の美と健康を追求することによって生み出される、社会的な安定と幸福感」を「ビューティ&ウェルネス」と定義し、ミス・パリ・グループにおいて「ビューティ」という切り口から「ウェルネス」の実現を目指し、長年に亘って行ってきた人材供給や学術的な取り組みを継承し、「ビューティ&ウェルネス」を

一方で、「ウェルネス」分野における研究と実践は、多様な側面から進展を遂げており、学問として、技術として、また産業としても将来性に期待がかかる領域である。

「ウェルネス」とは、「健康（ヘルス）」を身体の側面のみならず、より広義かつ総合的に捉えた概念であり、1960年代に米国のハーバート・ダン医師によって「輝くように生き生きしている状態」と定義された。その後、多くの研究者がウェルネスの概念について検討を重ね、積極的に病気でない「健康」状態を目指す行動をとることによって、より良く生きるライフスタイルをつくること、つまり、単に身体的な健康だけでなく健康を維持増進するための生活態度なども含めて「ウェルネス」と定義付けてきた。

現在、多様なビジネス分野においても、「ウェルネス」と関連付けた新しいビジネスやサービスが提供されるようになっている。そして、(2)イ. 及び(5)で詳述するが、「ビューティ」と「ウェルネス」の統合によってもたらされる価値は多様性に富み、かつ、個別性を重視するものであって、教育・研究の場と産業界における新たな展開を創出している。

ーティ」と「ウェルネス」を発展的に統合した学際領域としての「ビューティ&ウェルネス」における研究と技術開発の成果を科学的・学際的に深化・統合させることで、そのシナジー効果として新たな価値を生み出していく。

「ビューティ&ウェルネス」に関して、経済産業省、環境省、観光庁、スポーツ庁、中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構(ジェトロ)の後援の下、「ビューティ&ウェルネスサミット」が毎年秋に開催されており、2021年度に第11回を迎えた。2022年度にも、第12回の開催が計画されている。この催しは、英国に本部がある「インフォーマ マーケッツ ジャパン(株)」が主催しているもので、健康(ヘルスケア)・医薬品・食品・美容・ITなどに関する展示会やセミナーを、世界40か国余で実施している。この催しに関する情報は、美容・健康業界のニュースサイトである「Diet&Beauty」や、「健康産業新聞」、「健康メディア.com」「食品と開発」などで発信されており、参加対象の業界は、エステティックサロン、美容サロン、リラクゼーションサロン、フィットネス・スポーツクラブ、スパ・温浴等の美容・健康施設、ホテル・旅館・レジャー・リゾート施設、その他複合施設、医療・福祉施設などで、これまでの開催に当たっては、それぞれの経営者や技術者、また、メーカー、商社・卸、小売、バイヤー、地方自治体関係者、メディア関係者など、多数の企業や個人が参加している。これらのことから、「ビューティ&ウェルネス」というキーワードが、広く社会に定着するのにも間近と考えられる。

d 本学が教育・研究の対象とする「ビューティ&ウェルネス産業」

本学では、「美と健康サービス産業」に学際的な研究・考察を加え、科学的基盤を強化した成長産業として注目される「ビューティ&ウェルネス産業」について教育・研究し、当該産業で活躍できる人材を養成する。

「美と健康サービス産業」とは、事業所や施設において美と健康サービスを提供する経済活動である。平成 21 年（2009 年）3 月に経済産業省によって公表された「平成 20 年度『美と健康に関する技術者の人材育成のあり方に関する調査研究』報告書」において、「エステティック、アロマ・セラピー、スパ・セラピー、ボディ・リラクゼーションなど、美と健康に関する領域における施術を含む対顧客サービスが「美と健康サービス」と定義されており、各業界が育成する人材の現状と将来像に関して調査・検討した結果が示されている。

対して、「ビューティ&ウェルネス産業」とは、従来の「美と健康サービス」を、「ビューティ&ウェルネス（心身の美と健康を追求することによって生み出される、社会的な安定と幸福感）」をもたらすことを根本理念とする多角的な研究によって、科学的エビデンスに基づく「ビューティ&ウェルネスサービス」として提供する経済活動である。

なお、「美と健康サービス産業」及び「ビューティ&ウェルネス産業」が対象とする具体的な業種に差異は無く、総務省の日本標準産業分類に当てはめると、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業<※>である。また、養成する人材像をはじめ、本申請書において言及している専門職「セラピスト」とは、「美と健康サービス産業」及び「ビューティ&ウェルネス産業」において、施術サービスを担う技術者（エステ

ティシャン、アロマセラピスト、スパセラピスト、ネイリスト等) の総称である。

<※>美と健康サービス産業の総務省日本標準産業分類による定義

・エステティック業 (分類コード 7892)

手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所をいう。

・リラクゼーション業 (分類コード 7893)

手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所をいう。

・ネイルサービス業 (分類コード 7894)

化粧品・器具等を用いて、手および足の爪の手入れ、造形、修理、補強、装飾など爪に係る施術を行う事業所をいう。

(2) 社会を取り巻く環境の変化と豊かで健康な生活への期待

ア. 停滞する社会の活性化を目指す新たな教育・研究領域への期待

頻発する地球規模での自然災害によって、多くの人々の命や財産が奪われ、未だ被災者の生活の建て直しや被災地の復興もままならない状況が続いている。

<中略>

そして、人々の心身の健康と社会の活性化を推進するために、従来縦割りであった諸学問を学際的に連携させることによって、これからの社会から必要とされる学問領域「ビューティ&ウェルネス」を創造し発展させることを目的としており、本教育課程においては、様々な分野の学問を学際的に学び、専門的知識や技術を深化させながら、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を自ら発見して、課題解決に向けて具体的な提案をすることができる人材を養成することを目標とし

(2) 社会を取り巻く環境の変化と豊かで健康な生活への期待

ア. 停滞する社会の活性化を目指す新たな教育・研究領域への期待

頻発する地球規模での自然災害によって、多くの人々の命や財産が奪われ、未だ被災者の生活の建て直しや被災地の復興もままならない状況が続いている。

<中略>

そして、人々の心身の健康と社会の活性化を推進するために、従来縦割りであった諸学問を学際的に連携させることによって、これからの社会から必要とされる学問領域「ビューティ&ウェルネス」を創造し発展させることを目的としており、本教育課程においては、様々な分野の学問を学際的に学び、専門的知識や技術を深化させながら、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を自ら発見して、課題解決に向けて具体的な提案をすることができる人材を養成することを目標とし

ている。学術に裏打ちされた豊かな職業教育を受けた本学の卒業生は、専門的かつ実践的な能力を十分に発揮して、「ビューティ&ウェルネス」のプロフェッショナルとして、また現場の最前線におけるリーダーとして、「ビューティ&ウェルネス産業」を牽引・発展させることが期待される。さらに、将来的には、社会環境の変化に対応してイノベーションを起こし、産業界に新たな針路を拓く人材となることも期待される。

ている。

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

1. 設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (2) 本学で養成する人材の説明の中で言及されている「セラピスト」の定義が不明確なため、養成する人材像の妥当性を判断できない。このため、セラピストについて、定義や必要な能力・技術、活躍が期待される主な産業や職業等について説明するとともに、本学において必要な授業科目を履修することで資格を取得できることとされている「エステティシャン」との違いも併せて説明すること。あわせて、(1)の対応で明確にした「ビューティ&ウェルネス産業」の範囲等と当該「セラピスト」との関係や、本学が養成する人材と当該「セラピスト」との関係についても明確に説明すること。

(対応)

審査意見1(1)への対応で説明した、美と健康サービスやビューティ&ウェルネスサービスを担う技術者である「セラピスト」について明確にし、本学が養成する人材像「ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができるセラピストであるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」が妥当であることを説明する。

① セラピストの定義

審査意見1(1)への対応でその定義を明確にした「美と健康サービス産業」及び「ビューティ&ウェルネス産業」において、施術サービスを担う技術者を総称して「セラピスト」と定義し、「美と健康サービス産業」及び「ビューティ&ウェルネス産業」を構成するエステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業での活躍が期待される。

当該産業に従事する技術者であるセラピストは、総務省の日本標準職業分類において、以下のように分類されている。

- ・ エステティシャン（エステティック業）及びネイリスト（ネイルサービス業）
大分類：サービス職業従事者＞中分類：生活衛生サービス職業従事者＞
小分類：美容サービス従事者（美容師を除く）
- ・ アロマセラピスト及びスパセラピスト等（リラクゼーション業）
大分類：サービス職業従事者＞中分類：その他のサービス職業従事者
小分類：他に分類されないサービス職業従事者

上記のうち、エステティック業は、ボディトリートメントやフェイシャルトリートメントなどの施術により、美肌やダイエットなど外面の美しさを追求する業であり、リラクゼーション業は、アロマセラピーやスパセラピーなど癒し効果のある施術を行い内面から心身の調子を整える業であるという点で、両者は異なっているといえる。しかし、実際には、エステティック業界で「三面美容」という考え方が存在し、美容においては「外面の美しさ」「内面の美しさ」「精神面の美しさ」の3つが関係し合っていると考えられている。「身体の外側」の美容には「身体の内側（食事・運動）」と「心（精神）」へのアプローチも不可欠という理解が定着しており、リラクゼーション業界でも美肌やダイエットを目的とした施術を提供している場合があり、エステティック業とリラクゼーション業を一概に区別することはできない。そのため、本学ではこれらの「美」と「健康」を提供する専門職であるエステティシャン、アロマセラピスト、スパセラピスト等を総称して「セラピスト」と定義する。

つまり、ご指摘のセラピストとエステティシャンとの関係性について、以下に示す本学において必要な授業科目を履修することで資格を取得できるエステティシャンは、セラピストの業の一つということである。

<本学において取得を目指せるエステティシャン資格>

○卒業要件を満たすことで取得できる資格

- ・AJESTHE 認定エステティシャン受験資格
- ・AEA 認定エステティシャン受験資格
- ・特定非営利活動法人日本スパ・ウエルネス協会認定ビューティセラピスト受験資格

○卒業後に実務経験を経て取得できる資格

- ・AJESTHE 認定上級エステティシャン受験資格
AJESTHE 認定エステティシャン資格取得後、実務経験を2年以上経ること
- ・AJESTHE 認定トータルエステティックアドバイザー受験資格
AJESTHE 認定上級エステティシャン資格取得後、実務経験を2年以上経ること
- ・AEA 上級認定エステティシャン受験資格
AEA 認定エステティシャン資格取得後、実務経験を2年以上経ること
- ・AEA 認定インターナショナルエステティシャン受験資格
AEA 上級認定エステティシャン資格取得後、実務経験を2年以上経ること

(註) AJESTHE :

一般社団法人日本エステティック協会 (Association of Japanese Estheticians and Beauty Therapists) は、日本における健全なエステティックの普及と発展を目的として1972年に設立された、エステティシャンの養成、教育、資格認定、関連団体との連携等の事業を展開するエステティシャンの職能団体。

AEA :

一般社団法人日本エステティック業協会 (All Nippon Esthetic Association) は、1987年に設立された、エステティック業界の社会的信用と信頼性の確保・向上、コンプライアンス（法令遵守）・エステティシャン教育の向上、正しいエステティック知識の普及と広報活動、関連業界との連携・協力、関連省庁との関係強化によるエステティック業界の信頼向上を推進するエステティックサロンの経営者団体。

特定非営利活動法人日本スパ・ウェルネス協会 :

2004年3月にエステティック業界の健全な発展とセラピストの社会的地位の向上を目的として設立（2005年4月、東京都よりNPO法人として認可）。セラピストには広い知識と高い技術が必要との考えのもと、国内においては、学術会議の挙行、サロンにおけるISO9001取得の推奨、高品質なサービスを提供する優良サロン（ファイブスターサロン）の認定、JEO（日本エステティック機構）認証の上級資格、サービスマナー資格の取得などを推進。海外に向けた活動では、IPSN(国際職業人標準機構)の日本代表および主幹事務局として、エステティックの発展のため、資格レベル統一と相互認証を実施し、海外団体・学校などとの国際交流活動を行っている。

② セラピストに必要な能力

本学が養成する人材は、「ビューティ&ウェルネス産業」のセラピストであり、同じセラピストでも従来の「美と健康サービス産業」のセラピストとは、以下のとおり、質的に異なる。

いずれのセラピストも、クライアントが求める「心身の美と健康」を実現するためのサービスを提供するという点において共通であるが、「美と健康サービス産業」のセラピストが提供するものは、専門学校で教育された経験主義に基づいたマニュアル的なサービスであり、それに対して、「ビューティ&ウェルネス産業」のセラピストが提供するものは、施術の効果の科学的な基盤となる医学的なメカニズムを理解し、価値観が多様化する現代社会に生きる人々のQOL向上に資することができるより質の高いサービスである。すなわち、ビューティ&ウェルネス産業のセラピストには、医学的な知識と洞察力を有し、健康リスクに対する理論と鋭い感覚を備え、付加価値の高い施術を常に探究し実践する能力を備えていることが要請される。

さらに、本学で養成するセラピストは、経営管理・人材マネジメント能力も有していることから、将来的にビューティ&ウェルネス産業を牽引できる人材である。

③ セラピストの活躍が期待される主な産業や職業

セラピストの活躍が期待される主な産業は、上述のとおり、「美と健康サービス産業」や「ビューティ&ウェルネス産業」であり、総務省の日本標準産業分類上の産業では、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業に相当する。

したがって、セラピストの活躍が期待される主な職業は、「美と健康サービス産業」及び「ビューティ&ウェルネス産業」において、施術サービスを提供する技術者としてのセラピストであり、専門学校卒業生は、取得した資格を活かしてセラピストとして就職し、技術者としての道を究めることとなる。

他方で、本学の卒業生の多くも技術者としてのセラピストとして就職することが想定されるが、専門学校では学ぶことができない研究者教員の授業による基礎医学や自然科学の知識を活かして、科学的理論やエビデンスに基づく新たなサービスや商品の企画開発を担う人材や、展開科目を通して修得した経営やマネジメントの知識を活かして、マネジャー職や管理職人材、さらには独立・開業によって、将来的には当該産業の中核的人材となっていくことが期待される。これは、本学の養成する人材像に合致するものである。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (5 ページ)

新	旧
<p>(1) ビューティ&ウェルネス専門職大学を設置する社会的意義</p> <p>イ. 「ビューティ」と「ウェルネス」の科学的基盤の構築とその統合によって生ずる新たな価値</p> <p>d <u>本学が教育・研究の対象とする「ビューティ&ウェルネス産業」</u></p> <p><u>本学では、「美と健康サービス産業」に学際的な研究・考察を加え、科学的基盤を強化した成長産業として注目される「ビューティ&ウェルネス産業」について教育・研究し、当該産業で活躍できる人材を養成する。</u></p> <p><u>「美と健康サービス産業」とは、事業所や施設において美と健康サービスを提供する経済活動である。平成 21 年 (2009 年) 3 月に経済産業省によって公表された「平成 20 年度『美と健康に関する技術者の人材育成のあり方に関する調査研究』報告書」において、「エステティック、アロマ・セラピー、スパ・セラピー、ボディ・リラクゼーションなど、美と健康に関する領域における施術を含む対顧客サービスが「美と健康サービス」と定</u></p>	<p>(1) ビューティ&ウェルネス専門職大学を設置する社会的意義</p> <p>イ. 「ビューティ」と「ウェルネス」の科学的基盤の構築とその統合によって生ずる新たな価値</p>

義されており、各業界が育成する人材の現状と将来像に関して調査・検討した結果が示されている。

対して、「ビューティ&ウェルネス産業」とは、従来の「美と健康サービス」を、「ビューティ&ウェルネス（心身の美と健康を追求することによって生み出される、社会的な安定と幸福感）」をもたらすことを根本理念とする多角的な研究によって、科学的エビデンスに基づく「ビューティ&ウェルネスサービス」として提供する経済活動である。

なお、「美と健康サービス産業」及び「ビューティ&ウェルネス産業」が対象とする具体的な業種に差異は無く、総務省の日本標準産業分類に当てはめると、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業<※>である。また、養成する人材像をはじめ、本申請書において言及している専門職「セラピスト」とは、「美と健康サービス産業」及び「ビューティ&ウェルネス産業」において、施術サービスを担う技術者（エステティシャン、アロマセラピスト、スパセラピスト、ネイリスト等）の総称である。

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

1. 設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
 - (3) 例えば、本学の教育課程やアドミッション・ポリシーを見ると美容師資格の取得や学生の美容師資格の保有を前提としていないと見受けられるが、「メイクアップ実習Ⅱ」のシラバスでは、「顧客の要望に応える多種多様なメイクアップ」など美容の業の範疇に含まれるものと見受けられる内容についての記載がある。これらの行為は、美容師法等で規制されている業務等が含まれることが懸念されることから、実現可能な養成人材像や3つのポリシーとなっているか判然としない。美容師法や理容師法など法令で規制されている業務等と、本学が養成する人材の業務範囲について整理し、本学の教育課程との整合性や妥当性について改めて説明すること。

(対応)

本学が養成する人材は科学的知識を基盤として、エビデンスに基づく施術を行うことができる「セラピスト」であり、審査意見1（2）への対応で説明したとおり、業務範囲はエステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業であって、美容師法に基づく「美容」及び理容師法に基づく「理容」の業務は含まれていない。「メイクアップ実習Ⅱ」のシラバスにおける「顧客の要望に応える多種多様なメイクアップ」とは、総合的な美を求めるクライアントに対して、セラピストとしてそれらの要望に応えるために必要なメイクアップに関する知識教授や技術指導を意味し、実際に提供するメイクアップは、クライアントが自ら行うメイクアップと本質的に差異はなく、ブライダルメイク、パーティメイクなどの美容師が業として行う特別なメイクアップとは異なるものである。

本学の教育課程において、メイクアップに関する知識や技術を身につける授業科目として、「メイクアップ実習Ⅰ」「メイクアップ実習Ⅱ」「企業実習Ⅲ（メイクサロン実習）」を配置しているが、これはセラピストの業であるエステティックの業務に化粧品の販売が想定されていることによる。エステティック資格を取得するための特定非営利活動法人日本エステティック機構（JEO）の1000時間以上履修カリキュラムにおいても、メイクアップの理論と実技の科目が必須となっている。（【資料B】JEOカリキュラム）

なお、化粧品販売を目的としたメイクアップについては、福岡県衛生部長あて厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長回答(昭和28年12月14日衛環第74号)において、「その目的が化粧品の販売にあり、且つ、特定の化粧品の使用方法を実際に取り扱うことによって、顧客に美容のやり方を教えているものに関しては、理容師美容師法を適用する必要はない。」と美容師法等の規制は受けないものと解釈されている。

本学が養成するセラピストは、現代社会における多様な「心身の美と健康」を実現することによって、「QOL向上」に資するための仕組みを社会に実装することができる人材であり、メイクアップやスキンケアについても、カウンセリングによってアドバイスを行うことで、クライアント自身に「QOL向上」のための知識や技術を習得させることは可能であると考えている。

上記のとおり、セラピストが行う業務範囲は、美容師法、理容師法で定義する直接的な容姿を整える業務には該当せず法にも抵触しない。本学では学生が美容師資格を取得しないものの、「ビューティ&ウェルネス」を目指すための「心身の美と健康」を追求する者として、セラピストにメイクアップの知識や技術を修得させることが必要であることから、本学の教育課程にそのための授業科目を配置している。

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

1. 設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (4) 「ビューティ&ウェルネス」について、申請書内に「この分野においてこれまで医学的、科学的な検証方法が導入される機会が得られなかった」との説明がある一方で、「ビューティ&ウェルネス」と関係が深いと考えられるセラピストの施術を「明らかに科学的な、医学的、生理学的な過程である」と説明している箇所もあり、一見すると矛盾をはらむように見受けられることから、セラピストの施術が「明らかに科学的な、医学的、生理学的な過程である」ことの根拠を示した上で、それらの関係性をより明確に説明すること。

(対応)

ご指摘の設置の趣旨等を記載した書類1.(5)イ.「ビューティ&ウェルネス」を実証、展開する科学研究において、「この分野においてこれまで医学的、科学的な検証方法が導入される機会が得られなかった」との説明は、これまでの専門学校教育においては、医学や科学を念頭に置いて教育が行われてはいるものの、セラピスト経験を有する実務家教員によるマニュアル化された禁忌事項などの教育にとどまっており、標準化された医学的、科学的な検証方法が導入される機会を得ることができなかったことを示したかったものであり、適切な表現となっていなかった。

また、設置の趣旨等を記載した書類1.(5)ア. 科学、医学の原理に基づく「ビューティ&ウェルネス」教育において、セラピストの施術が「明らかに科学的な、医学的、生理学的な過程である」との説明は、近年の脳科学進歩によるエビデンス、例えば、母子の接触によるオキシトシン系の活性化を介する安心感、報酬系の活性化による深い心の満足感などに見られるように、クライアントに対する施術の際には、科学的な、医学的、生理学的な過程が生じていると考えることが自然であり、そのことを検証し、施術の改変に繋げ、自身が行う施術の効果を分析的、客観的に測定し、医学的な根拠を持って、施術をより安全に、効果的に進化させていく能力を持つセラピストを養成することを目指しているとの趣旨を述べたかったものであり、説明が不足していた。

以上のことから、「設置の趣旨等を記載した書類」において、適切な記述に修正することとする。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (12 ページ)

新	旧
<p>(5) 本学の教育・研究の理念</p> <p>ア. 科学、医学の原理に基づく「ビューティ & ウェルネス」教育</p> <p>＜中略＞</p> <p>施術の結果としての「美」はクライアントに大きな満足を与え、「ウェルネス」につながることを期待されるが、施術が与えるウェルネスにはもう一つの重要な側面がある。施術は「皮膚に触れる」行為でありクライアントはセラピストを深く信頼して自らの肌に触れることを許容する。人が進んで自らの肌に触れることを許すという場面は極めて稀であり、医療を除いては、従来美容、そして本学が提唱するビューティ&ウェルネスの場面に限られると言ってよい。セラピストは奉仕の心を持って肌に触れ施術を行うが、その際に、クライアントには深い安らぎがもたらされ、総合的な健康感とも言える「ウェルネス」に導かれる。この過程は従来、経験的に捉えられているのみであったが明らかに科学的な、医学的、生理学的な過程であると考えられ、近年の脳科学進歩によるエビデンス、例えば、母子の接触によるオキシトシン系の活性化を介する安心感、報酬系の活性化による深い心の満足感などに見られるように、クライアントに対する施術の際には、科学的な、医学的、生理学的な過程が生じていると考えることが自然であり、そのことを検証し、施術の改変に繋げ、自身が行う施術の効果を分析的、客観的に測定し、医学的な根拠を持って、施術をより安全に、効果的に進化させていく能力を持つセラピストを養成することを目指している。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>(5) 本学の教育・研究の理念</p> <p>ア. 科学、医学の原理に基づく「ビューティ & ウェルネス」教育</p> <p>＜中略＞</p> <p>施術の結果としての「美」はクライアントに大きな満足を与え、「ウェルネス」につながることを期待されるが、施術が与えるウェルネスにはもう一つの重要な側面がある。施術は「皮膚に触れる」行為でありクライアントはセラピストを深く信頼して自らの肌に触れることを許すという場面は極めて稀であり、医療を除いては、従来美容、そして本学が提唱するビューティ&ウェルネスの場面に限られると言ってよい。セラピストは奉仕の心を持って肌に触れ施術を行うが、その際に、クライアントには深い安らぎがもたらされ、総合的な健康感とも言える「ウェルネス」に導かれる。この過程は従来、経験的に捉えられているのみであったが、明らかに科学的な、医学的、生理学的な過程である。すなわち、自律神経支配は交感神経から副交感神経優位へと移行し、カテコールアミン及び副腎皮質ホルモン（ステロイドホルモン）などのストレスホルモンは減少し、ドーパミン、セロトニン、オキシトシンなどの幸福、安定、親和性を促すホルモンが優位となる。呼吸は深く安定し、心拍数、血圧は低下し、骨格筋の緊張は和らぎ、ストレスからの解放、意欲の向上と気分の安定がもたらされる。</p> <p>＜中略＞</p>

イ.「ビューティ&ウェルネス」を実証、展開する科学研究

施術が単に一過性の満足では止まらず、より本質的な効果をもたらされることはこれまでの経験から理解されていた。しかし、この分野においてこれまで、標準化された医学的、科学的な検証方法が導入される機会が得られなかったことから、経験的な施術の有効性を論理的に再構築し、施術のプログラムを客観的な指標を持ってより効果的に改善、再構築することはほとんど行われてこなかった。本学においては、医学的、科学的な知識を有するセラピストの養成を行い、さらに研究面を強力にサポートして、施術の効果を分析的、客観的に測定し、医学的な根拠を持って施術をより安全に、効果的に進化させていく能力を養成する。本学の特色あるリソースとして、広義の施術のバリエーションが挙げられる。例えば、アロマセラピーにおいては要素ごとの多様な嗅覚刺激のバリエーションを有しており、それぞれが、またその組み合わせがどのように人体に影響するかを検証することは極めて興味ある課題である。

イ.「ビューティ&ウェルネス」を実証、展開する科学研究

施術が単に一過性の満足では止まらず、より本質的な効果をもたらされることはこれまでの経験から理解されていた。しかし、この分野においてこれまで医学的、科学的な検証方法が導入される機会が得られなかったことから、経験的な施術の有効性を論理的に再構築し、施術のプログラムを客観的な指標を持ってより効果的に改善、再構築することはほとんど行われてこなかった。本学においては、医学的、科学的な知識を有するセラピストの養成を行い、さらに研究面を強力にサポートして、施術の効果を分析的、客観的に測定し、医学的な根拠を持って施術をより安全に、効果的に進化させていく能力を養成する。本学の特色あるリソースとして、広義の施術のバリエーションが挙げられる。例えば、アロマセラピーにおいては要素ごとの多様な嗅覚刺激のバリエーションを有しており、それぞれが、またその組み合わせがどのように人体に影響するかを検証することは極めて興味ある課題である。

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

1. 設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (5) (1) (2) のとおり、「ビューティ&ウェルネス」及び「セラピスト」の定義等が不明確なため、養成する人材像の妥当性を判断することはできない。このため、前述の審査意見への対応を踏まえて、養成する人材像を明確に説明するとともに、当該人材の活躍を想定している「ビューティ&ウェルネス産業」について、具体的な職業・産業分野等を明らかにすること。

(対応)

審査意見1 (1) (2) を踏まえて、「ビューティ&ウェルネス産業」の具体的な職業・産業分野を明らかにし、本学の養成する人材像を改め、明確に説明する。

本学の養成する人材像は、「ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができるセラピストであるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」である。

変更前の養成する人材像「科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを学び、現代社会における多様な『心身の美と健康』を実現することによって、『QOL向上』に資するための仕組みを社会に実装することができる人材であるとともに、『ビューティ&ウェルネス産業』の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」の分かりにくい表現を改め、明確にした。

ビューティ&ウェルネス産業とは、審査意見1 (1) への対応で説明したとおり、これまでの美と健康サービス産業に学際的視座からの研究を推進して科学的裏付けを強化した成長産業である。言い換えれば、従来の美と健康サービスを、ビューティ&ウェルネス（心身の美と健康を追求することによって生み出される、社会的な安定と幸福感）をもたらすことを根本理念とする多角的な研究によって、科学的エビデンスに基づくビューティ&ウェルネスサービスとして提供する経済活動である。具体的なビューティ&ウェルネス産業が対象とする業種は、総務省の日本標準産業分類に当てはめると、美と健康サービス産業が対象とする業種と同じく、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業である。

修正後の本学で養成する人材像は、①ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々の QOL の向上に資することができるセラピストであり、かつ、②ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材である。

まず、修正後の養成する人材像の前段の、①ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々の QOL の向上に資することができるセラピストとは、設置の趣旨等を記載した書類・資料4「セラピストの能力基準」におけるレベル4「医学的知識及びホスピタリティ能力を基盤として、クライアントに喜びや感動を与えるサービスを創意工夫し、率先して実行に当たること、極めて高いクライアント満足を実現し、店舗・サロンの利益創出やプレゼンス向上に貢献できる能力水準」を備えた人材である。

次に、修正後の養成する人材像の後段の②ビューティ&ウェルネス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材とは、設置の趣旨等を記載した書類・資料4「セラピストの能力基準」におけるレベル4「経営・マネジメント能力等を基盤として、旗艦店、大規模店舗のマネジャーやエリアマネジャーとして、営業戦略の策定やその実行管理等のマネジメントを確実に推進でき、組織の中長期的な方針やビジョンを示し、組織全体をマネジメントすることで、企業利益を先導・創造することができる能力水準」を備えた人材である。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (17 ページ)

新	旧
<p>(6) 養成する人材に求められる能力・資質 ア. どのような人材を養成するのか</p> <p>人々の価値観が多様化した現代社会では、それぞれの人々が価値を置く美しさとは何か、QOL とは何かを適切に理解したうえで、「ビューティ&ウェルネスサービス」を利用するクライアントが満足するサービスを提供することが求められている。個人それぞれが求める「心身の美と健康」の実現を支援し、健康寿命を延伸させるための健康で幸せな生活に対するコンサルティングを担う人材</p>	<p>(6) 養成する人材に求められる能力・資質 ア. どのような人材を養成するのか</p> <p>人々の価値観が多様化した現代社会では、それぞれの人々が価値を置く美しさとは何か、QOL とは何かを適切に理解したうえで、「ビューティ&ウェルネスサービス」を利用するクライアントが満足するサービスを提供することが求められている。個人それぞれが求める「心身の美と健康」の実現を支援し、健康寿命を延伸させるための健康で幸せな生活に対するコンサルティングを担う人材</p>

の養成が急務である。

本学の養成する人材像は、「ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができるセラピストであるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」である。

<中略>

イ. 養成する人材に求められる能力

「ビューティ&ウェルネス産業」において求められる具体的な能力は、厚生労働省が策定した「エステティック業の職業能力評価基準」のレベル区分の目安が参考となる。「職業能力評価基準」とは、仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例（職務遂行能力）」を業種別、職種・職務別に整理したものである。エステティック業界においては、平成30年（2018年）にエステティック業における「職業能力評価基準」<資料4>及び「キャリア形成の例」<資料5>をそれぞれ取りまとめている。

この「職業能力評価基準」にあてはめると、既設の専門学校の卒業生は、レベル2（専門的な知識・技術を有し、クライアントのニーズに応える「ビューティ&ウェルネスサービス」を提供することで、店舗・サロンの利益やクライアントの満足を実現できる能力水準）に位置づけられるセラピストとして、各施設で即戦力となれる能力を備えている。本学の卒業生は、少なくともレベル3（コミュ

の養成が急務である。

本学で養成する人材像は、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを学び、現代社会における多様な「心身の美と健康」を実現することによって、「QOL向上」に資するための仕組みを社会に実装することができる人材であるとともに、「ビューティ&ウェルネス産業」の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材である。

<中略>

イ. 養成する人材に求められる能力

「ビューティ&ウェルネス産業」において求められる具体的な能力は、厚生労働省が策定した「エステティック業の職業能力評価基準」のレベル区分の目安が参考となる。「職業能力評価基準」とは、仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例（職務遂行能力）」を業種別、職種・職務別に整理したものである。エステティック業界においては、平成30年（2018年）にエステティック業における「職業能力評価基準」<資料4>及び「キャリア形成の例」<資料5>をそれぞれ取りまとめている。

この「職業能力評価基準」にあてはめると、既設の専門学校の卒業生は、レベル2（専門的な知識・技術を有し、クライアントのニーズに応える「ビューティ&ウェルネスサービス」を提供することで、店舗・サロンの利益やクライアントの満足を実現できる能力水準）に位置づけられるセラピストとして、各施設で即戦力となれる能力を備えている。本学の卒業生は、少なくともレベル3（店舗・

ニケーション能力及びカウンセリング能力等を基盤として、多様なクライアントのニーズに的確に応えるビューティ&ウェルネスのサービスを提供することで、店舗・サロンの利益拡大やクライアント満足の向上に貢献し、経営・マネジメント能力等を基盤として、店舗・サロンのマネジャーとして、営業計画の策定、実行管理等の日常的なマネジメントを確実に推進し、上位方針を踏まえて組織の方針を策定し、その達成に向けたマネジメントを推進することで、企業利益の拡大に貢献できる能力水準)に相当する能力を備えていることを想定している。さらに、職業と密接に結びついた本学が、この「職業能力評価基準」にあるレベル4 (医学的知識及びホスピタリティ能力を基盤として、クライアントに喜びや感動を与えるサービスを創意工夫し、率先して実行に当たることで、極めて高いクライアント満足を実現し、店舗・サロンの利益創出やプレゼンス向上に貢献し、経営・マネジメント能力等を基盤として、旗艦店、大規模店舗のマネジャーやエリアマネジャーとして、営業戦略の策定やその実行管理等のマネジメントを確実に推進でき、組織の中長期的な方針やビジョンを示し、組織全体をマネジメントすることで、企業利益を先導・創造することができる能力水準)に相当する素養を身につけた専門職業人を養成できれば、ビューティ&ウェルネスサービス施設を営む企業の競争力向上やセラピストの生産性向上、さらにはクライアントの満足度向上やセラピスト一人ひとりのキャリア形成や自己実現につながり、業界全体の発展やセラピストの地位向上に寄与できることが期待される。

サロンのマネジャーとして、営業計画の策定、実行管理等の日常的なマネジメントを確実に推進できる能力水準)に相当する店舗マネジメント能力を備えていることを想定している。さらに、職業と密接に結びついた本学が、この「職業能力評価基準」にあるレベル4 (旗艦店、大規模店のマネジャーやエリアマネジャーとして、営業戦略の策定やその実行管理等のマネジメントを確実に推進できる能力水準)に相当する素養を身につけた専門職業人を養成できれば、ビューティ&ウェルネスサービス施設を営む企業の競争力向上やセラピストの生産性向上、さらにはクライアントの満足度向上やセラピスト一人ひとりのキャリア形成や自己実現につながり、業界全体の発展やセラピストの地位向上に寄与できることが期待される。

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

1. 設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (6) 前述の審査意見のとおり、「ビューティ&ウェルネス」及び「セラピスト」の定義等が不明確であり、養成する人材像の妥当性も判断できず、当該人材が身に付けるべき資質・能力も判然としないため、ディプロマ・ポリシーの妥当性やその整合性を判断することができない。このため、前述の審査意見への対応を踏まえて、養成する人材像とディプロマ・ポリシーの整合性について、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見1（5）への対応で明確にした養成する人材像を踏まえ、妥当性を有するディプロマ・ポリシーに改め、養成する人材とディプロマ・ポリシーの整合性について、説明する。

○ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針、DP）

ビューティ&ウェルネス学科では、教育目的に基づき、所定の単位を修得し、以下に定める能力を持つ者に対し、ビューティ&ウェルネス学士（専門職）の学位を授与する。

DP1. ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。

変更前の DP1. は「ビューティ&ウェルネス分野という新しい専門職領域を切り拓く意思を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」であったが、ビューティ&ウェルネス分野という新しい専門職領域を切り拓くという表現が曖昧であったことから、養成する人材像に示したように、本学がビューティ&ウェルネス産業で活躍することが期待される人材を養成することを明確にした。

DP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。

変更前の DP2. は「現代社会における多様な価値観を理解し、ビューティ&ウェルネスサービス利用者と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を身につけている。」であった。養成する人材像の「現代社会における多様な『心身の美と健康』を実現する」ため、クライアントが望む「心身の美と健康」を理解す

るための能力を養成する。現代社会では、価値観が多様化し、人それぞれが美しいと思うもの、また快適と感じるものも多様化していることから、ビューティ&ウェルネス産業においては、クライアントの心が満たされるような心が通じ合うコミュニケーション、さらに相手の立場に立った言動を心がける必要がある。また、審査意見1(7)への対応のCP1でも説明しているように、コミュニケーション能力は、ビューティ&ウェルネス産業で他者と協働して業務を行うためにも必要な能力であることから、対象者をビューティ&ウェルネスサービス利用者に限定しないこととした。

DP3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。

養成する人材像の「現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資する」ためには、基礎的な医学的知識を用いて、健康管理ができる能力が必要である。少子高齢社会の進展や疾病構造が変化する中で、健康を維持・増進したいと考えている人々に対して、知識を提供するだけでなく、いつまでも若く美しく健康でQOLの高い人生を送るための直接的な運動指導や食事指導を可能とする能力である。

DP4. 個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術を身につけている。

養成する人材像の「現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資する」ためには、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスの知識と技術を備えていなければならない。

なお、変更前のDP4.は「個人それぞれの価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識及び技術を身につけている。」であったが、他の3つのポリシーの表現にあわせて、「個人それぞれ」を「個人」に、「知識及び技術」を「知識と技術」に変更した。

DP5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。

修正後の養成する人材像の後段部分「ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」に対応する能力である。具体的には、人々の価値観が多様化している現代において、時代の変化を捉えて、企業において新たなサービスを立案・提案する企画運営能力や自ら起業して事業化する能力のことである。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (20 ページ)

新	旧
<p>(7) ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー (入学者受け入れ方針)</p> <p>ア. ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針、DP)</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科では、教育目的に基づき、所定の単位を修得し、以下に定める能力を持つ者に対し、ビューティ&ウェルネス学士 (専門職) の学位を授与する。</p> <p>DP1. ビューティ&ウェルネス<u>産業で活躍しようとする</u>意思を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。</p> <p>DP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、<u>コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。</u></p> <p>DP3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。</p> <p>DP4. <u>個人</u>の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識<u>と</u>技術を身につけている。</p> <p>DP5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。</p>	<p>(7) ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針)、アドミッション・ポリシー (入学者受け入れ方針)</p> <p>ア. ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針、DP)</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科では、教育目的に基づき、所定の単位を修得し、以下に定める能力を持つ者に対し、ビューティ&ウェルネス学士 (専門職) の学位を授与する。</p> <p>DP1. ビューティ&ウェルネス<u>分野という新しい専門職領域を切り拓く</u>意思を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。</p> <p>DP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、<u>ビューティ&ウェルネスサービス利用者と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を身につけている。</u></p> <p>DP3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。</p> <p>DP4. <u>個人それぞれの</u>価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識<u>及び</u>技術を身につけている。</p> <p>DP5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。</p>

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

1. 設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (7) 前述の審査意見のとおり、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの妥当性やその整合性を判断することができないため、カリキュラム・ポリシーの妥当性も明らかではない。前述の審査意見への対応を踏まえ適切に改めること。また、示されているカリキュラム・ポリシーには、学修成果の評価の在り方等に関する具体的な記述が見受けられないことから、適切に改めること。

(対応)

審査意見1（5）への対応で明確にした養成する人材像及び審査意見1（6）への対応で明確にしたディプロマ・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーを改め、その妥当性を説明する。なお、カリキュラム・ポリシーに、学習成果の評価の在り方等に関する具体的な記述がなされていなかったことから、追記する。

○カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針、CP）

ビューティ&ウェルネス学科は、ディプロマ・ポリシーに示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

専門職大学の制度の趣旨に則って、理論を重視した専門知識と職業的実践能力を修得し、新たな価値創造を担う人材を養成するために、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を体系的かつ有機的に組み合わせ、段階的に履修できるような教育課程を編成・実施する。

学修の成果は、授業科目の特性、授業形式を踏まえ、シラバスに記載された評価方法に従い、到達目標の達成状況を適正に評価するとともに、GPA を用いて教育課程における学習達成度を客観的に評価する。

CP1. ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性、専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を身につけられる科目を配置する。

CP1. は、DP1. 「ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意志を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」及びDP2. 「現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。」を達成させることを目的とする。

変更前の CP1. は「ビューティ&ウェルネスサービス業を担う多様な職種の人々と協

働して、専門職業人としての職域を広げる素養を身につけられるような科目を配置する。」であったが、専門職業人としての職域を広げる素養という表現が曖昧であったことから、身につけるべき素養を具体化した。対応する主な授業科目の区分は、「基礎科目」が該当する。

CP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、個人が理想とする美しさと健康の実現への支援に主体性を持って取り組み、多様な人々に対応できるコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う科目を配置する。

CP2. は、DP2 「現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。」を達成させることを目的とする。

変更前の CP2. は「現代社会における多様な価値観を理解し、個々人が理想とする美しさと健康の実現への支援に主体性を持って取り組み、多様な人々に対応できるコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う科目を配置する。」であったが、個々人という表現について、3つのポリシーにおいては、個人に統一する。対応する主な授業科目の区分は、「基礎科目【言語とコミュニケーション】【人間と文化】」「職業専門科目【心身の美の追求】」が該当する。

CP3. 個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得する科目を配置する。

CP3. は、DP3 「修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」を達成させることを目的とする。

変更前の CP3. は「個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得するための科目を配置する。」であったが、「するための科目」という表現について、「ための」を削除し、他のカリキュラム・ポリシーに合わせた。対応する主な授業科目の区分は、「職業専門科目【基礎医学とヘルスプロモーション】」が該当する。

CP4. ビューティ&ウェルネスサービス施設において、個人の価値観やニーズに合わせたサービスを提供するための知識と技術を修得する科目を配置する。

CP4. は、DP4 「個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術を身につけている。」を達成させることを目的とする。

変更前の CP4. は「ビューティ&ウェルネスサービス施設において、それぞれのクライアントの価値観やニーズにあわせてサービスを提供するための知識とスキルを学修する科目を配置する。」であったが、「それぞれのクライアント」を「個人」に、「スキル」を「技術」に、「学修」を「修得」にと、他のカリキュラム・ポリシーの表現に合わせた。対応する主な授業科目の区分は、「職業専門科目【心身の美の追求】」が該当する。

CP5. ビューティ&ウェルネスサービス施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するための経営・マネジメントを学び、ビューティ&ウェルネス産業の振興に貢献するための課題発見力と問題解決力を養う科目を配置する。

CP5. は、DP5「経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。」を達成させることを目的とする。

変更前の CP5. は、「ビューティ&ウェルネスサービス企業において中核的な役割を果たす人材として活躍するための経営・マネジメントを実習やインターンシップで学ぶ科目を配置する。」であったが、ビューティ&ウェルネスサービス企業をビューティ&ウェルネスサービス施設に変更し、養成する人材像に合わせた。また、DP5 の「ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる」と整合させるため、「ビューティ&ウェルネス産業の振興に貢献するための課題発見力と問題解決力を養う」とした。対応する主な授業科目の区分は、「展開科目」「総合科目」が該当する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (20 ページ)

新	旧
<p>イ. カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針、CP)</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科は、ディプロマ・ポリシーに示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>専門職大学の制度の趣旨に則って、理論を重視した専門知識と職業的実践能力を修得し、新たな価値創造を担う人材を養成するために、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を体系的かつ有機的に組み合わせ、</p>	<p>イ. カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針、CP)</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科は、ディプロマ・ポリシーに示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>専門職大学の制度の趣旨に則って、理論を重視した専門知識と職業的実践能力を修得し、新たな価値創造を担う人材を養成するために、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を体系的かつ有機的に組み合わせ、</p>

段階的に履修できるような教育課程を編成・実施する。

学修の成果は、授業科目の特性、授業形式を踏まえ、シラバスに記載された評価方法に従い、到達目標の達成状況を適正に評価するとともに、GPA を用いて教育課程における学習達成度を客観的に評価する。

CP1. ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性、専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を身につけられる科目を配置する。

CP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、個人が理想とする美しさと健康の実現への支援に主体性を持って取り組み、多様な人々に対応できるコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う科目を配置する。

CP3. 個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得する科目を配置する。

CP4. ビューティ&ウェルネスサービス施設において、個人の価値観やニーズに合わせたサービスを提供するための知識と技術を修得する科目を配置する。

CP5. ビューティ&ウェルネスサービス施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するための経営・マネジメントを学び、ビューティ&ウェルネス産業の振興に貢献するための課題発見力と問題解決力を養う科目を配置する。

段階的に履修できるような教育課程を編成・実施する。

CP1. ビューティ&ウェルネスサービス業を担う多様な職種の人々と協働して、専門職業人としての職域を広げる素養を身につけられるような科目を配置する。

CP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、個人が理想とする美しさと健康の実現への支援に主体性を持って取り組み、多様な人々に対応できるコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う科目を配置する。

CP3. 個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得するための科目を配置する。

CP4. ビューティ&ウェルネスサービス施設において、それぞれのクライアントの価値観やニーズにあわせてサービスを提供するための知識とスキルを学修する科目を配置する。

CP5. ビューティ&ウェルネスサービス企業において中核的な役割を果たす人材として活躍するための経営・マネジメントを実習やインターンシップで学ぶ科目を配置する。

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

1. 設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (8) アドミッション・ポリシーについて、関係する審査意見への対応を踏まえ、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、教育課程等との整合性を担保した上で、妥当なものであることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、AP5の「ウェルネス産業としてのビューティ&ウェルネスサービス施設」について、関連する審査意見への対応で説明した「ビューティ&ウェルネス産業」と「ウェルネス産業」との関係や、「ビューティ&ウェルネス」と「ビューティ&ウェルネスサービス」との関係、「ビューティ&ウェルネスサービス施設」が具体的にどのようなものか、をそれぞれ明らかにすること。さらに、本学は編入学者の定員を設定していることから、編入学者に対して求める知識や能力等についても明確にすること。

(対応)

審査意見1（6）への対応で明確にしたディプロマ・ポリシーや審査意見1（7）への対応で明確にしたカリキュラム・ポリシー及び対応する授業科目の区分を踏まえ、アドミッション・ポリシーの妥当性を説明する。また、編入学者に対して求める知識や能力等について、説明する。

○アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針、AP）

ビューティ&ウェルネス専門職大学の教育理念や教育目標を十分に理解し、ビューティ&ウェルネス産業の専門職業人（セラピスト）として成長しようとする意欲のある、次のような学生を受け入れる。

AP1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎学力を有している人（知識・技能）

AP1. に関して、学力の3要素の「知識・技能」として、DP1「ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」を達成するための基礎能力となる。特に一般選抜では、専門職にとって必要な知識を得るために必要な論理的思考力、語学力を重視するため、国語、数学、英語の試験を実施する。

AP2. 周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、実践に向けて努力できる人（コミュニケーション力・思考力・判断力・

表現力)

AP2. に関して、学力の 3 要素の「思考力・判断力・表現力」として、DP2「現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。」を達成するために必要な能力である。ビューティ&ウェルネス産業のセラピストにとって、接客技術の評価を左右するコミュニケーション能力及びホスピタリティ能力が特に求められることから、すべての入学選抜において、面接試験を行うこととする。

AP3. ヘルスプロモーションの視点から、人々の豊かな生活に資することを意識し、専門的な知識と技術を身につけようとする人（目標を持って主体的に学ぶ能力）

AP3. に関して、学力の 3 要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」として、DP3「修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」を達成するために必要な能力であり、プレゼンテーション試験・グループディスカッション試験、面接試験、調査書で評価する。

AP4. ビューティ&ウェルネス産業で活躍するセラピストを志し、高い学習意欲を持って、資格取得に積極的に取り組むことができる人（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）

AP4. に関して、学力の 3 要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」として、DP4「個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術を身につけている。」を達成するために必要な能力であり、プレゼンテーション試験・グループディスカッション試験、面接試験、調査書で評価する。

AP5. ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）

AP5. に関して、学力の 3 要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」として、DP5「経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。」を達成するために必要な能力であり、プレゼンテーション試験・グループディスカッション試験、面接試験、調査書で評価する。

審査意見にあるとおり、変更前の AP5. は、「ウェルネス産業としてのビューティ&ウェルネスサービス施設の経営に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人」であったが、「ウェルネス産業としてのビューティ&ウェルネスサービス企業」が分かりにくい表現であることから、「ウェルネス産業としての」の文言を削除した。なお、「ビューティ&ウェルネス」とは、「心身の美と健康を追求することによって生み出される、社会的な安定と幸福感」であり、それを実現することができる産業が「ビューティ&ウェルネス産業」である。エステティックやリラクゼーションといった、従来の美と健康サービス産業においてセラピストによって提供されていた「美と健康サービス」に科学的・医学的エビデンスを増強したサービスこそが、「ビューティ&ウェルネスサービス」である。「ビューティ&ウェルネスサービス施設」とは、ビューティ&ウェルネスサービスを提供する施設であり、具体的にはエステティックサロンやリラクゼーションサロンなどである。

なお、養成する人材像と 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッション・ポリシー）、教育課程とのつながりについては、審査意見 1（9）への対応で示す図（【資料 C】ビューティ&ウェルネス学科カリキュラムツリー）のとおりである。

○編入学者に対して求める知識や能力について

編入学者に対して求める知識や能力等については、設置の趣旨等を記載した書類 12.（1）編入学の対象者で説明しているとおり、前述の 5 つのアドミッション・ポリシーに加え、以下の編入学者のアドミッション・ポリシーを設定している。

「本学への編入学の目的が明確であり、エステティックに関する基本的な知識と技術を備えている人」

編入学の出願資格として、「特定非営利活動法人日本エステティック機構（JEO）認証上級試験に合格している者」（「一般社団法人日本エステティック協会（AJESTHE）認定上級エステティシャン」「一般社団法人日本エステティック業協会（AEA）上級認定エステティシャン」「特定非営利活動法人日本スパ・ウェルネス協会認定ビューティセラピスト」のいずれかの資格を取得している者）としていることで、エステティックに関する基本的な知識と技術を備えていることを認める。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類 設置の趣旨及び必要性（21 ページ）

新	旧
ウ. アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針、AP）	ウ. アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針、AP）

<p>ビューティ&ウェルネス専門職大学の教育理念や教育目標を十分に理解し、ビューティ&ウェルネス産業の専門職業人(セラピスト)として成長しようとする意欲のある、次のような学生を受け入れる。</p> <p>AP1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎学力を有している人(知識・技能)</p> <p>AP2. 周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、実践に向けて努力できる人(コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力)</p> <p>AP3. ヘルスプロモーションの視点から、人々の豊かな生活に資することを意識し、専門的な知識と技術を身につけようとする人(目標を持って主体的に学ぶ能力)</p> <p>AP4. ビューティ&ウェルネス産業で活躍するセラピストを志し、高い学習意欲を持って、資格取得に積極的に取り組むことができる人(高い意欲を持って目標達成に取り組む態度)</p> <p>AP5. ウェルネス産業としてのビューティ&ウェルネスサービス施設の経営に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人(広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度)</p>	<p>ビューティ&ウェルネス専門職大学の教育理念や教育目標を十分に理解し、ビューティ&ウェルネス産業の専門職業人(セラピスト)として成長しようとする意欲のある、次のような学生を受け入れる。</p> <p>AP1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎学力を有している人(知識・技能)</p> <p>AP2. 周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、実践に向けて努力できる人(コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力)</p> <p>AP3. ヘルスプロモーションの視点から、人々の豊かな生活に資することを意識し、専門的な知識と技術を身につけようとする人(目標を持って主体的に学ぶ能力)</p> <p>AP4. ビューティ&ウェルネス産業で活躍するセラピストを志し、高い学習意欲を持って、資格取得に積極的に取り組むことができる人(高い意欲を持って目標達成に取り組む態度)</p> <p>AP5. <u>ウェルネス産業としてのビューティ&ウェルネスサービス施設の経営</u>に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人(広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度)</p>
---	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

9. 入学者選抜の概要 (65 ページ)

新	旧
<p>(1) アドミッション・ポリシー (入学者の受入れ方針)</p> <p>ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科は、高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康で QOL の高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業</p>	<p>(1) アドミッション・ポリシー (入学者の受入れ方針)</p> <p>ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科は、高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康で QOL の高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業</p>

人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成することを教育目的としていることから、入学者の受入れにおいては、以下のような知識・能力・態度を有した人を選抜することを基本方針（アドミッション・ポリシー）とする。入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価することができる方法とする。

AP1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎学力を有している人（知識・技能）

AP2. 周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、実践に向けて努力できる人（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）

AP3. ヘルスプロモーションの視点から、人々の豊かな生活に資することを意識し、専門的な知識と技術を身につけようとする人（目標を持って主体的に学ぶ能力）

AP4. ビューティ&ウェルネス産業で活躍するセラピストを志し、高い学習意欲を持って、資格取得に積極的に取り組むことができる人（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）

AP5. ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）

人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成することを教育目的としていることから、入学者の受入れにおいては、以下のような知識・能力・態度を有した人を選抜することを基本方針（アドミッション・ポリシー）とする。入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価することができる方法とする。

AP1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎学力を有している人（知識・技能）

AP2. 周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、実践に向けて努力できる人（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）

AP3. ヘルスプロモーションの視点から、人々の豊かな生活に資することを意識し、専門的な知識と技術を身につけようとする人（目標を持って主体的に学ぶ能力）

AP4. ビューティ&ウェルネス産業で活躍するセラピストを志し、高い学習意欲を持って、資格取得に積極的に取り組むことができる人（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）

AP5. ウェルネス産業としてのビューティ&ウェルネスサービス施設の経営に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人（広い視座から、新しい試みに

<p>AP1. に関して、3要素の「知識・技能」<u>として、DP1「ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」を達成するための基礎能力となる。</u>特に一般選抜では、専門職にとって必要な知識を得るために必要な論理的思考力、語学力を重視するため、国語、数学、英語の試験を実施する。</p> <p>AP2. に関して、3要素の「思考力・判断力・表現力」として、<u>DP2「現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。」を達成するために必要な能力である。</u>ビューティ&ウェルネス産業のセラピストにとって、接客技術の評価を左右するコミュニケーション能力が特に求められることから、すべての入学者選抜において、面接試験を行うこととする。</p> <p>AP3. に関して、<u>学力の3要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」として、DP3「修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」を達成するために必要な能力であり、プレゼンテーション試験・グループディスカッション試験、面接試験、調査書で評価する。</u></p> <p>AP4. に関して、<u>学力の3要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」として、DP4「個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術を身につけている。」を達成するために必要な能力であり、プレゼ</u></p>	<p>挑戦しようとする態度)</p> <p>AP1. に関して、3要素の「知識・技能」<u>として、DP1「ビューティ&ウェルネス分野という新しい専門職領域を切り拓く意思を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」を達成するための基礎能力となる。</u>特に一般選抜では、専門職にとって必要な知識を得るために必要な論理的思考力、語学力を重視するため、国語、数学、英語の試験を実施する。</p> <p>AP2. に関して、3要素の「思考力・判断力・表現力」として、<u>DP2「現代社会における多様な価値観を理解し、ビューティ&ウェルネスサービス利用者と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を身につけている。」を達成するために必要な能力である。</u>ビューティ&ウェルネス産業のセラピストにとって、接客技術の評価を左右するコミュニケーション能力が特に求められることから、すべての入学者選抜において、面接試験を行うこととする。</p> <p>AP3. に関して、<u>DP3「修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」を達成するために必要な条件である。</u></p> <p>AP4. に関して、<u>DP4「個人それぞれの価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識及び技術を身につけている。」を達成するために必要な条件である。</u></p>
---	--

ンテーション試験・グループディスカッション試験、面接試験、調査書で評価する。

AP5. に関して、学力の3要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」として、DP5「経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。」を達成するために必要な能力であり、プレゼンテーション試験・グループディスカッション試験、面接試験、調査書で評価する。

入学資格は、学校教育法第90条の規定により、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力がある者と認められた者とする。

<中略>

(3) 募集人員と入学者選抜の方法

イ. 入学者選抜の方法及び募集人員

e 編入学総合選抜

<中略>

編入学者に対して求める知識や能力等については、前述の5つのアドミッション・ポリシーに加え、以下の編入学者のアドミッション・ポリシーを設定する。

AP 編. 本学への編入学の目的が明確であり、
エステティックに関する基本的な知識と
技術を備えている人

AP5. に関して、DP5「経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。」を達成するために必要な条件である。

AP3. ～AP5. については、3要素の「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の素養、及び本学の養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを理解し、将来的な職業選択を視野にした入学者の学習意欲を判定するため、面接試験の他、調査書を活用する。

入学資格は、学校教育法第90条の規定により、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力がある者と認められた者とする。

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

1. 設置の趣旨、養成する人材像、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
(9) (1)～(8)についてそれぞれ明確に説明し、必要に応じて適切に改めた上で、養成する人材像及び3つのポリシーの関係性や整合性について、図や表を用いつつ、改めて明確に説明すること。

(対応)

審査意見1 (1)～(8)への対応で説明した内容を踏まえ、養成する人材像及び3つのポリシーの関係性や整合性を明確にするため、設置の趣旨等を記載した書類・資料9「ビューティ&ウェルネス学科カリキュラムツリー」を修正する。（【資料C】ビューティ&ウェルネス学科カリキュラムツリー）

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

2. 学則について、職員組織に関する規定が定められていないことから、適切に改めること。

(対応)

学則について、職員組織に関する規定が定められていないことから、事務組織について規定する。

学校教育法施行規則第4条第1項第5号で、職員組織に関する事項を学則に記載しなければならないと規定されており、本学学則第7条において教員組織について記載していたが、事務組織について記載されていなかったため、以下のとおり、新たに追記する。

第4章 事務組織

(事務局)

第16条 本学に、事務局を置き、その事務を分掌させるため、次の各号に掲げる課を置く。

- (1) 大学事務課
- (2) 入試広報課
- (3) 総務課
- (4) 財務会計課

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

※ 以下、章及び条を繰り下げ。

(参照) ビューティ&ウェルネス専門職大学 学則 (案)

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

3. 大学、学部、学科の名称について、「ビューティ&ウェルネス」という用語を用いているが、審査意見1のとおり、その定義等が不明確なため、その妥当性を判断できない。また、学位の名称についても、大学等の名称と同様に「ビューティ&ウェルネス」の定義等が不明確なことに加えて、「ビューティ&ウェルネス産業」が職業・産業分野として成立しているかが明らかではなく、職業・産業分野の名称を付すことを基本とする専門職大学における学位の名称としてふさわしいものか不明確である。このため、「ビューティ&ウェルネス」を冠する各名称について、関連する審査意見への対応を踏まえて、専門職大学としてふさわしいものであることを明確に説明すること。

(対応)

大学、学部、学科の名称を「ビューティ&ウェルネス専門職大学ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科」とし、学位の名称を「ビューティ&ウェルネス学士（専門職）」とすることについて、妥当性を説明する。

大学、学部、学科の名称の名称に「ビューティ&ウェルネス」を冠したのは、設置の趣旨等を記載した書類・3. 大学、学部、学科の名称及び学位の名称で説明したとおり、「ビューティ&ウェルネス」研究の推進と教育体系の構築を通じて、「ビューティ&ウェルネス産業」における多様な要望に応じて活躍できる人材を育て、社会に送り出すことを目的とする専門職大学であることを端的に示すためである。

審査意見1（1）への対応で説明したとおり、「ビューティ&ウェルネス」とは、「心身の美と健康を追求することによって生み出される、社会的な安定と幸福感」であり、具体的には、「美」への感性がもたらす満足感や、人々のQOLの向上に資する美容、非医療行為であるボディケア、メンタルケアなどを行うセラピー（施術）、及び医療とのリエゾン（架け橋）としての役割を果たすものであり、医療が必要とされるリスクを低減させることや、医療後の心身のケアに役立てることを目指すものである。「ビューティ&ウェルネス」に関する学術理論の構築と「ビューティ&ウェルネス産業」界の発展に寄与することを目的としたビューティ&ウェルネス研究とその成果を還元する教育によって、「ビューティ&ウェルネス産業」界で活躍できる人材を養成する。

「ビューティ&ウェルネス産業」とは、総務省の日本標準産業分類に当てはめれば、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業であり、産業分野として成立している。本学では、「ビューティ&ウェルネス産業」の専門職業人を養成することから、産業分野の名称を付すという専門職大学の基本に則り、学位名称を「ビューティ&ウェルネス学士（専門職）」とした。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 3. 大学、学部、学科の名称及び学位の名称 (37 ページ)

新	旧
<p>(2) 学位の名称</p> <p>ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科で授与する学位名称を「ビューティ&ウェルネス学士 (専門職)」、英語名称を「Bachelor of Science in Beauty & Wellness」とする。</p> <p>本学では、所定の期間在学し、学科の教育目的に沿って設定した授業科目を履修し、卒業要件となる単位数を取得した者に学位を授与することとする。学位名称については、専門職大学においては、学問分野ではなく、職業・産業分野を適切に表す名称とする必要があり<註 11>、卒業後に、<u>エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業</u>といったビューティ&ウェルネス産業界で活躍できる能力を備えていることを端的に表現するものとした。</p>	<p>(2) 学位の名称</p> <p>ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科で授与する学位名称を「ビューティ&ウェルネス学士 (専門職)」、英語名称を「Bachelor of Science in Beauty & Wellness」とする。</p> <p>本学では、所定の期間在学し、学科の教育目的に沿って設定した授業科目を履修し、卒業要件となる単位数を取得した者に学位を授与することとする。学位名称については、専門職大学においては、学問分野ではなく、職業・産業分野を適切に表す名称とする必要があり<註 11>、卒業後に、ビューティ&ウェルネス産業界で活躍できる能力を備えていることを端的に表現するものとした。</p>

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

4. 審査意見1のとおり、設置の趣旨、養成する人材像及び3つのポリシーの妥当性が不明確であるため、教育課程の妥当性を判断することができない。このため、関連する他の審査意見への対応を踏まえて、本学科の教育課程が、適正なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系性が担保された上で、専門職大学としてふさわしい内容として適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、以下の点も併せて明確に説明すること。

(1) 専門学校の教育との違いとして、「専門学校ではなく専門職大学における理論と技術の両面から構築された教育課程で幅広く学ぶ」とあるが、例えば、配置されている授業科目やその内容、体系性の違いなど、既設の専門学校の教育課程との差異が判然としない。

(対応)

ビューティ&ウェルネス専門職大学ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科（以下「本学」という。）とミス・パリ・ビューティ専門学校トータルビューティ学科（以下「既設の専門学校」という。）との教育課程の差異について説明し、明確になるように「設置の趣旨等を記載した書類」を改める。

近年の産業構造の急速な転換と社会構造の大きな変動によって、高度で実践的かつ創造的な職業教育の充実が喫緊の課題となっており、新しい職業教育への要請と期待が年々大きくなってきている。

その中で、専門教育と教養教育や学術研究をあわせて行うこれまでの大学の強みと、主として特定の職業、実務での即戦力として直接必要とされる実践的知識、技能の養成を行う専門学校の強みの双方をあわせ持った新しい職業教育の枠組みが求められ、実践的な職業教育に重点を置き、成長分野等を中心に業務の革新や新規分野を開拓する人材を養成することを目指すものとして、新たな制度として「専門職大学」が創設された。

この専門職大学の理念・特性を踏まえ、既設の専門学校の教育と本学の教育の特徴について説明する。

① 既設の専門学校の教育課程と本学の教育課程の差異について

既設の専門学校の教育課程は、専修学校設置基準を満たし、特定非営利活動法人日本SPA・ウェルネス協会の認定校として、協会認定のビューティセラピスト資格を取得するための専門知識及び技術の習得を目指す教育科目により構成されており、特定非営利活動法人日本エステティック機構（JEO）のエステティシャン指針の「1000時間以上履修カリキュラム（内訳…理論：280時間、実技理論：100時間、実技：620時間）」に基

づいている。

授業科目はすべて必修科目で、「一般科目」：390 時間（26 単位）と「専門科目」：1,695 時間（78 単位）で構成され、技術者として基本となるエステティックの知識と技術を持つ即戦力のセラピストの養成に特化した教育課程となっている。（【資料 B】 JEO カリキュラム）

一方、本学は、特定非営利活動法人日本スパ・ウェルネス協会認定ビューティセラピスト資格を取得するための授業科目を含め、専門職大学制度の特徴である高度な実践力と豊かな創造力を有するセラピストを養成するために、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」の 4 つの区分で教育課程を設定している。卒業要件単位数は 132 単位（内訳…基礎科目：27 単位、職業専門科目：79 単位、展開科目：22 単位、総合科目：4 単位）となっており、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」には選択科目を配置し、全ての授業科目が必修科目である既設の専門学校と異なり、学生が自身の将来を見据えた自主的な学びを選択することが可能となっている。

また、「基礎科目」においては、「データサイエンス入門」「国際関係論」「現代社会論」などの専門職大学特有の講義科目を、「展開科目」においては、「経営の基礎」及び「ビューティ&ウェルネス産業の振興」の科目区分に講義科目と演習科目を配置しており、「職業専門科目」の講義科目、演習科目、実験・実習科目によって、理論と技術を幅広く学修することができるようになっている。

さらに、教育課程の編成についても、一般の大学や専門学校にはない「教育課程連携協議会」を設置し、ビューティ&ウェルネス産業界並びに地方公共団体と緊密に連携して、そのニーズを教育に反映するための不断の見直しを図っていくという制度上の大きな違いを有している。

② 既設の専門学校の教員組織と本学の教員組織の差異について

本法人の設置する既設の専門学校のひとつであるミス・パリ・ビューティ専門学校トータルビューティ学科の専任教員は 11 名（令和 3 年 5 月 1 現在）であるが、全員がセラピスト経験を有する実務家教員で、専修学校設置基準及び資格認定校としての資格要件を満たしているものの、博士や修士の学位取得者は 1 名のみであり、技術者として基本となるエステティックの知識と技術を教育するための教員組織となっている。

一方、本学の専任教員は、博士 14 名、修士 11 名の学位取得者を含む 48 名（完成年度）を予定しており、その内訳は、大学等で基礎医学、自然科学、芸術系、語学などの各専門分野において優れた教育研究業績を有する研究者教員（13 名）と主にビューティ&ウェルネス産業界で実務経験を積んだ実務家教員（35 名（実務研究者教員 12 名を含む））を適切に配置し、理論と実践を架橋する教育を提供できる教員組織となっている。

③ 既設の専門学校と本学の授業科目やその内容、体系性の違いについて

授業科目やその内容、体系性の違いについては、専門学校では職業に必要な能力を育成するため深く専門的な程度にふさわしい授業科目を開設し、豊かな人間性の涵養については配慮するとしているが、本学の教育課程は専門職大学として、専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しており、専門性及び理論の裏付けられた実践力と応用力、人間性のみならず、職業人としての倫理を涵養する教育課程として編成している点で大きく異なる。具体的には、「設置の趣旨等を記載した書類」の「2. 学科の特色」で、本学の教育上の特色として掲げた、以下の 5 つの観点から、既設の専門学校と本学の教育課程の差異について説明する。

- (1) 価値観が多様化する現代社会で通用する教養を養う教育
- (2) コミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う教育
- (3) ヘルスプロモーションを実践するための知識と技術を養う教育
- (4) ビューティ&ウェルネスサービス業の基本的知識と技術を養う教育
- (5) ビューティ&ウェルネス産業界の発展に貢献できる能力を養う教育

(1) 価値観が多様化する現代社会で通用する教養を養う教育

<既設の専門学校の教育課程>

JEO の 1000 時間以上履修カリキュラムには、いわゆる教養科目は設定されていない。

既設の専門学校においては、専門職大学の「基礎科目」に相当する「一般科目」に、「伝承美学」「表現・芸術文化論」「ビジネス実務基礎」の 3 科目を設定している。具体的な授業内容は、華道・茶道、英会話、サービスマナー、芸術鑑賞、サロン経営学などであり、既設の専門学校における「一般科目」の目的は、大学教育で学ぶような幅広い教養というよりも、エステティシャンとして身につけておくべき一般的な作法などを学習することにある。

<本学の教育課程>

価値観が多様化する現代社会に対応できる専門職業人に必要な教養を学べる教育課程を整備している。ビューティ&ウェルネス産業において、生涯に亘り自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するための授業科目である「基礎科目」を通じて、実践的な能力及びビューティ&ウェルネス産業において創造的な役割を担う姿勢や豊かな人間性及び職業倫理観を涵養する。

「基礎科目」には、4 年間の学びの基礎となる教養科目として「生命科学」「化学」「データサイエンス入門」「経済学」など、語学科目として「英語 I・II」などを配置する。

さらに、必修科目として「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を配置し、職業人としての基盤となる物事の考え方を教育し、学生の自律的なキャリアの設計・形成、そのための学習・能力開発を支援する。

また、職業倫理観を早い段階から段階的に醸成していくため、1年次から4年次まで、毎年度に臨地実務実習を実施し、ビューティ&ウェルネス産業や職業に対する問題意識を高めていく。

(2) コミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う教育

<既設の専門学校の教育課程>

JEOの1000時間以上履修カリキュラムでは、「エステティックカウンセリング」が設定され、エステティックサロンの実務において、施術以外の重要な業務となるエステティックカウンセリングの目的と方法を正しく理解させ、習得させることを目的としている。

エステティックカウンセリングとは、クライアントの目的・意図を十分に推察して、クライアントの体質や肌状態に即したトリートメントプランを作成するとともに、セラピストと密接にコミュニケーションをとって、プランに即したトリートメントが確実に行われるようにすることである。クライアントの状態やニーズを正確に把握してニーズを満たすトリートメント内容を具体化することが、カウンセリングの目的である。

既設の専門学校の教育課程には、専門科目として「心理学」が配置され、セラピスト経験を有する実務家教員が担当しており、エステティックカウンセリングの流れを把握し、その手順を実践し、習得させることに主眼が置かれている。

また、クライアントとのコミュニケーションを深めていくためには、ホスピタリティが重要であるが、既設の専門学校の授業科目では、一般科目「ビジネス実務基礎」において、あいさつ、身だしなみ、言葉遣いなどの接客マナーを体得させることにとどまっている。

<本学の教育課程>

ビューティ&ウェルネス産業において提供されるサービスには、専門技術と接客技術があり、専門技術とは、クライアントの来店目的を達成するための技術であって、トリートメントと呼ばれる施術サービスそのものである。接客技術とは、クライアントと信頼関係を築き、安心して身体を委ねてもらい、クライアントの望むサービスを聴取するためのコミュニケーション能力のことである。コミュニケーションは適切な会話、カウンセリング、ホスピタリティの提供から成立するものであり、ビューティ&ウェルネス産業において提供されるサービスは専門技術に加えて、それらを行う過程や雰囲気なども含めた接客技術についても評価がなされるため、どんなに専門技術が秀でた者であつ

ても、接客技術が伴わなければクライアントは満足することはない。

本学では、接客技術を学ぶ授業科目として、「基礎科目」の「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」「心理学」において、価値観の多様性を学び、「職業専門科目」の「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習」「カウンセリング論」「カウンセリング演習」において、実用的なコミュニケーションやホスピタリティの理論について学び、臨地実務実習「企業実習Ⅱ（接客実習）」を通じて、実践的なコミュニケーション能力やホスピタリティ能力を養成する。

(3) ヘルスプロモーションを実践するための知識と技術を養う教育

＜既設の専門学校の教育課程＞

JEOの1000時間以上履修カリキュラムでは、エステティック基礎理論として、エステティシャンとしての安全な施術を実施できるようにすることを目的として、「エステティック概論」「皮膚科学」「解剖生理学」「心身生理学／生命活動とホメオスタシス」「運動生理学」「栄養学」「化粧品学」「電気学・機器学」が設定されている。

施術の安全性は最も重要な観点であるが、既設の専門学校の教育は、「フェイシャル総合理論」「ボディ総合理論」「健康管理学」「心理学」の各授業科目についてセラピスト経験を有する実務家教員によるマニュアル化された禁忌事項などを教育することとどまっている。

＜本学の教育課程＞

個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進するためには基礎的な医学知識を修得する必要があるため、本学では「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」「人体構造学」「生理学」「皮膚科学」「化粧品学」「生化学」「栄養学」「衛生学・公衆衛生学」「臨床医学総論」「救急法」「身体運動学」「運動生理学」「運動指導演習」などの授業科目を配置し、大学における教育研究の経験を有する教員が担当することで、理論にもとづく実践力の育成として、クライアントの健康管理指導に当たる能力や健康づくりに向けてクライアントそれぞれに適した運動プログラムなどを提案・サポートする能力を養成する。また、身につけた基礎医学やヘルスプロモーションの知識を活用し、人々の健康増進のための実践的な方法について理解を深めるため、臨地実務実習「企業実習Ⅳ（運動指導実習）」を実施する。

(4) ビューティ&ウェルネスサービス業の基本的知識と技術を養う教育

＜既設の専門学校の教育課程＞

JEOの1000時間以上履修カリキュラムでは、エステティック技術理論として、エステ

ティック技術について科学的に安全で合理的な施術能力を身に付けさせること等を目的として「フェイシャル理論」「ボディ理論」「ワックス脱毛理論」「メイクアップ理論」「ネイルケア/マニキュア理論」「フットケア/ペディキュア理論」が設定され、エステティック技術実習として、エステティックの業務を安全かつ合理的に実施する技術を習得するため「フェイシャル実技」「ボディ実技」「ワックス脱毛実技」「メイクアップ実技」「ネイルケア/マニキュア実技」「フットケア/ペディキュア実技」が設定されている。

科学的に安全で合理的な施術は重要な観点であるが、既設の専門学校の教育は、「フェイシャル技術」「ボディ技術」「関連技術」の各授業科目についてセラピスト経験を有する実務家教員による経験から得た知識と技術を活かした教育にとどまっている。

また、既設の専門学校においては、「サロン実習」として現場実習を行っているものの、実際の実務を経験するという教育的な意味よりも、就職活動の一環としての事前研修的な意味合いが強く、時間数も120時間のみであり、十分とは言えない状況である。

<本学の教育課程>

本学の教育課程では、限定的なトリートメント技術の効果を学ぶだけでなく、数多くの美容機器類と化粧品と技術とを複合的に組み合わせることを学ぶことにより、最も効果のある組み合わせを検証し、最適な組み合わせを理解することを可能にする。また、それぞれのクライアントの異なる肌、身体、心の特徴や状態を踏まえながら、食事、運動、施術、化粧品、機器、用具等を選び出し、使用することで、個々人に適した肌や身体を健康で美しい状態に維持・改善できるかを検証することができるようにする。

クライアントそれぞれの価値観やニーズに合わせたサービスの実践を可能とするために、セラピストに必要な専門知識を身につける授業科目として、「トリートメント基礎理論Ⅰ・Ⅱ」「トリートメント技術の理論と方法」「トリートメント応用理論」を配置する。さらに、セラピストの専門的なスキルを身につける授業科目として、「ボディトリートメント実習Ⅰ・Ⅱ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ・Ⅱ」「トリートメント総合実習」「メイクアップ実習Ⅰ・Ⅱ」「ネイルデザイン実習Ⅰ・Ⅱ」などの授業科目を配置する。さらに、身につけた専門的知識とスキルを実践へとつなげるため、連携実務演習等として、「トリートメント実践実習」「品質管理演習」を配置する。そして、臨地実務実習「企業実習Ⅲ（メイクサロン実習）」「企業実習Ⅴ（総合実習）」を行う。また、「総合演習Ⅰ・Ⅱ」では、学内外での学修によって身につけた専門的知識と技術を総合し、セラピストとして実践的かつ応用的な能力を総合的に向上できるようにする。

本学における臨地実務実習は、教育課程の重要な一部を構成する授業科目として、教育課程全体の到達目標を踏まえながら、目指すべき学習成果や、その教育内容を設定している。学内で、臨地実務実習に必要な理論を講義科目に置き、技術を実習科目に置いて、事前にバランスよく学修し、それらを現場で実践して、さらに学修を深められるような、体系立った教育課程を構築しており、臨地実務実習の時間数も4年間で20単位(600

時間)と長期間に亘る。そのための場所の確保や指導体制も万全に整えられており、充実した内容となっている。

(5) ビューティ&ウェルネス産業界の発展に貢献できる能力を養う教育

<既設の専門学校の教育課程>

JEOの1000時間以上履修カリキュラムでは、サロンを運営するために必要なサロンマネジメントの知識と実務の基本を理解させることを目的として、「サロンマネジメント/サロン経営学」が設定されているが、時間数は20時間とかなり少ない。

既設の専門学校においては、一般科目「ビジネス実務基礎」で165時間を確保してJEO基準の8倍以上の時間を設定してはいるが、授業の担当者はセラピスト経験を有する実務家教員のみであり、内容も接客マナーや職場管理の基本能力の養成にとどまっている。

<本学の教育課程>

本学では、世界を先導する高い技術に裏付けられたセラピストの養成にとどまらず、ビューティ&ウェルネス産業を発展させるためのマネジメント能力の養成や、さらには、変化する社会の要請に応じて新たなサービスを開発し展開する成長産業としてのビューティ&ウェルネス産業を牽引できる人材を養成する。

セラピストに必要な専門的な知識や技術に加え、ビューティ&ウェルネスサービス施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するために必要な知識を学修する授業科目として、「経営学概論」「ファイナンスの基礎」「人材育成論」「経営組織論」「マーケティング論」「経営戦略論」を配置し、大学における教育研究の経験を有する教員と実務家教員が担当することで、理論と実践を架橋する教育を展開する。

さらに、ビューティ&ウェルネス産業に関連する経営・マネジメントの知識を学修する授業科目として、「ヘルスケア産業論」「サービス科学の基礎」「消費者生活論」「サロンマネジメント演習」「商品企画論」などを配置する。これらを学修することによってビューティ&ウェルネス産業が抱える課題を理解し、解決するための具体的な方策、例えば新たな経営の仕組みや新商品やサービスの開発などを実行する能力を養成する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 1. 設置の趣旨及び必要性 (25 ページ)

新	旧
<p>(8) 既設の専門学校の教育との違い イ. 教員の違い 「ビューティ&ウェルネス産業」のセラピスト資格を取得できる専門学校において、授業を担当する教員は、各業界や団体によって</p>	<p>(8) 既設の専門学校の教育との違い イ. 教員の違い 「ビューティ&ウェルネス産業」のセラピスト資格を取得できる専門学校において、授業を担当する教員は、各業界や団体によって</p>

基準が異なっているものの、基本的にはセラピストとして実務経験を有した者である。本学園においては、その豊富な経験や知識と卓越した技術を活かして、セラピストを目指す学生に教授・指導している。既設の専門学校のひとつであるミス・パリ・ビューティ専門学校トータルビューティ学科の専任教員は11名（令和3年5月1現在）であるが、全員がセラピスト経験を有する実務家教員で、専門学校基準及び資格認定校としての資格要件を満たしているものの、博士や修士の学位取得者は1名のみであり、技術者として基本となるエステティックの知識と技術を教育するための教員組織となっている。そのため、セラピストに必要とされる基礎医学や経営の知識については、マニュアル的な知識を教えているに過ぎない現状がある。

それに対して、専門職大学では、基礎医学や自然科学、人文社会系や芸術系の教養科目、語学などにおいて高度な知見を有する研究者教員を配置し、実務家教員と研究者教員がバランスよく教育・研究に従事することにより、理論に裏付けられた高度な実践力を養うことが可能である。

本学の専任教員は、博士14名、修士11名の学位取得者を含む48名（完成年度）を予定しており、その内訳は、大学等で各専門分野において優れた教育研究業績を有する研究者教員（13名）と主にビューティ&ウェルネス産業界で実務経験を積んだ実務家教員（35名（実務研究者教員12名を含む））を適切に配置し、理論と実践を架橋する教育を提供できる教員組織となっている。

ウ. 教育課程の違い

専門学校の教育課程においては、図—1

基準が異なっているものの、基本的にはセラピストとして実務経験を有した者である。本学園においては、その豊富な経験や知識と卓越した技術を活かして、セラピストを目指す学生に教授・指導している。セラピストに必要とされる基礎医学や経営の知識については、マニュアル的な知識を教えているに過ぎない現状がある。

それに対して、専門職大学では、基礎医学や自然科学、人文社会系や芸術系の教養科目、語学などにおいて高度な知見を有する研究者教員を配置し、実務家教員と研究者教員がバランスよく教育・研究に従事することにより、理論に裏付けられた高度な実践力を養うことが可能である。

ウ. 教育課程の違い

専門学校の教育課程においては、図—1

(専門学校) に示すように、一般教養、美容施術、保健衛生が主なカリキュラムであることから、資格取得に必要な講義と実習を組み合わせた授業を行っており、授業内容も資格を取得することを主目的とした標準化・体系化されたマニュアルとしての内容となっている。

既設の専門学校の教育課程は、専修学校設置基準を満たし、特定非営利活動法人日本スパ・ウェルネス協会の認定校として、協会認定のビューティセラピスト資格を取得するための専門知識及び技術の習得を目指す教育科目により構成されており、特定非営利活動法人日本エステティック機構 (JEO) のエステティシャン指針の「1000 時間以上履修カリキュラム (内訳…理論：280 時間、実技理論：100 時間、実技：620 時間)」に基づいている。授業科目はすべて必修科目で、「一般科目」：390 時間 (26 単位) と「専門科目」：1,695 時間 (78 単位) で構成され、技術者として基本となるエステティックの知識と技術を持つ即戦力のセラピストの養成に特化した教育課程となっている。(資料 23「JEO カリキュラム」)

<図省略>

それに対して、本学では、図一 2 (専門職大学) に示すように、多様な学問分野を学際的に学ぶことで、相乗的な教育効果を挙げることを企図している。

<中略>

さらに、「ビューティ&ウェルネスサービス施設」の運営に参画するための経営管理能力を身につける「展開科目」として、経営・マネジメントの知識と理論を応用的な学問として修得させる。それによって、マネジャーや経営者としての素質を備え、将来的には

(専門学校) に示すように、一般教養、美容施術、保健衛生が主なカリキュラムであることから、資格取得に必要な講義と実習を組み合わせた授業を行っており、授業内容も資格を取得することを主目的とした標準化・体系化されたマニュアルとしての内容となっている。

<図省略>

それに対して、本学では、図一 2 (専門職大学) に示すように、多様な学問分野を学際的に学ぶことで、相乗的な教育効果を挙げることを企図している。

<中略>

さらに、「ビューティ&ウェルネスサービス施設」の運営に参画するための経営管理能力を身につける「展開科目」として、経営・マネジメントの知識と理論を応用的な学問として修得させる。それによって、マネジャーや経営者としての素質を備え、将来的には

当該産業界における中核的な存在となる専門職人材を養成できると考えている。斯界の市場拡大に鑑みて、卒業生の活躍範囲は、当該産業界だけでなく、他の業界、グローバル企業、公務員や教員などへの展開も考えられる。

本学の教育課程は、特定非営利活動法人日本SPA・ウェルネス協会認定ビューティセラピスト資格を取得するための授業科目を含め、専門職大学制度の特徴である高度な実践力と豊かな創造力を有するセラピストを養成するために、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」の4つの区分で教育課程を設定している。卒業要件単位数は132単位（内訳…基礎科目：27単位、職業専門科目：79単位、展開科目：22単位、総合科目：4単位）となっており、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」には選択科目を配置し、全ての授業科目が必修科目である既設の専門学校と異なり、学生が自身の将来を見据えた自主的な学びを選択することが可能となっている。

また、「基礎科目」においては、「データサイエンス入門」「国際関係論」「現代社会論」などの専門職大学特有の講義科目を、「展開科目」においては、「経営の基礎」及び「ビューティ&ウェルネス産業の振興」の科目区分に講義科目と演習科目を配置しており、「職業専門科目」の講義科目、演習科目、実験・実習科目によって、理論と技術を幅広く学修することができるようになっている。

さらに、教育課程の編成についても、一般の大学や専門学校にはない「教育課程連携協議会」を設置し、ビューティ&ウェルネス産業界並びに地方公共団体と緊密に連携して、そのニーズを教育に反映するための不断の

当該産業界における中核的な存在となる専門職人材を養成できると考えている。斯界の市場拡大に鑑みて、卒業生の活躍範囲は、当該産業界だけでなく、他の業界、グローバル企業、公務員や教員などへの展開も考えられる。

見直しを図っていくという制度上の大きな違いを有している。	
------------------------------	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 2. 学科の特色 (31 ページ)

新	旧
<p>2. 学科の特色</p> <p>中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科の機能については、「高度専門職業人養成」及び「社会貢献機能」を重点的に担う教育を特色とする。</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科は、「高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康で QOL の高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成すること」を教育目的としている。従来、企業や専門学校で行われてきたビューティ&ウェルネス産業の即戦力のセラピストとなるための技術中心の教育ではなく、理論と技術の両面から構築された教育課程によって、理論に裏付けられた実践力を養成するための教育を行うことで、ビューティ&ウェルネス産業の発展に貢献できる高度な専門職人材、言い換えれば、ディプロマ・ポリシーに示す能力を備えた人材を養成するための具体的な教育上の特色として、以下の 5 点を掲げる。</p>	<p>2. 学科の特色</p> <p>中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科の機能については、「高度専門職業人養成」及び「社会貢献機能」を重点的に担う教育を特色とする。</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科は、「高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康で QOL の高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成すること」を教育目的としている。従来、企業や専門学校で行われてきたビューティ&ウェルネス産業の即戦力のセラピストとなるための技術中心の教育ではなく、理論と技術の両面から構築された教育課程によって、理論に裏付けられた実践力を養成するための教育を行うことで、ビューティ&ウェルネス産業の発展に貢献できる高度な専門職人材、言い換えれば、ディプロマ・ポリシーに示す能力を備えた人材を養成するための具体的な教育上の特色として、以下の 5 点を掲げる。</p>

また、これらの教育上の特色を備えた本学の教育課程が、理論と実践を架橋する専門職大学としてふさわしく適切に編成されており、配置されている授業科目やその内容、体系性などにおいて専門学校との教育課程と異なっていることについて示す。

(1) 価値観が多様化する現代社会で通用する教養を養う教育

ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP1. ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」ことを達成するため、価値観が多様化する現代社会に対応できる専門職業人に必要な教養を学べる教育課程を整備する。ビューティ&ウェルネス産業において、生涯に亘り自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するための授業科目である「基礎科目」を通じて、専門性が求められるビューティ&ウェルネス産業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担う姿勢や豊かな人間性及び職業倫理観を涵養する。

「基礎科目」には、4年間の学びの基礎となる教養科目として「生命科学」「化学」「データサイエンス入門」「経済学」など、語学科目として「英語Ⅰ・Ⅱ」などを配置する。さらに、必修科目として「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を開講し、職業人として基盤となる物事の考え方を学び、学生の自律的なキャリアの設計・形成、そのための学習・能力開発を支援する力を養成する。

また、職業倫理観を早い段階から段階的に

(1) 価値観が多様化する現代社会で通用する教養を養う教育

ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP1. ビューティ&ウェルネス分野という新しい専門職領域を切り拓く意思を持ち、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。」ことを達成するため、価値観が多様化する現代社会に対応できる専門職業人に必要な教養を学べる教育課程を整備する。ビューティ&ウェルネス産業において、生涯に亘り自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するための授業科目である「基礎科目」を通じて、専門性が求められるビューティ&ウェルネス産業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担う姿勢や豊かな人間性及び職業倫理観を涵養する。

「基礎科目」には、4年間の学びの基礎となる教養科目として「生命科学」「化学」「データサイエンス」「経済学」など、語学科目として「英語Ⅰ・Ⅱ」などを配置する。さらに、必修科目として「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を開講し、職業人として基盤となる物事の考え方を学び、学生の自律的なキャリアの設計・形成、そのための学習・能力開発を支援する力を養成する。

また、職業倫理観を早い段階から段階的に

醸成していくため、1年次から4年次まで、毎年度に臨地実務実習を実施し、ビューティ&ウェルネス産業や職業に対する問題意識を高めていく。

対して既設の専門学校の教育課程は、基盤となる JEO の 1000 時間以上履修カリキュラムには、いわゆる教養科目は設定されていない。(資料 23 「JEO カリキュラム」参照)

専門職大学の「基礎科目」に相当する「一般科目」に、「伝承美学」「表現・芸術文化論」「ビジネス実務基礎」の 3 科目を設定している。具体的な授業内容は、華道・茶道、英会話、サービスマナー、芸術鑑賞、サロン経営学などであり、既設の専門学校における「一般科目」の目的は、大学教育で学ぶような幅広い教養というよりも、エステティシャンとして身につけておくべき一般的な作法などを学習することにある。

(2) コミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う教育

ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。」ことを達成するため、クライアントが求める「心身の美と健康」を理解するための能力を養成する。現代社会では、価値観が多様化し、人それぞれが美しいと思うもの、また快適と感じるものも多様化していることから、ビューティ&ウェルネス産業においては、クライアントの心が満たされるような心が通じ合うコミュニケーション、さらに相手の立場に立った言動を心がける必要がある。また、コミュニケーション能力は、ビューティ&ウェルネ

醸成していくため、1年次から4年次まで、毎年度に臨地実務実習を実施し、ビューティ&ウェルネス産業や職業に対する問題意識を高めていく。

対して既設の専門学校の教育課程は、基盤となる JEO の 1000 時間以上履修カリキュラムには、いわゆる教養科目は設定されていない。(資料 23 「JEO カリキュラム」参照)

専門職大学の「基礎科目」に相当する「一般科目」に、「伝承美学」「表現・芸術文化論」「ビジネス実務基礎」の 3 科目を設定している。具体的な授業内容は、華道・茶道、英会話、サービスマナー、芸術鑑賞、サロン経営学などであり、既設の専門学校における「一般科目」の目的は、大学教育で学ぶような幅広い教養というよりも、エステティシャンとして身につけておくべき一般的な作法などを学習することにある。

(2) コミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う教育

ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、ビューティ&ウェルネスサービス利用者と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を身につけている。」ことを達成するため、クライアントが求める「心身の美と健康」を理解するための能力を養成する。現代社会では、価値観が多様化し、人それぞれが美しいと思うもの、また快適と感じるものも多様化していることから、ビューティ&ウェルネス産業においては、クライアントの心が満たされるような心が通じ合うコミュニケーション、さらに相手の立場に立った言動を心がける必要がある。

ス産業で他者と協働して業務を行うためにも必要な能力である。

ビューティ&ウェルネス産業において提供されるサービスには、専門技術と接客技術があり、専門技術とは、クライアントの来店目的を達成するための技術であって、トリートメントと呼ばれる施術サービスそのものである。接客技術とは、クライアントと信頼関係を築き、安心して身体を委ねてもらい、クライアントの望むサービスを聴取するためのコミュニケーション能力のことである。コミュニケーションは適切な会話、カウンセリング、ホスピタリティの提供から成立するものであり、ビューティ&ウェルネス産業において提供されるサービスは専門技術に加えて、それらを行う過程や雰囲気なども含めた接客技術についても評価がなされるため、どんなに専門技術が秀でた者であっても、接客技術が伴わなければクライアントは満足することはない。

接客技術を学ぶ授業科目としては、「基礎科目」の「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」「心理学」において、価値観の多様性を学び、「職業専門科目」の「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習」「カウンセリング論」「カウンセリング演習」において、実用的なコミュニケーションやホスピタリティの理論について学び、臨地実務実習「企業実習Ⅱ（接客実習）」を通じて、実践的なコミュニケーション能力やホスピタリティ能力を養成する。

対して既設の専門学校教育課程は、基盤となる JEO の 1000 時間以上履修カリキュラムでは、「エステティックカウンセリング」が設定され、エステティックサロンの実務において、施術以外の重要な業務となるエステ

授業科目としては、「基礎科目」の「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」「心理学」において、価値観の多様性を学び、「職業専門科目」の「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習」「カウンセリング論」「カウンセリング演習」において、実用的なコミュニケーションやホスピタリティの理論について学び、臨地実務実習「企業実習Ⅱ（接客実習）」を通じて、実践的なコミュニケーション能力やホスピタリティ能力を養成する。

ティックカウンセリングの目的と方法を正しく理解させ、習得させることを目的としている。

エステティックカウンセリングとは、クライアントの目的・意図を十分に推察して、クライアントの体質や肌状態に即したトリートメントプランを作成するとともに、プランに即したトリートメントが確実に行われるようにすることである。クライアントの状態やニーズを正確に把握してニーズを満たすトリートメント内容を具体化することが、カウンセリングの目的である。

既設の専門学校の教育課程には、専門科目として「心理学」が配置され、セラピスト経験を有する実務家教員が担当しており、エステティックカウンセリングの流れを把握し、その手順を実践し、習得させることに主眼が置かれている。

また、クライアントとのコミュニケーションを深めていくためには、ホスピタリティが重要であるが、既設の専門学校の授業科目では、一般科目「ビジネス実務基礎」において、あいさつ、身だしなみ、言葉遣いなどの接客マナーを体得させることにとどまっている。

(3) ヘルスプロモーションを実践するための知識と技術を養う教育

ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」ことを達成するため、人々の健康管理ができる能力を養成する教育課程を整備する。少子高齢社会の進展や疾病構造が変化する中で、健康を維持・増進したいと考えている人々に対して、知識を

(3) ヘルスプロモーションを実践するための知識と技術を養う教育

ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」ことを達成するため、人々の健康管理ができる能力を養成する教育課程を整備する。少子高齢社会の進展や疾病構造が変化する中で、健康を維持・増進したいと考えている人々に対して、知識を

与えるだけでなく、いつまでも若く美しく健康で QOL の高い人生を送るための直接的な運動指導や食事指導を可能とする。また、健康運動実践指導者の養成校（本学の設置認可後、公益財団法人健康・体力づくり事業財団に養成校としての認定を申請予定。）としての教育課程を整備し、希望者は当該資格の取得を可能とする。

個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進するためには基礎的な医学知識を修得する必要がある、本学では「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」「人体構造学」「生理学」「皮膚科学」「化粧品学」「生化学」「栄養学」「衛生学・公衆衛生学」「臨床医学総論」「救急法」「身体運動学」「運動生理学」「運動指導演習」などの授業科目を配置し、大学における教育研究の経験を有する教員が担当することで、理論にもとづく実践力の育成として、クライアントの健康管理指導に当たる能力や健康づくりに向けてクライアントそれぞれに適した運動プログラムなどを提案・サポートする能力を養成する。また、身につけた基礎医学やヘルスプロモーションの知識を活用し、人々の健康増進のための実践的な方法について理解を深めるため、臨地実務実習「企業実習Ⅳ（運動指導実習）」を実施する。

対して既設の専門学校の教育課程は、基盤となる JEO の 1000 時間以上履修カリキュラムでは、エステティック基礎理論として、エステティシャンとしての安全な施術を実施できるようにすることを目的として、「エステティック概論」「皮膚科学」「解剖生理学」「心身生理学／生命活動とホメオスタシス」「運動生理学」「栄養学」「化粧品学」「電気

与えるだけでなく、いつまでも若く美しく健康で QOL の高い人生を送るための直接的な運動指導や食事指導を可能とする。また、健康運動実践指導者の養成校としての教育課程を整備し、希望者は当該資格の取得を可能とする。

学・機器学」が設定されている。

施術の安全性は最も重要な観点であるが、既設の専門学校¹の教育は、「フェイシャル総合理論」「ボディ総合理論」「健康管理学」「心理学」の各授業科目についてセラピスト経験を有する実務家教員によるマニュアル化された禁忌事項などを教育するにとどまっている。

(4) ビューティ&ウェルネスサービス業の基本的知識と技術を養う教育

ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP4. 個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術を身につけている。」ことを達成するため、「職業専門科目」の「心身の美の追求」領域の科目を通じて体系的に教育する。専門的な講義や実習を通じて、ビューティ&ウェルネスサービスにおいて必要とされる理論的かつ実践的な能力を養成し、臨地実務実習を通じて、ビューティ&ウェルネスサービスの業務全般に亘り必要な能力を養成する。

本学の教育課程では、限定的なトリートメント技術の効果を学ぶだけでなく、数多くの美容機器類と化粧品と技術とを複合的に組み合わせることを学ぶことにより、最も効果のある組み合わせを検証し、最適な組み合わせを理解することを可能にする。また、それぞれのクライアントの異なる肌、身体、心の特徴や状態を踏まえながら、食事、運動、施術、化粧品、機器、用具等を選び出し、使用することで、個々人に適した肌や身体を健康で美しい状態に維持・改善できるかを検証することができるようにする。

クライアントそれぞれの価値観やニーズ

(4) ビューティ&ウェルネスサービス業の基本的知識と技術を養う教育

ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP4. 個人それぞれの価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識及び技術を身につけている。」ことを達成するため、「職業専門科目」の「心身の美の追求」領域の科目を通じて体系的に教育する。専門的な講義や実習を通じて、ビューティ&ウェルネスサービス業において必要とされる理論的かつ実践的な能力を養成し、臨地実務実習を通じて、ビューティ&ウェルネスサービス業全般に亘り必要な能力を養成する。

に合わせたサービスの実践を可能とするために、セラピストに必要な専門知識を身につける授業科目として、「トリートメント基礎理論Ⅰ・Ⅱ」「トリートメント技術の理論と方法」「トリートメント応用理論」「トリートメント品質管理論」を配置する。さらに、セラピストの専門的なスキルを身につける授業科目として、「ボディトリートメント実習Ⅰ・Ⅱ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ・Ⅱ」「トリートメント総合実習」「メイクアップ実習Ⅰ・Ⅱ」「ネイルデザイン実習Ⅰ・Ⅱ」などの授業科目を配置する。さらに、身につけた専門的知識とスキルを実践へとつなげるため、連携実務演習等として、「トリートメント実践実習」「品質管理演習」を配置する。そして、臨地実務実習「企業実習Ⅲ（メイクサロン実習）」「企業実習Ⅴ（総合実習）」を行う。また、「総合演習Ⅰ・Ⅱ」では、学内外での学修によって身につけた専門的知識と技術を総合し、セラピストとして実践的かつ応用的な能力を総合的に向上できるようにする。

本学における臨地実務実習は、教育課程の重要な一部を構成する授業科目として、教育課程全体の到達目標を踏まえながら、目指すべき学習成果や、その教育内容を設定している。学内で、臨地実務実習に必要な理論を講義科目に置き、技術を実習科目に置いて、事前にバランスよく学修し、それらを現場で実践して、さらに学修を深められるような、体系立った教育課程を構築しており、臨地実務実習の時間数も4年間で20単位(600時間)と長期間に亘る。そのための場所の確保や指導体制も万全に整えられており、充実した内容となっている。

基本的なビューティ&ウェルネスサービスを提供することができる能力が備わっていることを明確にするため、当該職業に関わる多くの資格が取得できる教育課程を整備する。具体的に取得を目指す資格及びその取得方法については、「10. 取得可能な資格」で説明する。

対して既設の専門学校の教育課程は、基盤となる JEO の 1000 時間以上履修カリキュラムでは、エステティック技術理論として、エステティック技術について科学的に安全で合理的な施術能力を身に付けさせること等を目的として「フェイシャル理論」「ボディ理論」「ワックス脱毛理論」「メイクアップ理論」「ネイルケア/マニキュア理論」「フットケア/ペディキュア理論」が設定され、エステティック技術実習として、エステティックの業務を安全かつ合理的に実施する技術を習得するため「フェイシャル実技」「ボディ実技」「ワックス脱毛実技」「メイクアップ実技」「ネイルケア/マニキュア理実技」「フットケア/ペディキュア実技」が設定されている。

科学的に安全で合理的な施術は重要な観点であるが、既設の専門学校の教育は、「フェイシャル技術」「ボディ技術」「関連技術」の各授業科目についてセラピスト経験を有する実務家教員による経験から得た知識と技術を活かした教育にとどまっている。

また、既設の専門学校においては、「サロン実習」として現場実習を行っているものの、実際の実務を経験するという教育的な意味よりも、就職活動の一環としての事前研修的な意味合いが強く、時間数も 120 時間のみであり、十分とは言えない状況である。

基本的なビューティ&ウェルネスサービスを提供することができる能力が備わっていることを明確にするため、当該職業に関わる多くの資格が取得できる教育課程を整備する。具体的に取得を目指す資格及びその取得方法については、「10. 取得可能な資格」で説明する。

(5) ビューティ&ウェルネス産業界の発展に貢献できる能力を養う教育

ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。」ことを達成するため、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営やマネジメントに必要な経営学的な専門知識を「展開科目」に配置する授業科目を通じて教育する。セラピストに必要な専門的な知識や技術に加え、ビューティ&ウェルネスサービス施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するために必要な知識を学修する授業科目として、「経営学概論」「ファイナンスの基礎」「人材育成論」「経営組織論」「マーケティング論」「経営戦略論」を配置し、大学における教育研究の経験を有する教員と実務家教員が担当することで、理論と実践を架橋する教育を展開する。また、臨地実務実習を通じて、ビューティ&ウェルネス産業における経営的な実践力を身につけさせる。これらの学修によって、ビューティ&ウェルネスサービス施設において、円滑な組織運営、業務改善を行い、実務リーダーとして活躍するための能力を養成する。

さらに、ビューティ&ウェルネス産業に関連する経営・マネジメントの知識を学修する授業科目として、「ヘルスケア産業論」「サービス科学の基礎」「消費者生活論（関係法規を含む）」「サロンマネジメント演習」「商品企画論」などを配置する。これらを学修することによってビューティ&ウェルネス産業が抱える課題を理解し、解決するための具体的な方策、例えば新たな経営の仕組みや新商

(5) ビューティ&ウェルネス産業界の発展に貢献できる能力を養う教育

ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。」ことを達成するため、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営やマネジメントに必要な経営学的な専門知識を「展開科目」に配置する授業科目を通じて教育する。また、臨地実務実習を通じて、ビューティ&ウェルネス産業における経営的な実践力を身につけさせる。これらの学修によって、ビューティ&ウェルネスサービス施設において、円滑な組織運営、業務改善を行い、実務リーダーとして活躍するための能力を養成する。

さらに、「展開科目」の「マーケティング論」「経営戦略論」「サービス科学の基礎」「商品企画論」を履修することで、人々の価値観が多様化している現代において、時代の変化を捉えて、企業において新たなサービスを立案・提案する企画運営能力や自ら起業して事業化する能力を養成する。臨地実務実習では、最新の情報に触れる機会が増えるため、ビューティ&ウェルネスサービスに対する

<p><u>品やサービスの開発などを実行する能力を養成する。</u></p> <p><u>対して、既設の専門学校¹の教育課程は、基盤となる JEO の 1000 時間以上履修カリキュラムでは、サロンを運営するために必要なサロンマネジメントの知識と実務の基本を理解させることを目的として、「サロンマネジメント／サロン経営学」が設定されているが、時間数は 20 時間とかなり少ない。</u></p> <p><u>既設の専門学校においては、一般科目「ビジネス実務基礎」で 165 時間を確保して JEO 基準の 8 倍以上の時間を設定してはいるが、授業の担当者はセラピスト経験を有する実務家教員のみであり、内容も接客マナーや職場管理の基本能力の養成にとどまっている。</u></p>	<p><u>社会的ニーズを早期に察知する能力を養うことができる。</u></p>
---	--

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

4. 審査意見1のとおり、設置の趣旨、養成する人材像及び3つのポリシーの妥当性が不明確であるため、教育課程の妥当性を判断することができない。このため、関連する他の審査意見への対応を踏まえて、本学科の教育課程が、適正なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系性が担保された上で、専門職大学としてふさわしい内容として適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、以下の点も併せて明確に説明すること。

(2) 教育課程の体系性について、講義科目の多くが2年次以前に配置されているが、理論と実践を架橋する教育課程を編成する観点から、適切な配置となっているか判然としない。

(対応)

職業専門科目のうち、科目区分「心身の美の追求」に配置した授業科目については、2年次以前に配置された授業科目に加え、専門職大学の特徴でもある理論と実践を架橋する教育課程という体系性を担保するために、新たな講義科目「トリートメント品質管理論」(3年次前期必修・1単位)を配置する。

なお、科目区分「心身の美の追求」では、エステティックを中心にセラピストに必要な専門の知識と技術を身につけるための授業科目を配置している。3・4年次配当のエステティックの技術を修得することを目的とした必修の実習科目等は、以下のとおりである。

- ・トリートメント実践実習 (3年次前期・連携実務実習)
- ・品質管理演習 (3年次後期・連携実務演習)
- ・トリートメント総合実習 (4年次前期)
- ・企業実習V (総合実習) (4年次後期・臨地実務実習)

これらの授業科目に共通する目的は、1・2年次に修得したエステティックの技術を、ビューティ&ウェルネスサービスとしてより実践的に学び、身につけることで、サービス品質の向上を図り、顧客が求める成果を達成することができるようになることである。そのために、実習を体系的に履修することと合わせて、その教育効果を高めるうえで前提となる講義科目として「トリートメント品質管理論」を配置する。

授業科目	講義等の内容
トリートメント品質管理論 (3年前期必修・1単位)	セラピストとして活躍するためには、顧客の身体や肌について理解を深め、技術を行える力を身につけていることが重要である。それに加え、サロンにて安定した活躍をするためには、品質管理について理解を深め、顧客に対応できる力も必要である。本講義では、模擬サロン運営、実店舗での実習を

	効果的に実施するために、1・2年次の講義科目で学修した内容を活かし、更にビューティ&ウェルネスサービスを体系的に捉えて、サロン運営も含めた実習を実施するための方法を学ぶ。
--	---

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程等の編成の考え方及び特色 (41ページ)

新	旧
<p>(2) カリキュラム・ポリシーと教育課程の体系性</p> <p>CP4. ビューティ&ウェルネスサービス施設において、<u>個人の価値観やニーズに合わせて</u>サービスを提供するための知識と<u>技術</u>を<u>修得</u>する科目を配置する。</p> <p>ビューティ&ウェルネスサービス施設において、それぞれの個人の価値観やニーズに合わせたサービスを実践するため、セラピストに必要な専門知識を身につける授業科目として、「トリートメント基礎理論Ⅰ・Ⅱ」「トリートメント技術の理論と方法」「トリートメント応用理論」「<u>トリートメント品質管理論</u>」を配置する。</p>	<p>(2) カリキュラム・ポリシーと教育課程の体系性</p> <p>CP4. ビューティ&ウェルネスサービス施設において、<u>それぞれのクライアントの価値観やニーズにあわせて</u>サービスを提供するための知識と<u>スキル</u>を<u>学修</u>する科目を配置する。</p> <p>ビューティ&ウェルネスサービス施設において、それぞれの個人の価値観やニーズに合わせたサービスを実践するため、セラピストに必要な専門知識を身につける授業科目として、「トリートメント基礎理論Ⅰ・Ⅱ」「トリートメント技術の理論と方法」「トリートメント応用理論」を配置する。</p>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (44ページ)

新	旧
<p>(3) 教育課程の枠組み</p> <p>イ. 職業専門科目</p> <p>職業専門科目は、現代社会における美容・健康の在り方を理解し、それらを具現化するビューティ&ウェルネスサービスに対する知識と技術を体系的に修得することを目標とし、「基礎医学とヘルスプロモーション」「心身の美の追求」の2領域で構成し、「基礎医学とヘルスプロモーション」には22科</p>	<p>(3) 教育課程の枠組み</p> <p>イ. 職業専門科目</p> <p>職業専門科目は、現代社会における美容・健康の在り方を理解し、それらを具現化するビューティ&ウェルネスサービスに対する知識と技術を体系的に修得することを目標とし、「基礎医学とヘルスプロモーション」「心身の美の追求」の2領域で構成し、「基礎医学とヘルスプロモーション」には22科</p>

目、「心身の美の追求」には 32 科目の計 54 科目を配置する。

<中略>

「心身の美の追求」領域では、エステティックを中心にセラピストに必要な専門の知識と技術及び接客の知識と技術を身につけるための授業科目を配置する。主にディプロマ・ポリシーに示す「ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術」(DP4)を修得することを目標とし、配置する 32 科目のうち、特定非営利活動法人日本スパ・ウェルネス協会認定ビューティセラピスト資格を取得するために必要となる科目を含む 24 科目を必修科目とする。

必修科目としては、セラピストに必要な専門の知識を身につけるための授業科目として、1年次に「トリートメント基礎理論Ⅰ・Ⅱ」を配置し、エステティックの基礎となる内容について学修する。2年次に「トリートメント応用理論」を配置し、施術の理論について理解を深めることができるようにする。また、その理論と技術を結びつけるための実践的知識を学ぶ「トリートメント技術の理論と方法」を配置し、実習科目の履修時に「理論と実践」を体系的に学修できるよう工夫する。3年次に「トリートメント品質管理論」を配置し、1・2年次の講義科目で学修した内容を活かし、サロン運営も含めた実習を効果的に実施するための方法を学ぶ。

目、「心身の美の追求」には 31 科目の計 53 科目を配置する。

<中略>

「心身の美の追求」領域では、エステティックを中心にセラピストに必要な専門の知識と技術及び接客の知識と技術を身につけるための授業科目を配置する。主にディプロマ・ポリシーに示す「ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識及び技術」(DP4)を修得することを目標とし、配置する 31 科目のうち、特定非営利活動法人日本スパ・ウェルネス協会認定ビューティセラピスト資格を取得するために重要な 23 科目を必修科目とする。

必修科目としては、セラピストに必要な専門の知識を身につけるための授業科目として、1年次に必修科目「トリートメント基礎理論Ⅰ・Ⅱ」を配置し、エステティックの基礎となる内容について学修する。2年次に「トリートメント応用理論」を配置し、施術の理論について理解を深めることができるようにする。また、その理論と技術を結びつけるための実践的知識を学ぶ「トリートメント技術の理論と方法」を配置し、実習科目の履修時に「理論と実践」を体系的に学修できるよう工夫する。

(参照) 教育課程等の概要、授業科目の概要、シラバス

4. 審査意見1のとおり、設置の趣旨、養成する人材像及び3つのポリシーの妥当性が不明確であるため、教育課程の妥当性を判断することができない。このため、関連する他の審査意見への対応を踏まえて、本学科の教育課程が、適正なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に担保された上で、専門職大学としてふさわしい内容として適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、以下の点も併せて明確に説明すること。

(3) 科目名称について、例えば「解剖学」はその教育内容は人体構造学の範囲にとどまっておらず、授業計画に解剖実習が含まれていない等、科目名称と教育内容が整合しているかが不明確な科目が散見される。

(対応)

審査意見の指摘を受け、授業科目の科目名称と教育内容の整合性を点検した。点検の結果、例示された「解剖学」の他、「データサイエンス」の整合性が不明確であったことから、これら2科目について、科目名称と教育内容を検討・修正した。

○ 解剖学

解剖学とは、人体の構造、構造と機能との関連、および時間的、遺伝的ないし環境要因に対する構造の変化を解析する学問である。(1990(平成2)年9月「日本学術会議解剖学研究委員会報告—日本における解剖学の教育と研究(現状の考察と将来への展望)—」より引用)つまり、解剖学には人体の構造的根拠、形態形成機構を解明するための研究やその方法も含まれるが、本学の授業科目「解剖学」の教育内容には、それらを学修するための解剖実習を含まず、視聴覚教材等を用いた講義によって人体の基本構造を系統的に学び、人体各部の構造的特徴とその機能について理解する内容としている。そのため、科目名称を「人体構造学」に変更する。

○ データサイエンス

データサイエンスとは、社会に溢れるデータから価値を引き出す学問であり、現代ではあらゆるビジネスや医療、教育、行政等においても、高度なデータ処理能力、データ分析力が必要となってくる。ビューティ&ウェルネス産業においても、膨大なデータを収集して詳細に傾向分析などを行うことで、産業界が抱える課題の解決につながる事が期待される。

2019(令和元)年6月、日本政府は「AI戦略2019」を打ち出し、データサイエンスは“文理を問わず”必要となる学問とし、大学卒業生全員が初級レベルのデータサイエンスを修得することを目標としている。本学の授業科目「データサイエンス」もこの“初

級レベル”の能力を身につけさせることを目的としているが、教育内容がパソコン機能の基本的な操作の学びが中心となっているように見られるため、科目名称を「データサイエンス入門」に変更し、教育内容も、デジタル社会で極めて重要になる、データから目的に合うものを取り出して分析し価値を引き出す基礎的能力を身につけさせる内容であることを明確にする。

授業科目	講義等の内容
データサイエンス入門 (1年前期必修・2単位)	本授業では、データサイエンスの概要と基本的な考え方、活用方法について学ぶ。データサイエンスの必要性、様々な場面におけるデータ活用や有効性とリスクについて理解し、データ活用の場面を適切に捉え、分析・説明できる力を身につける。そして、実験データや企業の売り上げデータなど具体的なデータを使って、表計算ソフトや統計分析ソフトを活用し、データ処理や変数の変換、データの可視化のためのグラフの作成などデータを処理するための基本的技術を実践的に学ぶ。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (40ページ)

新	旧
<p>(2) カリキュラム・ポリシーと教育課程の体系性</p> <p>CP1. ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するための<u>コミュニケーション能力及び協調性、専門職業人として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力及び豊かな人間性を身につけられる科目を配置する。</u></p> <p>ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するために必要な<u>コミュニケーション能力及び協調性を養うための授業科目として、「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」を配置する。専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を身につけるために必要な授業科目として、「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザイン</u></p>	<p>(2) カリキュラム・ポリシーと教育課程の体系性</p> <p>CP1. ビューティ&ウェルネスサービス業を担う多様な職種の人々と協働して、<u>専門職業人としての職域を広げる素養を身につけられるような科目を配置する。</u></p> <p>ビューティ&ウェルネスサービス業を担う多様な職種の人々と協働するために必要なコミュニケーション能力や協調性を養うための授業科目として、「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」を配置する。専門職業人としての職域を広げる素養を身につけるために必要な教養と職業倫理観を涵養するための授業科目として、「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザイン</p>

<p>ンⅠ・Ⅱ」「生命科学」「化学」「データサイエンス入門」「経済学」などを配置する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>CP3. 個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得するための科目を配置する。</p> <p>人の身体に直接触れる職種であるセラピストにとって、基礎的な医学知識は必須である。また、個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得するため、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」「人体構造学」「生理学」「皮膚科学」「化粧品学」「生化学」「栄養学」「衛生学・公衆衛生学」「臨床医学総論」「救急法」「身体運動学」「運動生理学」「運動指導演習」などを配置する。</p>	<p>Ⅰ・Ⅱ」「生命科学」「化学」「データサイエンス」「経済学」などを配置する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>CP3. 個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得するための科目を配置する。</p> <p>人の身体に直接触れる職種であるセラピストにとって、基礎的な医学知識は必須である。また、個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得するため、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」「解剖学」「生理学」「皮膚科学」「化粧品学」「生化学」「栄養学」「衛生学・公衆衛生学」「臨床医学総論」「救急法」「身体運動学」「運動生理学」「運動指導演習」などを配置する。</p>
---	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (44 ページ)

新	旧
<p>(3) 教育課程の枠組み</p> <p>ア. 基礎科目</p> <p>「自然科学と社会」領域には、職業専門科目、展開科目及び総合科目を学修するうえで必要な教養を身につけることを目的とした7科目を配置する。ディプロマ・ポリシーに示す「専門職業人として相応しい教養」(DP1)を身につける領域である。職業専門科目で基礎医学を学ぶうえでその基本となる「生命科学」「化学」、展開科目で経営学を学ぶうえで最低限必要となる知識として「経済学」を必修科目として配置する。また、大学での学修や研究のための基本的な知識・技術として必</p>	<p>(3) 教育課程の枠組み</p> <p>ア. 基礎科目</p> <p>「自然科学と社会」領域には、職業専門科目、展開科目及び総合科目を学修するうえで必要な教養を身につけることを目的とした7科目を配置する。ディプロマ・ポリシーに示す「専門職業人として相応しい教養」(DP1)を身につける領域である。職業専門科目で基礎医学を学ぶうえでその基本となる「生命科学」「化学」、展開科目で経営学を学ぶうえで最低限必要となる知識として「経済学」を必修科目として配置する。また、大学での学修や研究のための基本的な知識・技術として必</p>

要となることから、「データサイエンス入門」を必修科目とする。

<中略>

イ. 職業専門科目

「基礎医学とヘルスプロモーション」領域では、人体に直接触れる職種であるセラピストが、医学的基礎知識や公衆衛生を基盤として、個人の健康状態を科学的に分析し、健康の維持・増進をサポートできる能力を養成するために必要な授業科目を配置する。

<中略>

また、セラピストが医学的根拠に基づき、理論的に施術を行うための基礎となる授業科目として、人体の個々の器官、臓器の基本構造やその役割について学ぶ「人体構造学」、細胞や組織、器官が持つ機能を個別に学ぶ「生理学」、皮膚やその付属器官について、構造、機能及び反応といった視点から理解する「皮膚科学」、化粧品、医薬部外品の一類である薬用化粧品、石けん類など香粧品類について、その定義、成分と製造法、品質、機能などについて学修する「香粧品学」、生体を構成する成分の構造と機能、食物から摂取された栄養素が酵素によりどのように分解され、生きるためのエネルギー物質やからだを構成するののかについて学修する「生化学」も1年次に配置する。

要となることから、「データサイエンス」を必修科目とする。

<中略>

イ. 職業専門科目

「基礎医学とヘルスプロモーション」領域では、人体に直接触れる職種であるセラピストが、医学的基礎知識や公衆衛生を基盤として、個人の健康状態を科学的に分析し、健康の維持・増進をサポートできる能力を養成するために必要な授業科目を配置する。

<中略>

また、セラピストが医学的根拠に基づき、理論的に施術を行うための基礎となる授業科目として、人体の個々の器官、臓器の基本構造やその役割について学ぶ「解剖学」、細胞や組織、器官が持つ機能を個別に学ぶ「生理学」、皮膚やその付属器官について、構造、機能及び反応といった視点から理解する「皮膚科学」、化粧品、医薬部外品の一類である薬用化粧品、石けん類など香粧品類について、その定義、成分と製造法、品質、機能などについて学修する「香粧品学」、生体を構成する成分の構造と機能、食物から摂取された栄養素が酵素によりどのように分解され、生きるためのエネルギー物質やからだを構成するののかについて学修する「生化学」も1年次に配置する。

(参照) 教育課程等の概要、授業科目の概要、シラバス

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

4. 審査意見1のとおり、設置の趣旨、養成する人材像及び3つのポリシーの妥当性が不明確であるため、教育課程の妥当性を判断することができない。このため、関連する他の審査意見への対応を踏まえて、本学科の教育課程が、適正なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に担保された上で、専門職大学としてふさわしい内容として適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、以下の点も併せて明確に説明すること。

(4) 施術の結果として、「美」が「総合的な健康感とも言える『ウェルネス』に導かれる」との説明があるが、「総合的な健康感である『ウェルネス』」をどの授業科目の履修により涵養(かんよう)するのかが不明確である。

(対応)

「総合的な健康感である『ウェルネス』」を涵養する授業科目を明確に説明し、「設置の趣旨等を記載した書類」を改める。

「ウェルネス」という総合的な健康の概念について学修し、理解を深めるための授業科目は、「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」である。

「ウェルネス」とは、設置の趣旨等を記載した書類で説明しているとおり、積極的に病気でない「健康」状態を目指す行動をとることによって、より良く生きるライフスタイルをつくることである。現代の日本社会は、既に成熟社会となり人生100年時代を迎えようとしている。人々は、健康寿命を延伸させることで、より豊かな生活を希求することとなり、自己の承認欲求の一つである「いつまでも若く美しく健康でQOLの高い人生を送る」ことを目指している。

「ヘルスプロモーション」とは、WHO(世界保健機関)が1986年のオタワ憲章で提唱し、2005年のバンコク憲章で再提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されている。「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」の授業では、疾病の治療や予防ではなく、人々が健康で幸せで活力のある生活を送るための支援や活動方法について学ぶ。現代社会では、「よりよく生きる」ということが自分の心身を尺度にして考えられるようになり、これらの授業科目は、「ヘルスプロモーション」というプロセスを経て生み出される「ウェルネス」という結果を目指すための知識と技術について学ぶ講義であるといえる。このような授業科目を通じて「総合的な健康観である『ウェルネス』」を涵養する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程の編成の考え方及び特色 (44
ページ)

新	旧
<p>(3) 教育課程の枠組み</p> <p>イ. 職業専門科目</p> <p>「基礎医学とヘルスプロモーション」領域では、人体に直接触れる職種であるセラピストが、医学的基礎知識や公衆衛生を基盤として、個人の健康状態を科学的に分析し、健康の維持・増進をサポートできる能力を養成するために必要な授業科目を配置する</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>必修科目としては、ヘルスプロモーションの意義を学び、その推進のためのセラピストの役割を知るため、ヘルスプロモーションの基本的な概念を学ぶ「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」を1年次に配置し、総合的な健康観である「<u>ウェルネス</u>」を涵養する。</p>	<p>(3) 教育課程の枠組み</p> <p>イ. 職業専門科目</p> <p>「基礎医学とヘルスプロモーション」領域では、人体に直接触れる職種であるセラピストが、医学的基礎知識や公衆衛生を基盤として、個人の健康状態を科学的に分析し、健康の維持・増進をサポートできる能力を養成するために必要な授業科目を配置する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>必修科目としては、ヘルスプロモーションの意義を学び、その推進のためのセラピストの役割を知るため、ヘルスプロモーションの基本的な概念を学ぶ「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論」を1年次に配置する。</p>

4. 審査意見1のとおり、設置の趣旨、養成する人材像及び3つのポリシーの妥当性が不明確であるため、教育課程の妥当性を判断することができない。このため、関連する他の審査意見への対応を踏まえて、本学科の教育課程が、適正なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に担保された上で、専門職大学としてふさわしい内容として適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、以下の点も併せて明確に説明すること。

(5) エステティシアン養成を中心とする本教育課程において、例えば、「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」や「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」、「メイクアップ実習Ⅱ」等の教育内容は、美容師資格を有する者に認められる美容の業に該当すると思われるものが見受けられるなど、本学で取得できない特定の資格を有する者のみが行うことができると思われる内容が含まれているように見受けられる。

(対応)

本学が養成する人材の業務範囲には、美容師法に基づく「美容」の業務は含まれていない。審査意見1(2)への対応で説明したセラピストの業の一つであるエステティックでは、全身美容としての手技構成を組み、胸、首、背面、顔面等に対して、あくまでも肌や身体を健康的で美しい状態に維持、回復、増進するために、単なる顔面だけの表面上の美化行為とは異なった手技による施術行為を行っており、美容師法(昭和32年6月法律第163号)において「パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること(カットティング、染毛を含む)」と規定されている「美容」には該当しないものとして教育課程を編成している。

本学の教育課程に配置した「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」における教育内容は、ハンドテクニックやフェイシャル機器類の機能を実習によって学び、肌トラブルを防ぐメイク落としなど個人にあつたクレンジング方法の提案や技術の提供、パック剤の選択や技術の提供などを修得することを目的としており、美容師法が定める美容師の業務としての「化粧等の方法により、容姿を美しくすること」を目的としているものではない。同様に、審査意見1(3)への対応で説明した「メイクアップ実習Ⅱ」の教育内容についても、美容師資格を有する者に認められる美容の業に該当するものではない。

<参考>

エステティック業で行われているフェイシャル施術に関しては、厚生省通知「美容師法の疑義について」(昭和42年2月16日付け環衛第7030号東京都衛生局公衆衛生部長宛厚

生省環境衛生局環境衛生課長回答)において、「美容師法第 2 条第 1 項に規定する『美容』は、『パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法』によるものに限られており、通常首から上の容姿を美しくするために用いられるものであり、いわゆる全身美容を目的とする行為は、現行の美容師法における『美容』には該当しないと解する。」や厚生省通知「理容師法及び美容師法の運用について」(昭和 56 年 4 月 25 日付け環指第 77 号千葉県衛生部長宛厚生省環境衛生局指導課長回答)において、「いわゆる美顔施術(医療行為又は医療類似行為である場合を除く。)については、当該施術が容姿を整え、又は美しくするために化粧品又は医薬部外品を用いる等業を行うに当たって公衆衛生上一定の知識を必要とするような場合には、理容師法又は美容師法の対象となる。個々の施術が、理容に当たるか美容に当たるかは、その行為の目的、形態等に照らして判断すべきものである。なお、いわゆる美顔施術であつても、当該施術が簡易なマッサージ、皮膚の汚れ落とし程度のものである場合には、理容師法及び美容師法のいずれの対象ともならない。」との見解が示されている。また、「理容師法及び美容師法の解釈について(回答)」として、平成 19 年 10 月 2 日に健衛発第 1002001 号(全国理容生活衛生同業組合連合会理事長・全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長・社団法人日本理容美容教育センター理事長あて厚生労働省健康局生活衛生課長通知)においても、「理容師法に基づく理容の業、美容師法に基づく美容の業における美顔施術の内容や全身美容との関係について触れた、従来 of 地方自治体からの疑義照会に対する回答としては、『美容師法の疑義について』及び『理容師法及び美容師法の運用について』があるが、これらの見解は、現時点においても変わっていない。」とされた。

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

4. 審査意見1のとおり、設置の趣旨、養成する人材像及び3つのポリシーの妥当性が不明確であるため、教育課程の妥当性を判断することができない。このため、関連する他の審査意見への対応を踏まえて、本学科の教育課程が、適正なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系性が担保された上で、専門職大学としてふさわしい内容として適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、以下の点も併せて明確に説明すること。

(6) 例えば「ボディトリートメント実習Ⅱ」で取り扱う低周波機器や、「ボディトリートメント実習Ⅲ」で取り扱うEMS機器等、機器によっては医療機器に属する可能性のあるものが散見される。

(対応)

「ボディトリートメント実習Ⅱ」で取り扱う低周波機器や、「ボディトリートメント実習Ⅲ」で取り扱うEMS機器等について、これら実習に用いる「EMS用電気刺激装置」の機種名及び製造メーカーを明確にした。メーカーからは、これらの機器は電気用品であるとの説明を得ており、医療機器に該当するものではなく、実習に使用するうえにおいても医療行為として使用するものではないことから、支障のない機器である。(【資料D】覚書き書 (EMS用電気刺激装置に関するメーカー回答))

<実習で使用するEMS用電気刺激装置>

機種名	製造メーカー
ファットバーナー FB-10	(株) 大島製作所
パワフル20	(株) 大島製作所
MILLION WAVE	(株) 三輪サイエンス

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 8. 施設・設備等の整備計画 (62 ページ)

新	旧
<p>ウ. 実習室の整備</p> <p><中略></p> <p>実習室5室のうち、4室(約130㎡)では、主にトリートメントの実習科目を実施し、残りの1室(約70㎡)では、主に総合演習等の研究で使用することを想定している。実習室内には、実習用機器を収納できる棚と学生が手荷物を収納するロッカーを設置する。実</p>	<p>ウ. 実習室の整備</p> <p><中略></p> <p>実習室5室のうち、4室(約130㎡)では、主にトリートメントの実習科目を実施し、残りの1室(約70㎡)では、主に総合演習等の研究で使用することを想定している。実習室内には、実習用機器を収納できる棚と学生が手荷物を収納するロッカーを設置する。実</p>

<p>習で使用する機材や備品については、整備する物品の一覧を添付する。(資料 15「実習用機器備品一覧」) <u>なお、実習に用いる「EMS 用電気刺激装置」については、メーカーに医療機器に該当するものではないことを確認している。</u></p>	<p>習で使用する機材や備品については、整備する物品の一覧を添付する。(資料 15「実習用機器備品一覧」)</p>
---	---

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

4. 審査意見1のとおり、設置の趣旨、養成する人材像及び3つのポリシーの妥当性が不明確であるため、教育課程の妥当性を判断することができない。このため、関連する他の審査意見への対応を踏まえて、本学科の教育課程が、適正なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に担保された上で、専門職大学としてふさわしい内容として適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、以下の点も併せて明確に説明すること。

(7) 特定の授業科目を履修すれば、「健康運動実践指導者」の受験資格が得られるとしているが、「健康運動実践指導者」の受験資格は、講習会を受講するか、養成校の養成講座を修了し、認定試験に合格する必要があるが、本学の学生が講習会を受講する要件を満たすことができるか、及び本学が養成校としての資格を有するか不明確である。

(対応)

健康運動実践指導者の受験資格について説明のうえ、本学が養成校としての資格を有していることが明確になるよう、「設置の趣旨等を記載した書類」を改める。

健康運動実践指導者の受験資格を取得するためには、公益財団法人健康・体力づくり事業財団（以下「財団」という。）が開催する講習会を受講するか、健康運動実践指導者養成校（以下「養成校」という。）の養成講座を修了する必要があるが、本学は、設置認可が得られれば速やかに財団に対して、養成校としての認定を申請することとしている。

本学の教育課程は、以下に示すとおり、財団の「健康運動実践指導者養成校認定要綱」の基準に沿って養成講座を編成しており、養成校としての認定を受けた後、本学の学生は、下記の授業科目を履修すれば、健康運動実践指導者の受験資格が得られることとなる。

健康運動実践指導者 養成講座編成表

	養成講習会の科目名	対応する本学の開設科目の名称	配当年次
1	健康づくり施策概論（講義）	ヘルスプロモーション概論	1前
2	運動生理学（講義）	運動生理学	3前
3	機能的解剖とバイオメカニクス（講義）	身体運動学	3前
4	栄養摂取と運動（講義）	栄養学	2前
5-1	体力測定と評価（講義）	運動指導演習	3前
5-2	体力測定と評価（実習）	運動指導演習	3前
6	健康づくりと運動プログラム（講義）	運動指導演習	3前

7	運動指導の心理学的基礎（講義）	心理学	1 前
8-1	健康づくり運動の実際 ウォームアップとクールダウン（実習）	フィットネス実習 I	2 前
8-2	健康づくり運動の実際 ストレッチング（実習）	フィットネス実習 I	2 前
8-3	健康づくり運動の実際 ウォーキングとジョギング（実習）	フィットネス実習 I	2 前
8-4	健康づくり運動の実際 エアロビックダンス（実習）	フィットネス実習 II	2 前
8-5	健康づくり運動の実際 水泳・水中運動（実習）	フィットネス実習 III	3 後
8-6	健康づくり運動の実際 レジスタンスエクササイズ（実習）	フィットネス実習 IV	3 後
9-1	運動障害と予防・救急処置（講義）	臨床医学総論	3 後
		救急法	3 後
9-2	運動障害と予防・救急処置（実習）	救急法	3 後

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類 2. 学科の特色（33 ページ）

新	旧
<p>（3）ヘルスプロモーションを実践するための知識と技術を養う教育</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」ことを達成するため、人々の健康管理ができる能力を養成する教育課程を整備する。＜中略＞また、健康運動実践指導者の養成校（<u>本学の設置認可後、公益財団法人健康・体力づくり事業財団に養成校としての認定を申請予定。</u>）としての教育課程を整備し、希望者は当該資格の取得を可能とする。</p>	<p>（3）ヘルスプロモーションを実践するための知識と技術を養う教育</p> <p>ビューティ&ウェルネス学科では、ディプロマ・ポリシーに示す「DP3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。」ことを達成するため、人々の健康管理ができる能力を養成する教育課程を整備する。＜中略＞また、健康運動実践指導者の養成校としての教育課程を整備し、希望者は当該資格の取得を可能とする。</p>

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

4. 審査意見1のとおり、設置の趣旨、養成する人材像及び3つのポリシーの妥当性が不明確であるため、教育課程の妥当性を判断することができない。このため、関連する他の審査意見への対応を踏まえて、本学科の教育課程が、適正なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系性が担保された上で、専門職大学としてふさわしい内容として適切に編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。また、その説明に当たっては、以下の点も併せて明確に説明すること。

(8) 本学で養成する人材が卒業後に行う業務について、例えば、美容師や理容師など、特定の資格を有する者のみが行うことができる業務との区別をより明確に認識できるようにするため、美容師法や理容師法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関連法令に係る教育の充実を図ること。

(対応)

必修科目である授業科目「消費者生活論（関係法規を含む）」の「講義等の内容」及び「シラバス」の内容を改め、セラピストと他の有資格者の行う業務との区別を明確にして、業務の関連法令に係る教育の充実を図る。

セラピストが行う業務と関連する「消費者基本法」「消費者安全法」「消費者契約法」「特定商取引法」等の法律については、本学では展開科目に配置した「消費者生活論（関係法規を含む）」の授業の中で教育する。

さらに、審査意見4（5）への対応で説明しているとおり、セラピストが行う業務と美容師や理容師など特定の資格を有する者のみが行うことができる業務とが区別されていることを明確に認識させるためには、「美容師法」「理容師法」を理解させる必要がある。また、審査意見4（6）で指摘されているとおり、セラピストが使用する機器の中には、医療機器と誤認されるような機器が含まれていることから、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を理解させておく必要がある。

これらの関連法令の知識を修得・理解させるために、授業科目「消費者生活論（関係法規を含む）」の「講義等の内容」及び「シラバス」を授業の中で取り扱う法令名を明記するよう改める。なお、「美容師法」「理容師法」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を取り扱う授業回（2回分）については、教育効果を高めるために、関連法令に教育研究業績のある兼任教員が担当するオムニバス形式に変更する。

授業科目	講義等の内容
<p>消費者生活論（関係法規を含む） （2年後期必修・2単位）</p>	<p>美容業界で活躍するために必要な顧客（消費者）の立場からの消費生活全般の法体系を基にした消費者保護の社会システムを理解する。消費者が安心して安全に豊かな消費生活を送れる消費者市民社会とは何かについて、学生各自がその一員としてどう実行すべきかを考察し、美容業界でどのようにその知識を活かせるかを、美容関係法規をはじめ消費者法規の基礎と実際に起こるトラブル事例を通して検証する。そして、安全対策や防止策を検討し、美容業界の健全化に活かせる人材となることを目指す。</p> <p>（オムニバス方式／全15回） （唯根 妙子／13回）</p> <p>消費者の立場を理解するために、消費者保護の社会システムを学ぶ。消費者が安心して安全に消費生活を送れるよう消費者法規の基礎を理解する。また、美容業界の健全化を目指すためにトラブル事例について学ぶ。</p> <p>（渡辺 演久／2回）</p> <p>セラピスト教育に必要な関係法規（美容師法、理容師法、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」など）について学ぶ。</p>

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類 4. 教育課程の編成の考え方及び特色（47ページ）

新	旧
<p>（3）教育課程の枠組み ウ．展開科目 「ビューティ&ウェルネス産業の振興」領域は、「経営の基礎」領域で修得した経営における基礎理論をもとに、ビューティ&ウェルネス産業を、ウェルネス産業分野を構成する重要な分野と位置づけ、創造的な役割を担うための知識を身につけることを目的とした当該産業界の特性を踏まえた授業科目を配置する。ヘルスケア産業の実態を学ぶ「ヘルスケア産業論」を始め、サービス産業で注目される利益を生み出すためのサービスの</p>	<p>（3）教育課程の枠組み ウ．展開科目 「ビューティ&ウェルネス産業の振興」領域は、「経営の基礎」領域で修得した経営における基礎理論をもとに、ビューティ&ウェルネス産業を、ウェルネス産業分野を構成する重要な分野と位置づけ、創造的な役割を担うための知識を身につけることを目的とした当該産業界の特性を踏まえた授業科目を配置する。ヘルスケア産業の実態を学ぶ「ヘルスケア産業論」を始め、サービス産業で注目される利益を生み出すためのサービスのシ</p>

<p>システム化について学ぶ「サービス科学の基礎」、ビューティ&ウェルネス産業界で問題視されてきた消費者問題について学ぶ<u>とともに、セラピストと美容師や理容師など特定の資格を有する者のみが行うことができる業務と区別するための関連法令を学ぶ</u>「消費者生活論 <u>(関係法規を含む)</u>」、事例を参考にしてビューティ&ウェルネスサービス施設における経営・マネジメントを学ぶ「サロンマネジメント演習」、マーケティングの知識をもとに企業に利益をもたらす製品やサービスの開発について学ぶ「商品企画論」の5科目を必修科目として配置する。</p>	<p>システム化について学ぶ「サービス科学の基礎」、ビューティ&ウェルネス産業界で問題視されてきた消費者問題について学ぶ「消費者生活論」、事例を参考にしてビューティ&ウェルネスサービス施設における経営・マネジメントを学ぶ「サロンマネジメント演習」、マーケティングの知識をもとに企業に利益をもたらす製品やサービスの開発について学ぶ「商品企画論」の5科目を必修科目として配置する。</p>
--	--

5. 審査意見4のとおり、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることはできないが、臨地実務実習について、関連する審査意見への対応や以下に例示する点を踏まえて網羅的な点検を行うとともに、具体的な実習計画について説明を行い、必要に応じて適切に改めること。

(1) 本学の教育課程では臨地実務実習施設の活用を想定した実習科目が多く設定されているが、「臨地実務実習施設の概要」で示されている各施設の「当該施設の選定理由」を見ると、実習科目の目的や内容との関係が不明確であり、臨地実務実習施設が適切に選定され、十分確保されているか判然としない。各臨地実務実習施設と関係する授業科目との関係を整理し、示すとともに、関係する各授業科目の内容や各臨地実務実習施設の選定の理由について必要に応じて適切に改めること。

(対応)

臨地実務実習施設の選定理由が明確になっていなかったことから、実習科目の目的や内容に照らした臨地実務実習科目ごとの施設の選定理由について、以下、明確に説明する。

○実習施設の確保・選定の方法、選定理由

臨地実務実習科目の開設は、実習先事業者による実習プログラムの提供があってはじめて可能となることから、臨地実務実習科目の目的や内容に相応しい実習施設を確保することが必須であり、各臨地実務実習科目の実習内容に照らして必要となる能力の修得が見込まれる施設か否かを踏まえ、実習施設を選定している。

そのうえで、臨地実務実習の実習施設の開拓に当たっては、本学及び教職員のネットワーク、既設の専門学校卒業生が所属している企業や求人のある企業などを活用し、実習先の候補とした。臨地実務実習の受入れを依頼する際には、臨地実務実習の目的や実施計画の骨子（設置の趣旨等を記載した書類・資料 19）を示し、本学の希望を明確に伝え、その意義への理解を求め、意識の共有を図りながら、実施可能性に関する具体的な協議を経て、実習施設として決定している。

実習施設については、概ね3年以上の実務経験を有する実習指導者が配置されていることを条件としており、実習に係る職業分野に関する高い見識と十分な実務経験を有し、実習指導に当たって必要な能力を有していることを担保している。また、実習施設の場所については、学生が自宅・下宿先から通える範囲内であることとし、宿泊を伴うような遠隔地には設定していない。

次に、臨地実務実習科目ごとに、実習内容と目的に照らし、実習施設の選定理由を説明する。

<企業実習Ⅰ（早期体験実習）、企業実習Ⅱ（接遇実習）、企業実習Ⅴ（総合実習）>

○実習施設

エステティックサロン、スパサロン

○実習内容

【企業実習Ⅰ（早期体験実習）】

現場の見学と働く方からの講話を中心に、今後目指す職種を決定するための学びの場とする。実際の現場で仕事の流れや、実際に行うであろう作業を知ることによって自分が働くときにどのような能力が必要となるかを理解し、その内容をまとめ発表し、評価を受ける。

【企業実習Ⅱ（接遇実習）】

店舗でのクライアントの来店から退店までの流れを知り、クライアントが技術に入るまで使用するスペースの準備、受付業務、ご案内、技術終了後のお茶出し、お見送りの方法を実践することである。事前に各項目のロールプレイを行い、実習指導者より合格とされた項目から提供を開始する。実習を通して、受付（技術室以外のスペース）でクライアントに満足いただくための接遇能力を身につける。サービスに必要な基本的なマナーを身につけたうえで、クライアントの満足度を高めるために必要なものは何かを考察する能力を身につける。さらに、受付、技術室などクライアントが使用する空間で快適にお過ごしいただくために必要な清掃方法やベッドメイキングを含めた準備の方法を身につける。そして、それらのスキルがどの程度身につけているかについて、評価を受ける。

【企業実習Ⅴ（総合実習）】

各実習先の技術室内の事前準備とセラピストがスムーズに技術を提供するのに必要なアシスタント業務を行う。クライアントを迎えるための清掃、ベッドメイキングを準備し、技術に必要な化粧品、備品などの準備を自ら考えて準備をする。クライアントをおもてなしするために必要な知識を身につけ、実際にトリートメントを実施する前の準備とご案内等、セラピストのアシスタント業務ができるようになったか否かについて、その評価を受ける。

○実習目的

【企業実習Ⅰ（早期体験実習）】

- 1) 実際の現場で仕事の流れや実際に行うであろう作業を知り、職業についての理解を深める。
- 2) 働くために必要となる能力がどのようなものか理解し、今後の目標を定める。
- 3) 実習内容をまとめて発表する経験を通し、人前で発表をするために必要となる、観察力、言葉遣い、トーク力を身につける。

【企業実習Ⅱ（接客実習）】

- 1) サービスマナーの基礎知識を基に実践することができる力を身につける。
- 2) クライアントの来店から退店までの流れを知り、その対応方法を身につける。
- 3) クライアントが「居心地がいい」「美しい」と感じる空間を提供できる清掃方法、身だしなみ、言葉遣いを身につける。

【企業実習Ⅴ（総合実習）】

- 1) 技術室でのご案内ができる接客力を身に付ける。
- 2) 技術室の準備（ベッドメイキング、商品・備品の準備）をスピーディかつ丁寧に準備ができる力を身につける。
- 3) セラピストの行う業務を把握し、事前に必要となる準備を行うことができる能力を身につける。
- 4) クライアントの来店時間に合わせ、効率を考えて準備できる力を身につける。

○選定理由

上記の実習内容を実施し、実習目的を達成できるとの条件を踏まえて、臨地実務実習施設の選定の理由として、以下を追加する。

セラピストの業務理解（企業実習Ⅰ）、接客力修得（企業実習Ⅱ）、業務遂行力修得（企業実習Ⅴ）に向け、業務の体系化が図られ、一定水準にあることを担保するため、チェーン展開しているエステティックサロン、スパサロンを選定した。

<企業実習Ⅲ（メイクサロン実習）>

○実習施設

美容室

○実習内容

美容室にてメイク技術を見学するとともに、清掃、商品の準備、片付け、クライアントへの接客サポート、商品販売のサポート業務を行う。接客や商品販売のサポート業務については、ロールプレイを行い実習指導者に試験をしてもらい、合格した者から接客業務を実践する。また、各企業の商品、技術内容の研修、試験を受け合格をしたものから技術提供補助、商品販売も行う。実際に技術提供補助、商品説明、販売できる力を身につけたか否かについて、評価を受ける。

○実習目的

- 1) お客様が気持ちよく過ごせる環境を提供できる能力を身につける。
- 2) 商品販売のサポートをするために必要な商品知識を身につける。
- 3) 販売をするために必要な接客力とトーク力を身につける。
- 4) お客様の受付からお見送りまでの一連の業務を身につけ、対応ができる能力を身につける。

○選定理由

審査意見1(3)への対応で説明したとおり、本学の教育課程は美容師資格の取得や美容師資格の保有を前提としたものではなく、セラピストが実際に提供するメイクとは、施術後の身だしなみを目的としたものもある。ブライダルメイクやパーティメイクなど美容の業の範疇に含まれるようなメイクアップを行うものではないが、本学が養成するセラピストは、現代社会における多様な「心身の美と健康」を実現することによって、人々の「QOL向上」に資するための仕組みを社会に実装することができる人材であり、メイクやスキンケアについては、カウンセリングによってアドバイスを行うことで、クライアント自らに「QOL向上」のための知識や技術を修得させることが可能であると考えている。そのためには、メイクアップを業とする専門職である美容師の高度な知識や技術を実践的に学べる機会は有益であることから、臨地実務実習施設の選定の理由として、以下を追加する。

美容師の高度なメイクアップの知識や技術の実践的学修に向け、業務の体系化が図られ、一定水準にあることを担保するため、チェーン展開している美容室を選定した。

<企業実習Ⅳ(運動指導実習)>

○実習施設

フィットネスジム、ヨガスタジオ

○実習内容

トレーナーやインストラクターの業務を理解するために、アシスタント業務を行う。施設利用者が器具を安全に使用できる状態に整え、ジムに置かれている器具の使用法、メンテナンス方法を学ぶ。運動による身体への影響やトレーニング機器がどの筋肉に作用するか等を学んで、それらの効果を知り、トレーナーやインストラクターのクライアントへの効果的で安全な指導方法を身につけて、アシスタント業務ができるようになったかどうか否かについて、評価を受ける。

○実習目的

- 1) トレーニング器具を利用者が安全に使用できる状態に整備する知識を身につける。
- 2) トレーニング器具がどの筋肉に作用するかについて、その効果と扱い方を知る。
- 3) 利用者が効果的で安全に利用できるようなその補助方法を身につける。
- 4) 利用者に対する指導方法、接遇を身につける。

○選定理由

本学が養成する人材は、ヘルスプロモーションを実践することができるセラピストであることから、それを業とする専門職であるフィットネスジムやヨガスタジオのトレーナーやインストラクターの高度な知識や技術を実践的に学べる機会は有益である。そのことを踏まえて、臨地実務実習施設の選定の理由として、以下を追加する。

健康増進を目的としたトレーナーやインストラクターの高度な運動指導の方法の実践的学修に向け、業務の体系化が図られ、一定水準にあることを担保するため、チェーン展開しているフィットネスジムやヨガスタジオを選定した。

(参照) 臨地実務実習施設の概要

5. 審査意見4のとおり、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることはできないが、臨地実務実習について、関連する審査意見への対応や以下に例示する点を踏まえて網羅的な点検を行うとともに、具体的な実習計画について説明を行い、必要に応じて適切に改めること。

(2) 学生の学修段階を想定して各授業科目の評価シートが作成されているが、すべての評価シートについて、「評価の基準」が「○：一人でできている」、「△：ほぼ一人でできている」、「×：できていない」となっており、臨地実務実習の目的や内容等に照らして適切な基準となっているか疑義がある。特に、本学が掲げる養成する人材像がより高度な人材に設定されていることや、教育課程の後半で履修する授業科目も同じ評価基準を用いていることを踏まえ、最も高い評価が「一人でできている」と設定することの妥当性について改めて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

臨地実務実習等評価シートについて、「評価の基準」が臨地実務実習の目的や内容等に照らして適切な基準となっていなかったため、改める。

臨地実務実習の成績評価は、臨地実務実習等評価シートによる実習指導者の評価を基本とするが、施設間もしくは実習指導者間による成績格差を是正するため、施設の実習指導者の評価だけに依存せず、学生の自己評価（実習期間中に学生が向上した点など）や実習終了後に実施する臨地実務実習報告会での担当教員による評価を盛り込んで、総合成績として判断する。

臨地実務実習等評価シートでは、各実習科目において、その目的や内容に照らして修得すべき能力ごとに評価項目を定め、それぞれ評価する計画であったが、その評価基準を以下のとおり変更し、実習指導者及び学生が各評価項目に対する到達度を明確に理解することができるようにする。

<変更前> (3段階評価)

「○：一人でできている。」

「△：ほぼ一人でできている。」

「×：できていない。」

↓

<変更後> (5段階評価)

「A：優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。」

「B：良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。」

「C：普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。」

「D：やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。」

「E：劣る 助言・指導が定期的に必要であり、実施できない。」

また、本学が掲げる養成する人材像がより高度な人材に設定していることを踏まえ、
臨地実務実習等評価シートの評価項目を充実した内容になるように修正する。【資料E】
臨地実務実習等評価シート)

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

5. 審査意見4のとおり、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることはできないが、臨地実務実習について、関連する審査意見への対応や以下に例示する点を踏まえて網羅的な点検を行うとともに、具体的な実習計画について説明を行い、必要に応じて適切に改めること。

(3) 実習要綱を策定するなど、学生に対して、臨地実務実習に係る情報をまとめ、あらかじめ周知し、当該実習に対する学生の理解度を高め、教育効果のより一層の向上を図るとともに、実習先の決定プロセスや成績評価基準・方法等に係る公平・公正性を担保する方策を講じること。

(対応)

学生に対して、臨地実務実習に係る情報をまとめ、あらかじめ周知し、当該実習に対する学生の理解度を高め、教育効果のより一層の向上を図るため、実習要綱を策定した。また、実習先の決定プロセスや成績評価基準・方法等に係る公平・公正性を担保する方策について説明する。

① 実習要綱の策定について

本学の臨地実務実習等実施計画を示すため、設置の趣旨等を記載した書類に資料19「臨地実務実習等実施計画の骨子」資料20「臨地実務実習等実施スケジュール」を添付した。これらを基に臨地実務実習等の目的や達成すべき行動、学修内容等を網羅した「実習要綱」を策定し、学生が記載されている内容を事前に理解して実習に臨むことで、より理解を深めることができるようにした。【資料F】臨地実務実習等 学生実習要綱

② 臨地実務実習等の公平・公正性の担保

実習先の決定プロセス及び成績評価基準・方法について、以下のとおり実施し、臨地実務実習等の公平・公正性を担保する。

・実習先の決定プロセス

臨地実務実習先は、学生が実習先を選定することはせず、学生の居住地や将来希望する進路等を勘案して、本学が決定する。

・成績評価基準・方法

臨地実務実習の成績評価は、臨地実務実習等評価シートによる実習指導者の評価を基本とするが、施設間もしくは実習指導者間による成績格差を是正するため、施設の実習指導者の評価だけに依存せず、学生の自己評価（実習期間中に学生が向上した点など）や実習終了後に実施する臨地実務実習報告会での担当教員による評価を盛り込んで、総合成績として判断する。

臨地実務実習の単位の認定については、実習ごとに担当教員全員で成績検討会を開

催し、実習施設で学習した専門職としての知識、技術、態度の統合を図り、最終的に科目責任者（教授又は准教授）である専任教員が単位を認定する。

（新旧対照表）設置趣旨等を記載した書類 1 1. 実習の具体的計画（77 ページ）

新	旧
<p>（４）実習水準の確保の方策</p> <p>ア．実習の内容</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>イ．臨地実務実習支援センターの設置</p> <p>臨地実務実習支援センターを設置し、実習施設との連絡調整や学生に対する実習目的の周知など、円滑な実習を実施するための全学的な連携体制を構築する。実習水準を確保するため、実習マニュアルの見直しを行うとともに、教員と実習指導者が参加する研修会を開催し、実習内容に関する情報交換を行うとともに、課題を検証し、以後の実習の改善につながる機会を設ける。</p> <p>ウ．<u>実習要綱の策定</u></p> <p><u>学生に対して、臨地実務実習に係る情報をまとめ、あらかじめ周知し、当該実習に対する学生の理解度を高め、教育効果のより一層の向上を図るとともに、実習先の決定プロセスや成績評価基準・方法等に係る公平・公正性を担保する方策として、実習要綱を策定する。（資料 24「臨地実務実習等 学生実習要綱」）</u></p>	<p>（４）実習水準の確保の方策</p> <p>ア．実習の内容</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>イ．臨地実務実習支援センターの設置</p> <p>臨地実務実習支援センターを設置し、実習施設との連絡調整や学生に対する実習目的の周知など、円滑な実習を実施するための全学的な連携体制を構築する。実習水準を確保するため、実習マニュアルの見直しを行うとともに、教員と実習指導者が参加する研修会を開催し、実習内容に関する情報交換を行うとともに、課題を検証し、以後の実習の改善につながる機会を設ける。</p>

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

5. 審査意見4のとおり、教育課程全体が妥当であるとの判断をすることはできないが、臨地実務実習について、関連する審査意見への対応や以下に例示する点を踏まえて網羅的な点検を行うとともに、具体的な実習計画について説明を行い、必要に応じて適切に改めること。

(4) 臨地実務実習は専門職大学における主要な授業科目の一つであり、本学の教育課程においても多くの実習科目を設定しており、重要な位置づけにあると認識していると想定されるが、当該実習に係る指導体制について、担当する教授又は准教授の人数は少なく、また、その多くが講師や助教となっていることに鑑みると、主要授業科目に専任の教授又は准教授を配置することを原則として求める専門職大学設置基準に対応できているかや、適切な指導体制が構築されているかが不明確である。

(対応)

臨地実務実習は、専門職大学における主要な授業科目の一つであり、重要な位置づけにあると認識していることから、以下のとおり、適切な指導体制となるよう教員配置を行い、構築するとともに、「設置の趣旨等を記載した書類」を改める。

臨地実務実習（連携実務演習等を含む。）を担当する専任教員の構成及び人数は以下のとおりである。連携実務演習等科目である「トリートメント実践実習」「品質管理演習」について、専任の教授又は准教授が配置されていなかったことから、准教授を追加配置する。これにより、すべての授業科目について、専任の教授又は准教授を1名以上配置することとなり、主要授業科目に専任の教授又は准教授を配置することを原則として求める専門職大学設置基準に対応する。

- ・企業実習Ⅰ（早期体験実習）：准教授1名、講師3名、助教4名
- ・企業実習Ⅱ（接遇実習）：准教授1名、講師3名、助教4名
- ・トリートメント実践実習：講師4名、助教2名 + 准教授1名追加
- ・品質管理演習：講師4名、助教2名 + 准教授1名追加
- ・企業実習Ⅲ（メイクサロン実習）：准教授1名、講師1名
- ・企業実習Ⅳ（運動指導実習）：准教授2名
- ・企業実習Ⅴ（総合実習）：教授1名、准教授2名、講師7名、助教6名

また、臨地実務実習の教育の質を保証するため、教授、准教授のうち1名を科目責任者とし、当該臨地実務実習の全体の監督を行う。科目責任者は、他の実習指導教員から日々の報告を受け、実習に対する責任を持つ指導体制とし、最終的に成績を認定する他、学内

で実施する全体指導（事前指導・事後指導）を担当する。講師・助教などその他の実習指導教員は、個別指導（巡回指導・学内指導）を担当する。

< 臨地実務実習担当教員 配置表 > ※○印は当該実習の科目責任者

	企業実習 I（早期 体験実習 ）	企業実習 II（接遇 実習）	トリート メント実 践実習	品質管理 演習	企業実習 III（メイ クサロン 実習）	企業実習 IV（運動 指導実習 ）	企業実習 V（総合 実習）
教授							○大滝
准教授	○須賀谷	○須賀谷	○須賀谷	○須賀谷	○九島	○小野 秋山	須賀谷 浅賀
講師	越川 川口 柴田	越川 川口 柴田	清野 久我 新井 渡邊	清野 久我 新井 渡邊	廣石		越川 川口 柴田 清野 久我 新井 渡邊
助教	後藤 鈴木 村田 寺田	後藤 鈴木 村田 寺田	香取 今野	香取 今野			後藤 鈴木 村田 寺田 香取 今野

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 11. 実習の具体的計画 (82 ページ)

新	旧
<p>(8) 教員の配置並びに巡回指導計画 <u>臨地実務実習の教育の質を保証するため、教授、准教授のうち1名を科目責任者とし、当該臨地実務実習の全体の監督を行う。科目責任者は、他の実習指導教員から日々の報告を受け、実習に対する責任を持つ指導体制とし、最終的に成績を認定する他、学内で実施する全体指導（事前指導・事後指導）を担当する。講師・助教などその他の実習指導教員</u></p>	<p>(8) 教員の配置並びに巡回指導計画</p>

は、個別指導（巡回指導・学内指導）を担当する。

臨地実務実習中の学生指導は、主に実習施設指導者によるものであるが、学内の担当教員との連携を密に行うことを基本とする。具体的には、担当教員が実習施設への巡回訪問を行い、目標達成状況、臨地実務実習上の問題点などについて、実習指導者と情報交換を行う。また、巡回指導では学生からの相談に応じ、実習の進行状況の確認、学生の健康状態等を確認する。学生一人に対する巡回指導時間は、実習中の学生の状況に合わせて、必要な時間を確保する。専任教員が実習先と本学を短時間で行き来できるように配慮する。

（資料 21 「臨地実務実習巡回計画」）

臨地実務実習を確実に履行できるよう、担当の専任教員は巡回指導時以外にも実習指導者並びに学生と綿密に連絡をとり、臨地実務実習の状況を確認するとともに、学生及び実習指導者が抱える悩みや問題等について指導・援助できる体制をとる。

臨地実務実習中の学生指導は、主に実習施設指導者によるものであるが、学内の担当教員との連携を密に行うことを基本とする。具体的には、担当教員が実習施設への巡回訪問を行い、目標達成状況、臨地実務実習上の問題点などについて、実習指導者と情報交換を行う。また、巡回指導では学生からの相談に応じ、実習の進行状況の確認、学生の健康状態等を確認する。学生一人に対する巡回指導時間は、実習中の学生の状況に合わせて、必要な時間を確保する。専任教員が実習先と本学を短時間で行き来できるように配慮する。

（資料 21 「臨地実務実習巡回計画」）

臨地実務実習を確実に履行できるよう、担当の専任教員は巡回指導時以外にも実習指導者並びに学生と綿密に連絡をとり、臨地実務実習の状況を確認するとともに、学生及び実習指導者が抱える悩みや問題等について指導・援助できる体制をとる。

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

6. 編入学者の受入れについて、既設の専門学校から進学する者についても受入れを想定している旨の説明があるが、当該学生が専門学校で学習し、既修得単位として認定されることが想定される授業科目を明らかにした上で、審査意見4(1)及び4(2)への対応を踏まえ、3年次以降の履修内容が既設の専門学校の教育課程と比較してどのような点について差異があるのか、及び専門学校と本学の教育課程の接続性・体系性が確保される計画となっているか明確に説明し、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

想定している既設の専門学校からの3年次編入学者の受入れについて、既修得単位として認定されることが想定される授業科目を明らかにする。また、既設の専門学校の教育課程と編入学後に学修する教育課程の差異を明確にし、その接続性・体系性が確保されていることを説明する。

① 既修得単位の認定について

本学の既修得単位の認定については60単位を超えないものとし、既設の専門学校において修得した単位の認定については、学生の願い出に基づき、シラバス等で授業内容を確認のうえ、教授会の議を経て、学長が行う計画である。

既設の専門学校からの編入学者において認定される授業科目は、設置の趣旨等を記載した書類・資料10履修モデル(3年次編入の場合)で示していたとおり、「基礎科目」7科目14単位及び「職業専門科目」25科目46単位の合計60単位を想定していた。

しかしながら、審査意見4(1)への対応を踏まえ、既設の専門学校の「一般科目」と本学の「基礎科目」、既設の専門学校で学ぶ基礎医学と本学の「職業専門科目」ヘルスプロモーション領域で学ぶ基礎医学とは、その目的や内容及び授業を担当する教員など教育の質が大幅に異なっていることから、該当する授業科目については既修得単位として認定しないこととする。これにより、想定している既設の専門学校からの3年次編入学者の受入れについて、既修得単位として認定されることが想定される授業科目は、職業専門科目「心身の美の追求」領域のうち以下の16科目30単位となる。

「トリートメント基礎理論Ⅰ」「トリートメント基礎理論Ⅱ」

「トリートメント技術の理論と方法」「トリートメント応用理論」

「カウンセリング論」「カウンセリング演習」「プランニング実習」

「ボディトリートメント実習Ⅰ」「ボディトリートメント実習Ⅱ」

「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」

「企業実習Ⅰ(早期体験実習)」「企業実習Ⅱ(接遇実習)」

「メイクアップ実習Ⅰ」「メイクアップ実習Ⅱ」「ネイルデザイン実習Ⅰ」

② 既設の専門学校の教育課程と編入学後に学修する教育課程の差異

既設の専門学校の卒業生は、セラピストになるためのマニュアル的な知識や技術を身につけ、資格を取得していることから、①で説明したとおり、職業専門科目「心身の美の追求」領域に配当された16科目30単位のみを既修得単位として認定することが想定される。ただし、審査意見4(1)への対応で説明したとおり、本学では、既設の専門学校ではほとんど学ぶことができない、専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を身につける「基礎科目」、個人のヘルスプロモーション活動をするための基礎的な医学知識を身につける「職業専門科目・基礎医学とヘルスプロモーション領域」、ビューティ&ウェルネス産業の発展に寄与する経営管理・マネジメントの素養を身につける「展開科目」、修得した知識と技術の体系化を図り、研究を通じて実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させる「総合科目」を編入後に履修するという点で、既設の専門学校の教育課程と編入学後に学修する教育課程は大きく異なる。

③ 既設の専門学校の教育課程との接続性・体系性

①で説明した既修得単位として認定することが想定される授業科目を除いて、職業専門科目「心身の美の追求」領域において、編入学生が履修の必要がある授業科目は以下のとおりである。

＜編入学生が履修する必要がある職業専門科目「心身の美の追求」領域の授業科目＞

授業科目の名称	単位数	授業形態
トリートメント品質管理論	1	講義
ホスピタリティ論	2	講義
ホスピタリティ演習	2	演習
トリートメント実践実習	2	連携実務実習
品質管理演習	2	連携実務演習
企業実習Ⅴ（総合実習）	2	臨地実務実習
企業実習Ⅲ（メイクサロン実習）	2	臨地実務実習

「トリートメント品質管理論」は、審査意見4(2)への対応で説明したとおり、臨地実務実習等を履修する前提として、専門職大学の特徴でもある理論と実践を架橋するための理論科目である。

臨地実務実習等の授業科目である「トリートメント実践実習」「品質管理論」「企業実習Ⅴ（総合実習）」「企業実習Ⅲ（メイクサロン実習）」は、既設の専門学校で修得したエステティックやメイクアップの技術を、ビューティ&ウェルネスサービスとしてより実践的に学び、身につけることで、サービス品質の向上を図り、顧客が求める成果を達成することができるようになることを目的とした科目であり、既設の専門学校の教育課程

との接続性・体系性を確保している。

「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習」は、本来2年前期配当の授業科目であるが、編入学生にも履修させることとする。ホスピタリティは、接客・接遇の場面で発揮され、コミュニケーションを円滑に行うために重要なものであるが、既設の専門学校の教育においては、あいさつ、身だしなみ、言葉遣いなどの接客マナーとしての技術の体得にとどまっており、本学の教育では、ホスピタリティについて理論的にアプローチしながら、その概念や重要性を認識させ、ビジネスに生かす基盤の確立を目指すという違いがある。

3年次編入学において、既設の専門学校と本学では以上のような教育課程の差異があり、そのうえで専門学校と本学の教育課程の接続性・体系性が確保されるように計画している。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 12. 編入学定員を設定する場合の具体的計画 (86 ページ)

新	旧
<p>(2) 編入学生の教育上の配慮</p> <p>編入学生については、1年次から入学する学生よりもさらに多様な学生の入学が見込まれるため、学生個別に丁寧な履修指導を行う。具体的には、3年次に入学する編入学生に対しては、担任の教員とは別に、同一年度に入学した編入学生に対して編入コーディネーターとして事務職員がつき、単位履修等の学修の相談に対応するよう支援体制を整える。</p> <p>編入学生は既修得単位の状況によって卒業に必要な単位が異なるため、学生個別に2年間の履修モデルや時間割を作成するなどの工夫をする。履修モデルの作成にあたっては、取得を希望する資格や学生自身の手持っている将来像を確認し、教育効果が低くならないよう、授業科目の履修の順序に気を付ける。<u>専門学校からの編入学について、教育課程の接続性・体系性が確保されていることを示すため、既設の専門学校の卒業生が本学に編入学した場合の履修モデルを示す。</u>(資料</p>	<p>(2) 編入学生の教育上の配慮</p> <p>編入学生については、1年次から入学する学生よりもさらに多様な学生の入学が見込まれるため、学生個別に丁寧な履修指導を行う。具体的には、3年次に入学する編入学生に対しては、担任の教員とは別に、同一年度に入学した編入学生に対して編入コーディネーターとして事務職員がつき、単位履修等の学修の相談に対応するよう支援体制を整える。</p> <p>編入学生は既修得単位の状況によって卒業に必要な単位が異なるため、学生個別に2年間の履修モデルや時間割を作成するなどの工夫をする。履修モデルの作成にあたっては、取得を希望する資格や学生自身の手持っている将来像を確認し、教育効果が低くならないよう、授業科目の履修の順序に気を付ける。<u>編入学生の教育課程が体系的なものとなっていることを示すため、専門学校の卒業生と社会人(実務経験者)が本学に編入学した場合の履修モデルを示す。</u>(資料 10「履修モ</p>

10「履修モデル」参照) なお、通常の時間割の中で必要な単位を修得することが難しい場合は、補講授業や集中授業を開講するなど、無理なく修得できるよう配慮する。	デル」参照) なお、通常の時間割の中で必要な単位を修得することが難しい場合は、補講授業や集中授業を開講するなど、無理なく修得できるよう配慮する。
--	--

(参照) 履修モデル

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

7. 前述の審査意見のとおり、養成する人材像、3つのポリシー及び教育課程の妥当性が判断できないため、入学者選抜の妥当性も判断することもできない。このため、編入学に係る入学者選抜を含む各入学者選抜について、関連する審査意見への対応を踏まえて、アドミッション・ポリシーに照らして適切な選抜方法であることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

前述の審査意見への回答で述べている、養成する人材像、3つのポリシー及び教育課程の対応にもとづき、各選抜方法について、アドミッション・ポリシーに基づいた適切な選抜方法となっていることを説明し、「設置の趣旨等を記載した書類」を改める。

○アドミッション・ポリシー

本学のアドミッション・ポリシーは、以下のとおりである。

- AP1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎学力を有している人 (知識・技能)
- AP2. 周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、実践に向けて努力できる人 (コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力)
- AP3. ヘルスプロモーションの視点から、人々の豊かな生活に資することを意識し、専門的な知識と技術を身につけようとする人 (目標を持って主体的に学ぶ能力)
- AP4. ビューティ&ウェルネス産業で活躍するセラピストを志し、高い学習意欲を持って、資格取得に積極的に取り組むことができる人 (高い意欲を持って目標達成に取り組む態度)
- AP5. ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人 (広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度)

また、審査意見1(8)への対応で説明したとおり、編入学のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

AP編. 本学への編入学の目的が明確であり、エステティックに関する基本的な知識と技術を備えている人

○各選抜方法とアドミッション・ポリシーの妥当性

a. 一般選抜

高等学校での学習の達成度を見るとともに、本学での学修に必要な基礎学力を身につけており、専門知識を得るための論理的思考能力や語学力等を重視した試験を実施する。APと照らし合わせると、APに掲げている5つの項目を全て満たすことを前提としたう

えで、主として「知識・技能」(AP1)及び「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」(AP2)の評価を重視する。

一般選抜では、学力試験と面接試験を行い、書類審査(出願書類)と合わせて、総合的に判定する。学力試験 150 点、面接試験(出願書類の志望理由書を含む) 50 点、調査書 50 点の合計 250 点満点で評価する。

学力試験の科目は以下のとおりとし、入学後の修学に必要な基礎学力を検査する。

教科	科目	配点
国語	国語総合(古文・漢文を除く)	50 点
外国語	コミュニケーション英語 I・II	50 点
数学	数学 I	50 点

面接試験では、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由やビューティ&ウェルネス産業やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。

一般選抜とアドミッション・ポリシーとの関係

選抜方法	AP1 (知識・技能)	AP2 (コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力)	AP3 (目標を持って主体的に学ぶ能力)	AP4 (高い意欲を持って目標達成に取り組む態度)	AP5 (広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度)
学力試験	◎	○			
面接試験		◎	○	○	○
調査書	○		○	○	○

b. 総合型選抜

総合型選抜は、受験生が本学の設置趣旨に賛同し、自分が学びたいことが学べる大学であるかどうかを確かめてもらうため、原則、オープンキャンパスに参加した者を対象とする。AP と照らし合わせると、AP に掲げている 5 つの項目を全て満たすことを前提としたうえで、主として「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」(AP2)「目標を持って主体的に学ぶ能力」(AP3)「高い意欲を持って目標達成に取り組む態度」(AP4)「広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度」(AP5)の評価を重視する。

総合型選抜では、プレゼンテーション試験又はグループディスカッション試験と面接試験を行い、書類審査(出願書類)と合わせて、総合的に判定する。プレゼンテーショ

ン試験又はグループディスカッション試験 50 点、面接試験（出願書類の志望理由書を含む）50 点、調査書（出願書類の活動報告書を含む）50 点の合計 150 点満点で評価する。

プレゼンテーション試験とグループディスカッション試験については、受験生が選択することとし、ビューティ&ウェルネス産業やセラピストに関する内容とする。コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力とともに、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度を評価する。

面接試験では、事前に提出された志望理由書・活動報告書を参考にしながら、本学の志望理由やビューティ&ウェルネス産業やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。

総合型選抜とアドミッション・ポリシーとの関係

選抜方法	AP1（知識・技能）	AP2（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）	AP3（目標を持って主体的に学ぶ能力）	AP4（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）	AP5（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）
プレゼンテーション試験・グループディスカッション試験		◎	◎	◎	◎
面接試験		◎	◎	◎	◎
調査書・活動報告書	○		◎	◎	◎

c. 学校推薦型選抜＜指定校推薦入試＞

学校推薦型選抜＜指定校推薦入試＞は、本学が指定する高等学校を卒業見込みで、本学が定める基準を満たし、高等学校長の推薦を受けた者を対象とする。AP と照らし合わせると、AP に掲げている 5 つの項目を全て満たすことを前提としたうえで、主として「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」（AP2）「目標を持って主体的に学ぶ能力」（AP3）「高い意欲を持って目標達成に取り組む態度」（AP4）「広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度」（AP5）の評価を重視する。

学校推薦型選抜＜指定校推薦入試＞では、面接試験（口頭試問を含む）と書類審査（出

願書類)を行い、総合的に判定する。面接試験(出願書類の志望理由書及び口頭試問を含む)50点、調査書100点の合計150点満点で評価する。推薦基準、推薦人数等は、本学への実績等に基づき、学校ごとに別途定め通知する。

面接試験では、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由やビューティ&ウェルネス産業やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。面接試験の中で実施する口頭試問については、教養やビューティ&ウェルネス産業やビューティ&ウェルネスサービスに関する知識を問う内容とし、本学での学修に必要な基本的な知識を確認する。

学校推薦型選抜<指定校>とアドミッション・ポリシーとの関係

選抜方法	AP1 (知識・技能)	AP2 (コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力)	AP3 (目標を持って主体的に学ぶ能力)	AP4 (高い意欲を持って目標達成に取り組む態度)	AP5 (広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度)
面接試験(口頭試問含む)	○	◎	◎	◎	◎
調査書	○		○	○	○

d. 学校推薦型選抜<公募推薦入試>

学校推薦型選抜<公募推薦入試>は、高等学校を卒業見込み又は卒業後1年以内の者で、人物及び学力ともに優れ、出身高等学校長の推薦を受けた者を対象とする。APと照らし合わせると、APに掲げている5つの項目を全て満たすことを前提としたうえで、主として「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」(AP2)「目標を持って主体的に学ぶ能力」(AP3)「高い意欲を持って目標達成に取り組む態度」(AP4)「広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度」(AP5)の評価を重視する。

学校推薦型選抜<公募推薦入試>では、面接試験(口頭試問を含む)と書類審査(出願書類)を行い、総合的に判定する。面接試験(出願書類の志望理由書及び口頭試問を含む)100点、調査書100点の合計200点満点で評価する。

面接試験では、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由やビューティ&ウェルネス産業やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。面接試験の中で実施する口頭試問については、教養や

ビューティ&ウェルネス産業やビューティ&ウェルネスサービスに関する知識を問う内容とし、本学での学修に必要な基本的な知識を確認する。

学校推薦型選抜<公募>とアドミッション・ポリシーとの関係

選抜方法	AP1 (知識・技能)	AP2 (コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力)	AP3 (目標を持って主体的に学ぶ能力)	AP4 (高い意欲を持って目標達成に取り組む態度)	AP5 (広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度)
面接試験 (口頭試問含む)	○	◎	◎	◎	◎
調査書	○		◎	◎	◎

e. 編入学総合型選抜

本学では、短期大学・専門学校の卒業生及び実務経験者に高度な学修機会を提供するため、3年次編入学試験を実施する。編入学の出願資格は、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校を卒業した者もしくは卒業見込みの者、又は、大学に2年以上在籍し、62単位以上を修得した者もしくは修得見込みの者であり、さらに、エステティック資格である特定非営利活動法人日本エステティック機構 (JEO) 認証上級試験に合格している者とする。

編入学選抜試験では、セラピストとしての能力を評価基準とするため、小論文試験、実技試験、面接試験を行い、総合的に判定する。小論文試験 50 点、実技試験 50 点、面接試験 (出願書類の志望理由書含む) 100 点での合計 200 点満点で評価する。

小論文試験は、教養を含めてビューティ&ウェルネス産業の現状や課題について問う内容とし、本学での学修に必要な基本的な知識を確認するとともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。

実技試験は、編入後に授業科目を履修するうえで必要となるエステティックに関する基本的な知識・技術を備えていることを確認する。

面接試験は、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由やビューティ&ウェルネス産業やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。

編入学総合型選抜とアドミッション・ポリシーとの関係

選抜方法	AP1（知識・技能）	AP2（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）	AP3（目標を持って主体的に学ぶ能力）	AP4（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）	AP5（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）	AP編（編入学の目的が明確であり、エステティックに関する基本的な知識と技術を備えている）
小論文試験	○	◎				
実技試験						◎
面接試験		◎	◎	◎	◎	◎

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類 9. 入学者選抜の概要（67 ページ）

新	旧
<p>イ. 入学者選抜の方法及び募集人員</p> <p>a. 一般選抜</p> <p><u>高等学校での学習の達成度を見るとともに、本学での学修に必要な基礎学力を身につけており、専門知識を得るための論理的思考能力や語学力等を重視した試験を実施する。APと照らし合わせると、APに掲げている5つの項目を全て満たすことを前提としたうえで、主として「知識・技能」（AP1）及び「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」（AP2）の評価を重視する。</u></p> <p>一般選抜では、学力試験と面接試験を行い、書類審査（出願書類）と合わせて、総合的に判定する。学力試験 150 点、面接試験（出願書類の志望理由書を含む）50 点、調査書 50 点の合計 250 点満点で評価する。</p> <p>学力試験の科目は以下のとおりとし、入学</p>	<p>イ. 入学者選抜の方法及び募集人員</p> <p>a. 一般選抜</p> <p>一般選抜では、学力試験と面接試験を行い、書類審査（出願書類）と合わせて、総合的に判定する。学力試験 150 点、面接試験（出願書類の志望理由書を含む）50 点、調査書 50 点の合計 250 点満点で評価する。学力試験の科目は以下のとおりとする。学力 3 要素</p>

後の修学に必要な基礎学力を検査する。

教科	科目	配点
国語	国語総合（古文・漢文を除く）	50点
外国語	コミュニケーション 英語Ⅰ・Ⅱ	50点
数学	数学Ⅰ	50点

面接試験では、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由やビューティ&ウェルネス産業やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。

一般選抜とアドミッション・ポリシーとの関係<省略>

b. 総合型選抜

総合型選抜は、受験生が本学の設置趣旨に賛同し、自分が学びたいことが学べる大学であるかどうかを確かめてもらうため、原則、オープンキャンパスに参加した者を対象とする。AP と照らし合わせると、AP に掲げている 5 つの項目を全て満たすことを前提としたうえで、主として「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」(AP2)「目標を持って主体的に学ぶ能力」(AP3)「高い意欲を持って目標達成に取り組む態度」(AP4)「広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度」(AP5) の評価を重視する。

のうち、「知識・技能」(AP1) の評価を重視する。

教科	科目	配点
国語	国語総合（古文・漢文を除く）	50点
外国語	コミュニケーション 英語Ⅰ・Ⅱ	50点
数学	数学Ⅰ	50点

一般選抜とアドミッション・ポリシーとの関係<省略>

b. 総合型選抜

総合型選抜は、受験生が本学の設置趣旨に賛同し、自分が学びたいことが学べる大学であるかどうかを確かめてもらうため、原則、オープンキャンパスに参加した者を対象とし、プレゼンテーション試験又はグループディスカッション試験と面接試験を行い、書類審査（出願書類）と合わせて、総合的に判定する。プレゼンテーション試験とグループディスカッション試験については、受験生が選択できるようにし、教養及びビューティ&ウェルネス産業に関する知識を問う内容とする。プレゼンテーション試験又はグループディスカッション試験 50 点、面接試験（出願

総合型選抜では、プレゼンテーション試験又はグループディスカッション試験と面接試験を行い、書類審査（出願書類）と合わせて、総合的に判定する。プレゼンテーション試験又はグループディスカッション試験 50点、面接試験（出願書類の志望理由書を含む）50点、調査書（出願書類の活動報告書を含む）50点の合計 150点満点で評価する。

プレゼンテーション試験とグループディスカッション試験については、受験生が選択できるようにし、教養及びビューティ&ウェルネス産業に関する知識を問う内容とする。コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力とともに、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度を評価する。

面接試験では、事前に提出された志望理由書・活動報告書を参考にしながら、本学の志望理由やビューティ&ウェルネス産業やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。

総合型選抜とアドミッション・ポリシーとの関係<省略>

c. 学校推薦型選抜<指定校推薦入試>

学校推薦型選抜<指定校推薦入試>は、本学が指定する高等学校を卒業見込みで、本学が定める基準を満たし、高等学校長の推薦を受けた者を対象とする。AP と照らし合わせると、AP に掲げている 5 つの項目を全て満

書類の志望理由書を含む) 50点、調査書(出願書類の活動報告書を含む)50点の合計 150点満点で評価する。学力 3 要素のうち、「思考力・判断力・表現力」(AP2)「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」(AP3・AP4・AP5) の評価を重視する。

総合型選抜とアドミッション・ポリシーとの関係<省略>

c. 学校推薦型選抜<指定校推薦入試>

学校推薦型選抜<指定校推薦入試>は、本学が指定する高等学校を卒業見込みで、本学が定める基準を満たし、高等学校長の推薦を受けた者を対象とし、面接試験（口頭試問を含む）と書類審査（出願書類）を行い、総合

たすことを前提としたうえで、主として「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」(AP2)「目標を持って主体的に学ぶ能力」(AP3)「高い意欲を持って目標達成に取り組む態度」(AP4)「広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度」(AP5)の評価を重視する。

学校推薦型選抜<指定校推薦入試>では、面接試験(口頭試問を含む)と書類審査(出願書類)を行い、総合的に判定する。面接試験(出願書類の志望理由書及び口頭試問を含む)50点、調査書100点の合計150点満点で評価する。推薦基準、推薦人数等は、本学への実績等に基づき、学校ごとに別途定め通知する。

面接試験では、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由やビューティ&ウェルネス産業やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。面接試験の中で実施する口頭試問については、教養やビューティ&ウェルネス産業やビューティ&ウェルネスサービスに関する知識を問う内容とし、本学での学修に必要な基本的な知識を確認する。

学校推薦型選抜<指定校>とアドミッション・ポリシーとの関係<省略>

d. 学校推薦型選抜<公募推薦入試>

学校推薦型選抜<公募推薦入試>は、高等学校を卒業見込み又は卒業後1年以内の者

的に判定する。面接試験(出願書類の志望理由書及び口頭試問を含む)50点、調査書100点の合計150点満点で評価する。推薦基準、推薦人数等は、本学への実績等に基づき、学校ごとに別途定め通知する。

d. 学校推薦型選抜<公募推薦入試>

学校推薦型選抜<公募推薦入試>は、高等学校を卒業見込み又は卒業後1年以内の者

で、人物及び学力ともに優れ、出身高等学校長の推薦を受けた者を対象とする。AP と照らし合わせると、AP に掲げている 5 つの項目を全て満たすことを前提としたうえで、主として「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」(AP2)「目標を持って主体的に学ぶ能力」(AP3)「高い意欲を持って目標達成に取り組む態度」(AP4)「広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度」(AP5)の評価を重視する。

学校推薦型選抜<公募推薦入試>では、面接試験（口頭試問を含む）と書類審査（出願書類）を行い、総合的に判定する。面接試験（出願書類の志望理由書及び口頭試問を含む）100点、調査書 100点の合計 200点満点で評価する。

面接試験では、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由やビューティ&ウェルネス産業やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。面接試験の中で実施する口頭試問については、教養やビューティ&ウェルネス産業やビューティ&ウェルネスサービスに関する知識を問う内容とし、本学での学修に必要な基本的な知識を確認する。

学校推薦型選抜<公募>とアドミッション・ポリシーとの関係<省略>

で、人物及び学力ともに優れ、出身高等学校長の推薦を受けた者を対象とし、面接試験（口頭試問を含む）と書類審査（出願書類）を行い、総合的に判定する。面接試験（出願書類の志望理由書及び口頭試問を含む）100点、調査書 100点の合計 200点満点で評価する。学校推薦型選抜では、学力 3 要素のうち、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」(AP3・AP4・AP5)の評価を重視する。

学校推薦型選抜（公募）とアドミッション・ポリシーとの関係<省略>

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 12. 編入学定員を設定する場合の具体的
計画 (88 ページ)

新	旧
<p>(4) 選抜方法</p> <p>編入学選抜試験は、セラピストとしての能力を評価基準とするため、小論文試験、実技試験、面接試験を行い、総合的に判定する。小論文試験 50 点、実技試験 50 点、面接試験（出願書類の志望理由書含む）100 点での合計 200 点満点で評価する。</p> <p><u>小論文試験は、教養を含めてビューティ&ウェルネス産業の現状や課題について問う内容とし、本学での学修に必要な基本的な知識を確認するとともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。</u></p> <p><u>実技試験は、編入後に授業科目を履修するうえで必要となるエステティックに関する基本的な知識・技術を備えていることを確認する。</u></p> <p><u>面接試験は、事前に提出された志望理由書を参考にしながら、本学の志望理由やビューティ&ウェルネス産業やサービスに対する学修意欲や関心等について確認することで、目標を持って主体的に学ぶ能力、高い意欲を持って目標達成に取り組む態度、広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度とともに、コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力を評価する。</u></p>	<p>(4) 選抜方法</p> <p>編入学選抜試験は、セラピストとしての能力を評価基準とするため、小論文試験、実技試験、面接試験を行い、総合的に判定する。小論文試験 50 点、実技試験 50 点、面接試験（出願書類の志望理由書含む）100 点での合計 200 点満点で評価する。</p>

(改善事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

8. 教員組織について、完成年度前に定年規程に定める退職年齢を超える専任教員が多く、若手教員の採用計画など具体的な教員組織の将来構想も不明確であることから、開設後からどのような取組を実行し、教員組織における教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る計画となっているか明確に説明すること。

(対応)

完成年度前に定年規程に定める退職年齢を超える専任教員が多く、若手教員の採用計画など具体的な教員組織の将来構想が不明確であることから、教員組織における教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る計画について説明する。

本学の専任教員の定年は、教授は70歳、その他の職位は67歳であり、完成年度前に定年規程に定める退職年齢を超える専任教員は、教授5名、准教授1名の計6名である。

(ただし、定年規程の附則により完成年度までは在職する。) 加えて、完成年度を迎えると同時に定年となる専任教員が、教授3名、准教授1名の計4名おり、あわせて10名の専任教員が学年進行終了時に定年退職となる。これは、開学時における大学運営・教育研究を円滑に実施していくため、一定の業績を有する専任教員を配置した結果であり、これらの教員が定年退職を迎えるまでに、本学の若手教員たちを育成することによって、本学の教育研究が次世代に継承していくようにしたいと考えている。

学年進行終了時に定年退職となる専任教員の後任は、①退職者からの推薦、②公募による採用、③学内教員の昇格を基本として、原則として退職前に適材の教員を補充することで対応し、設置計画と同じ専任教員数を確保することで、教育研究水準を維持する。また、教育研究水準の向上及び教育研究の活性化を図るため、①②については、高齢教員の採用は避け、30代から50代の専任教員を積極的に採用するように努め、③については、将来に向けた教育の質の向上の観点から、若手教員の教育・研究力の育成を図るため博士・修士の学位未取得の教員の学位取得を奨励し、研究業績を積むための環境を整えることで、上位職位への昇格につなげる。

さらに教育については、優れた教員による教授法・指導法や授業方法の伝承などFD活動の充実など、研究については、十分な教員研究費の配分、外部研究資金の獲得支援、ビューティ&ウェルネス研究所の活用による研究の活性化など、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に取り組むこととしている。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 5. 教員組織等の編制の考え方及び特色 (52ページ)

新	旧
(4) 年齢構成 専任教員が定年も含めて退職する場合の	(4) 年齢構成 専任教員が定年も含めて退職する場合の

後任については、適正な年齢構成を考慮しながら、速やかな教員補充を行う。短中期的には①退職者からの推薦、②公募による採用、③学内教員の昇格を基本とし、設置計画と同じ専任教員数を確保することで、教育研究水準を維持する。また、教育研究水準の向上及び教育研究の活性化を図るため、①②については、高齢教員の採用は避け、30代から50代の専任教員を積極的に採用するように努め、③については、将来に向けた教育の質の向上の観点から、若手教員の教育・研究力の育成を図るため博士・修士の学位未取得の教員の学位取得を奨励し、研究業績を積むための環境を整えることで、上位職位への昇格につなげる。教育研究の継続性を踏まえると、長期的には本学の卒業生が助手を経て専任教員へとキャリアアップしていくことが望まれる。

さらに教育については、優れた教員による教授法・指導法や授業方法の伝承などFD活動の充実など、研究については、十分な教員研究費の配分、外部研究資金の獲得支援、ビューティ&ウェルネス研究所の活用による研究の活性化など、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に取り組むこととしている。

後任については、適正な年齢構成を考慮しながら、速やかな教員補充を行う。短中期的には①退職者からの推薦、②公募による採用、③学内教員の昇格を基本とするが、教育研究の継続性を踏まえると、長期的には本学の卒業生が助手を経て専任教員へとキャリアアップしていくことが望まれる。

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

9. 整備予定の各実習室について、その用途に照らして、適切な収容定員、広さ、居室数が整備される計画となっているかが不明確なことから、一週間の使用予定計画等を示した上で、明確に説明すること。

(対応)

各実習室について、整備計画を説明する。

実習室は、以下のとおり、①実習室 5 室、②サロン実習室 2 室、③運動指導実習室 1 室の合計 8 室を整備する予定であったが、④多目的室 2 室を増設することとし、合計 10 室を整備するとともに、その用途に照らして、適切な収容定員、広さ、居室数が整備される計画となっていることが明確になるように「設置の趣旨等を記載した書類」を改める。

○実習室整備計画

実習室名	面積	想定学生	使用する主な授業科目
2階・実習室 1	136.52 m ²	40 人	ボディトリートメント実習 I・II、 トリートメント総合実習
2階・実習室 2	131.94 m ²	40 人	ボディトリートメント実習 I・II、 トリートメント総合実習
2階・実習室 3	69.94 m ²	15 人	総合演習 I・II
3階・実習室 4	130.85 m ²	40 人	フェイシャルトリートメント実習 I・II、 トリートメント総合実習
3階・実習室 5	130.21 m ²	40 人	フェイシャルトリートメント実習 I・II、 トリートメント総合実習
B2階・サロン 実習室 1	47.86 m ²	10 人	トリートメント実践実習、品質管理演習
B2階・サロン 実習室 2	49.22 m ²	10 人	トリートメント実践実習、品質管理演習
B2階・運動指 導実習室	128.08 m ²	40 人	フィットネス実習IV
B1階・多目的 室 1 (増設)	237.55 m ²	40 人	運動指導演習、フィットネス実習 I・II・IV
B1階・多目的 室 2 (増設)	231.40 m ²	40 人	運動指導演習、フィットネス実習 I・II・IV

① 実習室 1～5

実習室 1・2・4・5 では、エステティックのトリートメント技術を学ぶための実習を行う。授業は 1 クラス 40 人で実施し、実習室内にはベッド 20 台を設置、1 ベッドあたり 2 人 1 組の学生で使用する。4 室の面積はそれぞれ 130 m²以上であるが、一般社団法人日本エステティック協会認定校規約や一般社団法人日本エステティック業協会認定校審査基準で定められている「1 ベッドにつき 6 m²以上のスペースの確保」の基準を上回っており、授業の実施には問題はない。

実習室 3 では、3・4 年生担当の授業科目「総合演習Ⅰ」「総合演習Ⅱ」における研究を実施する予定である。授業形態は、学生 10 人前後のゼミナール形式であり、十分な広さを確保できている。

○実習室 1 一週間の使用予定計画

	月	火	水	木	金	土
1 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習		トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	
(後期)						
2 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習		トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	
(後期)						
3 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	ボディ トリートメント 実習Ⅰ	ボディ トリートメント 実習Ⅰ	ボディ トリートメント 実習Ⅰ	
(後期)	ボディ トリートメント 実習Ⅱ			ボディ トリートメント 実習Ⅱ	ボディ トリートメント 実習Ⅱ	
4 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	ボディ トリートメント 実習Ⅰ	ボディ トリートメント 実習Ⅰ	ボディ トリートメント 実習Ⅰ	
(後期)	ボディ トリートメント 実習Ⅱ	ボディ トリートメント 実習Ⅲ		ボディ トリートメント 実習Ⅱ	ボディ トリートメント 実習Ⅱ	
5 限 (前期)						
(後期)		ボディ トリートメント 実習Ⅲ				

○実習室2 一週間の使用予定計画

	月	火	水	木	金	土
1限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習		トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	
(後期)						
2限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習		トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	
(後期)					アロマセラピー 演習	
3限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	ボディ トリートメント 実習 I	ボディ トリートメント 実習 I	ボディ トリートメント 実習 I	
(後期)	ボディ トリートメント 実習 II			ボディ トリートメント 実習 II	ボディ トリートメント 実習 II	
4限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	ボディ トリートメント 実習 I	ボディ トリートメント 実習 I	ボディ トリートメント 実習 I	
(後期)	ボディ トリートメント 実習 II	ホリスティック セラピー 実習		ボディ トリートメント 実習 II	ボディ トリートメント 実習 II	
5限 (前期)						
(後期)		ホリスティック セラピー 実習				

○実習室 4 一週間の使用予定計画

	月	火	水	木	金	土
1 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習		トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	
(後期)						
2 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習		トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	
(後期)						
3 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	
(後期)		フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ		フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ	
4 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	
(後期)		フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ		フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ	
5 限 (前期)						
(後期)						

○実習室 5 一週間の使用予定計画

	月	火	水	木	金	土
1 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習		トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	
(後期)						
2 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習		トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	
(後期)						
3 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	
(後期)		フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ		フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ	
4 限 (前期)	トリートメント 総合実習	トリートメント 総合実習	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅱ	
(後期)		フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ		フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ	フェイシャル トリートメント 実習Ⅰ	
5 限 (前期)						
(後期)						

② サロン実習室 1・2

サロン実習室では、3 年次配当の連携実務実習「トリートメント実践実習」、連携実務演習「品質管理演習」を行う。これらの科目では、模擬的にサロン運営を行うことで、セラピストや店舗管理者としての業務を実践的に学ぶことができる。授業の実施日は、トリートメント実践実習が前期の土曜日、品質管理演習が後期の土曜日を予定している。

③ 運動指導実習室

運動指導実習室では、生活習慣病のもととなる肥満を改善する運動方法や健康、体力向上を目的とした基本となる有酸素運動、無酸素運動の実践的な運動指導を学ぶ「運動指導演習」、有酸素運動であるウォーキングやジョギングと運動前後のフォームアップとクールダウンを学ぶ「フィットネス実習Ⅰ」、エアロビックダンスについて学ぶ「フィットネス実習Ⅱ」、目的別に多種類の筋力トレーニングの方法を身につけ、効率的な筋肉の鍛え方、美しいボディラインを作る方法を学ぶ「フィットネス実習Ⅳ」の授業を実施する予定であった。しかしながら、40 人の学生がこれらの授業を実施するには、

実習室が狭小であることから、大教室を多目的室に変更することとし、授業を実施する。なお、運動指導実習室では、フィットネス実習Ⅳで実施予定のフリーウェイトトレーニングやマシントレーニングを実施するため、トレーニング機器を整備する。

④ 多目的室 1・2

③で説明したとおり、大教室 1・2（講義室）を多目的室 1・2（実習室）に変更し、「運動指導演習」「フィットネス実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ」の運動実習の授業を実施する。多目的室 1・2 は、通常は間の可動壁を取り払い、大きな多目的室として使用することを想定している。この変更により、講義室が 2 室減少してしまうため、会議室 5・6 を講義室 20・21 に変更する。減少する会議室は、2 階に会議室 5 を新設することとし、会議室 6 は新設しないが、会議室は全部で 5 室あることから、大学運営上、支障はない。

変更前		⇒	変更後	
室名	面積 (㎡)		室名	面積 (㎡)
B1 階・大教室 1	237.55		B1 階・多目的室 1	237.55
B1 階・大教室 2	231.40		B1 階・多目的室 2	231.40
B1 階・会議室 5	62.50		B1 階・講義室 20	135.00
B1 階・会議室 6	112.50		B1 階・講義室 21	117.50
(新設)			2 階・会議室 5	17.50

○多目的室 一週間の使用予定計画

	月	火	水	木	金	土
1 限 (前期)						
(後期)						
2 限 (前期)						
(後期)						
3 限 (前期)	運動指導 演習	運動指導 演習		フィットネス 実習Ⅰ	フィットネス 実習Ⅰ	
(後期)					フィットネス 実習Ⅳ	
4 限 (前期)	運動指導 演習	運動指導 演習		フィットネス 実習Ⅱ	フィットネス 実習Ⅱ	
(後期)						
5 限 (前期)	運動指導 演習	運動指導 演習				
(後期)						

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 8. 施設・設備等の整備計画 (62 ページ)

新	旧
<p>(2) 校舎等施設の整備計画</p> <p>イ. 講義室等の整備</p> <p>講義室は、<u>70～135 m²の広さの 21 室</u>を整備する。講義室には 1 クラスの上限人数である 40 人分の机・イスを設置する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>ウ. 実習室の整備</p> <p>主に職業専門科目の実習科目を実施する実習室については、<u>実習室 5 室、サロン実習室 2 室、運動指導実習室 1 室、多目的室 2 室の合計 10 室</u>を整備する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>運動指導実習室 (128.08 m²) には、<u>フィットネス実習Ⅳで実施予定のフリーウェイトトレーニングやマシントレーニング</u>を実施するため、<u>トレーニング機器を整備する</u>。</p> <p><u>多目的室 2 室 (237.55 m²、231.40 m²)</u>では、<u>運動指導演習やフィットネス実習の授業</u>を実施するが、<u>授業時間以外は学生に開放し、健康増進を図ることができる</u>。また、<u>多人数参加のイベントを行う場合は、多目的室 2 室の間の可動壁を取り払うことで、大ホールとして使用することが可能である</u>。</p>	<p>(2) 校舎等施設の整備計画</p> <p>イ. 講義室等の整備</p> <p>講義室は、<u>大教室 (約 230 m²) 2 室、講義室 (約 70 m²) 19 室の合計 21 室</u>を整備する。講義室には 1 クラスの上限人数である 40 人分の机・イスを設置する。<u>クラスの枠を超えてガイダンスやオリエンテーションを実施する場合は、96 人分の机とイスが完備されている大教室で実施することが可能である</u>。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>ウ. 実習室の整備</p> <p>主に職業専門科目の実習科目を実施する実習室については、<u>実習室 5 室、サロン実習室 2 室、運動指導実習室 1 室の合計 8 室</u>を整備する。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>運動指導実習室 (128.08 m²) では、<u>運動指導演習やフィットネス実習の授業</u>を実施するが、<u>授業時間以外は学生に開放し、健康増進を図ることができる</u>。</p>

(参照) ビューティ&ウェルネス専門職大学 校舎平面図

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

10. 「ボディトリートメント実習Ⅱ」で取り扱う低周波機器や、「ボディトリートメント実習Ⅲ」で取り扱うEMS機器等について、機器によっては医療機器に属する可能性のあるものが散見されることから、実習に用いる機器等を具体的に明らかにした上で、実習内容に照らして支障のない設備等の整備計画となっていることを明確に説明すること。

(対応)

審査意見4(6)への対応と同じく説明する。

「ボディトリートメント実習Ⅱ」で取り扱う低周波機器や、「ボディトリートメント実習Ⅲ」で取り扱うEMS機器等について、これら実習に用いる「EMS用電気刺激装置」の機種名及び製造メーカーを明確にした。メーカーからは、これらの機器は電気用品であるとの説明を得ており、医療機器に該当するものではなく、実習に使用するうえにおいても医療行為として使用するものではないことから、支障のない機器である。

<実習で使用するEMS用電気刺激装置>

機種名	製造メーカー
ファットバーナー FB-10	(株)大島製作所
パワフル20	(株)大島製作所
MILLION WAVE	(株)三輪サイエンス

(参照) 覚書き書 (EMS用電気刺激装置に関するメーカー回答)

(是正事項) ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科

11. 厚生補導を行うための専任職員を置く適切な組織が設けられているか不明確なため、明確に説明すること。

(対応)

学生の厚生補導を行うための専任職員を置く組織について説明し、「設置の趣旨等を記載した書類」等を改める。

専門職大学設置基準第 56 条において、「専門職大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適切な組織を設けるものとする。」と規定されている。本学では、厚生補導に関する業務は審査意見 2 への対応で説明した事務組織のうち、大学事務課が担当する。大学事務課職員が奨学金や課外活動等に関して事務室（窓口）で対応する他、学内の厚生補導施設としては、看護師等が保健指導を行うための「医務室」、臨床心理士等が学生生活をサポートする「学生相談室」、キャリアカウンセラー等が職業指導を行うための「キャリア支援センター」を置く。

なお、キャリア支援センター及び学生相談室については、校舎平面図に記載がなかったため、以下のとおり、専任教員室 2 室をキャリア支援センターに、専任教員室 1 室を学生相談室に変更する。変更により減少する専任教員室 3 室については、新たに 2 階に増設することとするため、全体の校舎面積が 117.05 m²増となる。

変更前	
室名	面積 (m ²)
1 階・専任教員室 17	17.50
1 階・専任教員室 18	17.50
1 階・専任教員室 34	17.50
(新設)	
(新設)	
(新設)	

校舎面積 : 11,222.09 m²

⇒

変更後	
室名	面積 (m ²)
1 階・キャリア支援センター	35.00
1 階・学生相談室	17.50
2 階・専任教員室 17	17.50
2 階・専任教員室 18	17.50
2 階・専任教員室 34	17.50

校舎面積 : 11,339.14 m²

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 8. 施設・設備等の整備計画 (61 ページ)

新	旧
(2) 校舎等施設の整備計画 本学は、(株) ミス・パリ・グループが所有していた建物の寄附を受け、校舎として使用する。寄附された建物は、以前はアパレル企業の研修所として使用されていたもので	(2) 校舎等施設の整備計画 本学は、(株) ミス・パリ・グループが所有していた建物の寄附を受け、校舎として使用する。寄附された建物は、以前はアパレル企業の研修所として使用されていたもので

<p>あり、研修棟（地上3階地下2階）と宿泊棟（地上5階地下2階）の2棟で合計16,779.88㎡の延床面積がある。そのうち、校舎としては、研修棟部分と宿泊棟部分の一部を合わせて<u>11,339.14㎡</u>を使用し、これは専門職大学設置基準第47条に規定する収容定員に対する保健衛生学関係（看護学関係を除く。）の学部に必要な校舎面積（10,086.8㎡）を満たしている。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>校舎には、講義室、大教室、演習室、実習室、情報処理室、図書館、学生控室（兼自習室）、学長室、副学長室、専任教員室（個人研究室）、講師室（共用研究室）、事務室、医務室、会議室等、専門職大学設置基準第45条に定める施設に加え、<u>臨床心理士等が学生生活をサポートする学生相談室、キャリアカウンセラー等が職業指導を行うためのキャリア支援センター</u>を配置する。</p>	<p>あり、研修棟（地上3階地下2階）と宿泊棟（地上5階地下2階）の2棟で合計16,779.88㎡の延床面積がある。そのうち、校舎としては、研修棟部分と宿泊棟部分の一部を合わせて<u>11,222.09㎡</u>を使用し、これは専門職大学設置基準第47条に規定する収容定員に対する保健衛生学関係（看護学関係を除く。）の学部に必要な校舎面積（10,086.8㎡）を満たしている。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>校舎には、講義室、大教室、演習室、実習室、情報処理室、図書館、学生控室（兼自習室）、学長室、副学長室、専任教員室（個人研究室）、講師室（共用研究室）、事務室、医務室、会議室等、専門職大学設置基準第45条に定める施設を配置する。</p>
--	---

（参照）ビューティ&ウェルネス専門職大学 校舎平面図

資料 A

本学が定義する学際領域としての『ビューティ&ウェルネス』

ビューティ&ウェルネス (B & W)

心身の美と健康を追求することによって生み出される社会的な安定と幸福感



生きることの充足感をもって、健康で幸せな長寿を実現するためにはどうすべきかを考える「学際的学問領域」の確立と教育・研究の必要性



「美」への感性がもたらす満足感や人々のQOLの向上に資する美容, 非医療行為であるボディケア, メンタルケアなどを行うセラピー (施術) 及び医療とのリエゾンとしての役割を果たす領域であると捉え, 医療が必要とされるリスクを低減させることや, 医療後の心身のケアに役立てることを目指している

「ビューティ&ウェルネス」教育・研究

教育課程 : 個別に発展してきた保健衛生, 医学・自然科学, 経営学などの様々な分野を横断的・学際的に学び, 肌や全身の状態, 食や運動, 心の状態, 化粧, 色彩心理などの基礎的知識を総合的・学際的に修得する
 ⇒クライアントの自己実現に導ける専門的技術と理論へと昇華させ, マネジメントできる力を養う

研究 : 教育内容の科学的基盤の確立のために, 附属研究所や学外の大学, 研究機関, 学会, 行政等との連携の下「ビューティ&ウェルネス」研究を推進する

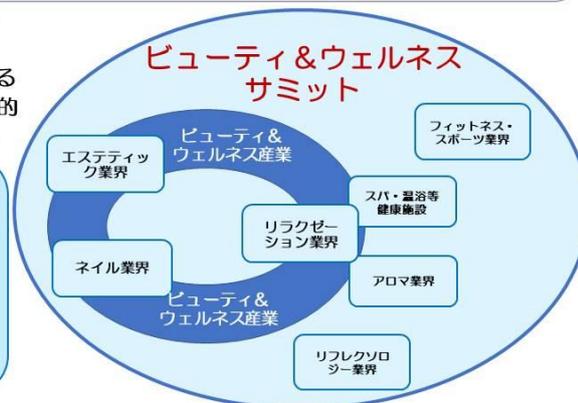
↑
 「ビューティ&ウェルネス」における専門的知識や技術を深化させつつ,
 「ビューティ&ウェルネス産業界」が抱える課題を自ら発見し, 課題解決に向けて具体的な提案をすることができる人材を養成する

「ビューティ&ウェルネス産業」

これまで発展してきた「美と健康サービス産業」に学際的な研究・考察を加え, 科学的基盤を強化した『ビューティ&ウェルネス産業』を提案

(経産省等 : 「ビューティ&ウェルネス」の考え方を導入

||
 「ビューティ&ウェルネスサミット」を開催)



JEO(2007年5月発表) カリキュラム

	300時間以上 履修カリキュラム	1000時間以上 履修カリキュラム
理論	110	280
実技理論	20	100
実技	170	620
総時間数	300	1000

[各科目の時間数の捉え方]

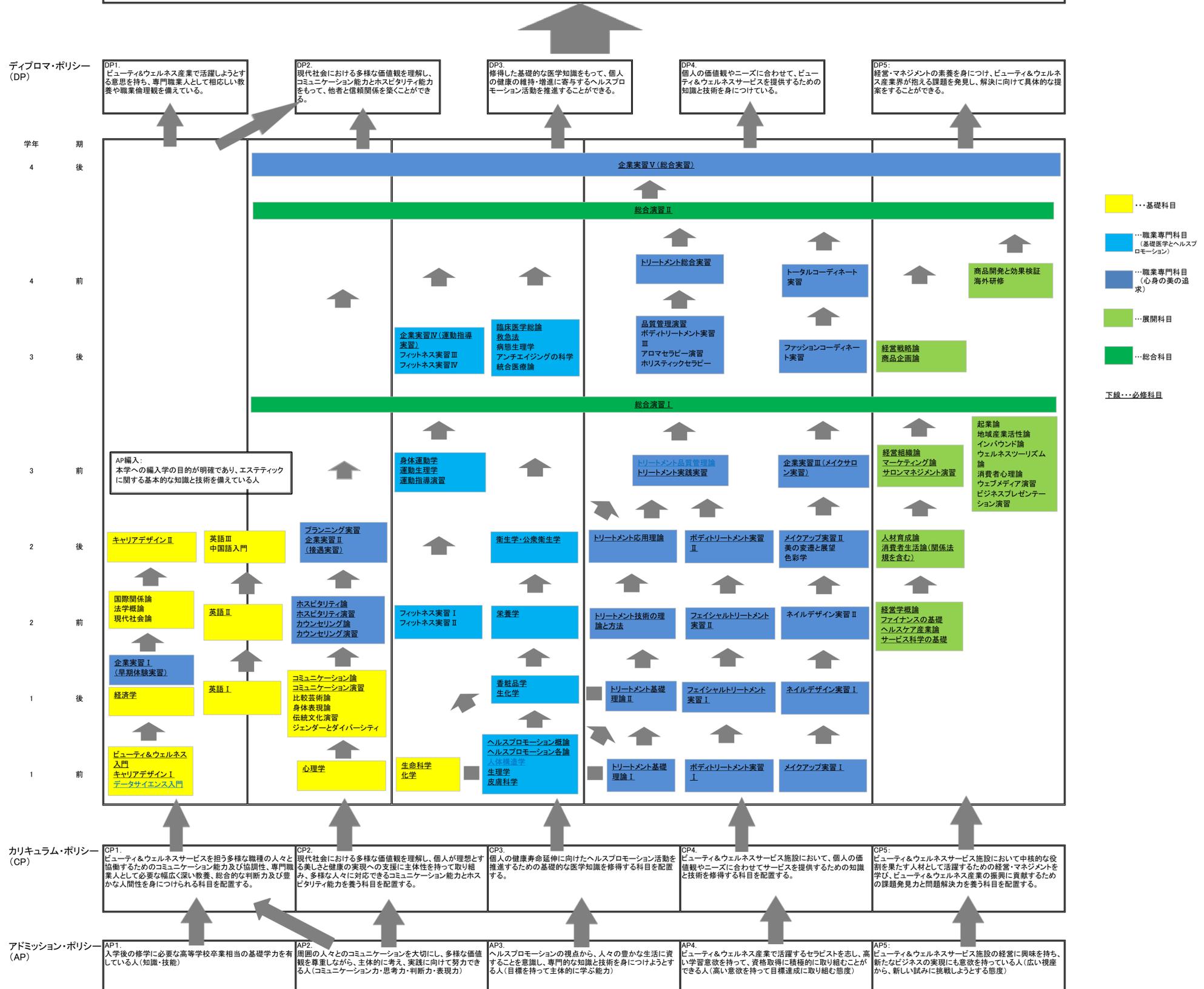
1. 目安であり、多少の前後は可
2. 休憩を含まない実質時間
3. 総時間数は下回らない
(300時間以上/1000時間以上)

※JEO:NPO法人日本エステティック機構

	科目	300時間以上 履修カリキュラム	1000時間以上 履修カリキュラム
理論	エステティック概論	4	8
	皮膚科学	24	55
	解剖生理学	20	50
	心身生理学/生命活動とホメオスタシス	10	24
	運動生理学	4	10
	栄養学	8	30
	化粧品学	8	24
	電気学・機器学	6	15
	関連法規	4	6
	衛生・消毒/衛生管理	4	14
	救急法	4	4
	エステティックカウンセリング	10	20
	サロンマネジメント/サロン経営学	4	20
	小計	110	280
実技理論	フェイシャル理論	10	30
	ボディ理論	6	20
	ワックス脱毛理論	4	6
	メイクアップ理論		6
	ネイルケア/マニキュア理論		4
	フットケア/ペディキュア理論		4
	アロマセラピー/フィトセラピー理論		
	エクササイズ理論		
	タラソセラピー/ハイドロセラピー理論		
	東洋医学		選択 30
	リンパドレナージュ		
	代替療法理論		
	東洋西洋のセラピー		
色彩学			
リフレクソロジー			
その他			
	小計	20	100
	(理論+実技理論)合計	130	380
実技	フェイシャル実技	90	250
	ボディ実技	70	210
	ワックス脱毛実技	10	16
	メイクアップ実技		32
	ネイルケア/マニキュア実技		18
	フットケア/ペディキュア実技		18
	アロマセラピー/フィトセラピー実技		
	エクササイズ実技		
	タラソセラピー/ハイドロセラピー実技		
	リンパドレナージュ		選択 76
	リフレクソロジー		
	東洋医学		
	代替療法理論		
サロン実習			
その他			
	小計	170	620
	総時間数	300	1000

【資料C】ビューティ&ウェルネス学科 カリキュラムツリー

【養成する人材像】ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができる人材であるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材



覚書き書

学校法人ミスパリ学園 様

いつもお世話になっております。
下記の件ご報告させていただきます。
ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

株式会社大島製作所
藤田 康弘

下記②機種は医療機器でなく電気用品となります。

機種名	機器用品名
ファットバーナー FB-10	EMS 用電気刺激装置
パワフル 20	EMS 用電気刺激装置

上記が間違いないことを証明いたします。

2022年2月10日

株式会社大島製作所
取締役製造本部長
大島 康敏



覚書き書

学校法人ミスパリ学園 様

いつもお世話になっております。
下記の件ご報告させていただきます。
ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

株式会社三輪サイエンス
高橋弘美

下記機種は医療機器でなく電気用品となります。

機種名	機器用品名
MILLION WAVE	EMS 用電気刺激装置

上記が間違いないことを証明いたします。

2022年2月10日
栃木県宇都宮市陽東 1-6-1
株式会社三輪サイエンス
代表取締役 岡山克彦



【資料E】 臨地実務実習等評価シート

[企業実習 I (早期体験実習) 評価シート]

実習先名称

名前

実習担当者名

実習期間

出席状況

【評価方法】

1. 学生が決められた期限までに自己評価表を埋め、担当へ提出
2. 実習担当は担当評価欄を埋めて、決められた提出先へ提出する

【評価の基準】

- A: 優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。
 B: 良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。
 C: 普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。
 D: やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。
 E: 劣る 助言・指導が定期的に必要であり、実施できない。

項目	細目	評価基準	自己評価	担当評価	コメント
態度	①礼儀	1 場面に適した挨拶をしたり、礼儀正しい態度をしている。			
	②身だしなみ	2 ビューティ&ウェルネス産業に従事する者として、頭髪、爪等は清潔に保っている。			
コンプライアンス	①諸ルール・法令の内容の理解	3 ビューティ&ウェルネスサービスを提供するものとしての自覚や社会的責任感を有しており、教えられた会社のルールをよく理解している。			
	②コンプライアンス	4 コンプライアンスに関して基本的な知識を有しており、行動がともなっている。			
おもてなし	①おもてなしの理解	5 お客様の気持ちを理解し、ホスピタリティを意識した接遇をすることの重要性を理解している。			
	②クリンネス	6 常にサロン内を整理・整頓し、清潔で居心地の良い洗練されたサロン環境を維持する方法を考察している。			
チームワークとコミュニケーション	①チームワーク	7 サロン内の他のスタッフとの間に良好な関係を構築する方法を考察している。			
	②コミュニケーション	8 業務における自己判断の有無、良し悪しに関する区分、報連相を考察している。			
意欲的に取り組む姿勢	①意欲・積極性	9 実習先において、疑問点をメモしたり、必要に応じて質問したりしている。			
	②発表	10 実習内容をまとめ、発表を行う。			

総評

[企業実習Ⅱ(接客実習)評価シート]

実習先名称 _____
 名前 _____
 実習担当者名 _____
 実習期間 _____
 出席状況 _____

【評価方法】

1. 学生が決められた期限までに自己評価表を埋め、担当へ提出
2. 実習担当は担当評価欄を埋めて、決められた提出先へ提出する

【評価の基準】

- A: 優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。
 B: 良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。
 C: 普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。
 D: やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。
 E: 劣る 助言・指導が定期的に必要であり、実施できない。

項目	細目	評価基準	自己評価	担当評価	コメント
「ビューティ&ウェルネス」への興味と探究心	①ビューティ&ウェルネスに関連する知識の理解	1 ビューティ&ウェルネス産業の業界動向などの概要を理解している。			
	②接客に対する興味、関心と実践	2 ビューティ&ウェルネスサービスを提供する者として、日頃から接客を意識した立ち居振る舞い、言葉遣いを意識した行動を行っている。			
コンプライアンス	①諸ルール・法令の内容の理解	3 ビューティ&ウェルネスサービスを提供するものとしての自覚や社会的責任感を有しており、教えられた会社のルールをよく理解している。			
	②コンプライアンス	4 コンプライアンスに関して基本的な知識を有しており、行動がともなっている。			
おもてなし	①おもてなしの理解	5 お客様の気持ちを理解し、ホスピタリティを意識した接客をすることの重要性を理解している。			
	②お客様、状況に合わせた接客	6 お客様の表情などを見てお客様が何を望んでいるかを想定し、接客をしている。			
	③クリンネス	7 常にサロン内を整理・整頓し、清潔で居心地の良い洗練されたサロン環境を維持している。			
機器の点検・整備、衛生管理	①技術に使用する機器・器具などの選択、及び安全に配慮した使用	8 実習で使用した機器の使用上の注意事項について理解している。			
	②必要な機器・器具などの事前点検・整備	9 機器を取り扱う際に、衝撃は避けて、できる限り丁寧に取り扱い、使用前・使用後に機器の点検・消毒を行っている。			
接客	接客	10 決められたルールに従って、身だしなみを整え、受付業務、ご案内、お茶出し、お見送りなど接客対応を確実にしている。			
チームワークとコミュニケーション	①チームワーク	11 サロン内の他のスタッフとの間に良好な関係を構築し、進んで周囲の仕事を手伝っている。			
	②コミュニケーション	12 丁寧な所作、言葉遣いを意識して、業務対応を行っている。			
業務効率化の推進	①手続きに則った業務遂行	13 サロン内での基本的な業務に対しては、対応方針に則って適切に判断して、必要な準備を迅速に行っている。			
	②効率化の工夫・改善	14 旺盛なチャレンジ精神を持ち、失敗を恐れず新しい仕事に積極的に取り組んでいる。			
	④コスト意識を持った効率的な業務の推進	15 細かいことでも業務効率化やコストダウンにつながる方法を常に考え、費用対効果を踏まえた改善案として上位者に提案したり自ら実行したりしている。			

総評

[トリートメント実践実習評価シート]

実習先名称 _____
 名前 _____
 実習担当者名 _____
 実習期間 _____
 出席状況 _____

【評価方法】
 1. 学生が決められた期限までに自己評価表を埋め、担当へ提出
 2. 実習担当は担当評価欄を埋めて、決められた提出先へ提出する

【評価の基準】
 A: 優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。
 B: 良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。
 C: 普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。
 D: やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。
 E: 劣る 助言・指導が定期的に必要であり、実施できない。

項目	細目	評価基準	自己評価	担当評価	コメント
「ビューティ&ウェルネス」への興味と探究心	①ビューティ&ウェルネスに関連する知識の理解	1 ビューティ&ウェルネス産業の業界動向などの概要を理解している。			
	②ビューティ&ウェルネスに対する興味、関心と実践	2 ビューティ&ウェルネスサービスを提供する者として、日頃から美と健康の維持・向上に向けた取り組みを行っている。			
コンプライアンス	①諸ルール・法令の内容の理解	3 ビューティ&ウェルネスサービスを提供するものとしての自覚や社会的責任感を有しており、教えられた会社のルールをよく理解している。			
	②コンプライアンス	4 コンプライアンスに関して基本的な知識を有しており、行動がともなっている。			
おもてなし	①おもてなしの理解	5 お客様の気持ちを理解し、ホスピタリティを意識した接客をすることの重要性を理解した対応をしている。			
	②お客様、状況に合わせた接客	6 お客様の表情などを見てお客様が何を望んでいるかを想定し、居心地よい環境の提供や接客をしている。			
	③クリンネス	7 常にサロン内を整理・整頓し、清潔で居心地の良い洗練されたサロン環境を維持している。			
機器の点検・整備、衛生管理	①技術に使用する機器・器具などの選択、及び安全に配慮した使用	8 実習で使用した機器の使用上の注意事項について理解し、準備を行っている。			
	②必要な機器・器具などの事前点検・整備	9 機器を取り扱う際に、衝撃は避けて、できる限り丁寧に取り扱い、使用前・使用後に機器の点検・消毒を行っている。			
集客	①集客	10 家族や地域の方に実習への理解を促し、広告を行い、目標集客数を目指している。			
	①予約管理	11 お客様の予約の取り方、予約の管理を行い、スムーズに来店される準備を行っている。			
技術	①技術準備	12 決められたルールに従って、身だしなみを整え、技術に必要な備品などの準備(機器、化粧品、ベッドメイク、室温の確認など)を確実にしている。			
	②技術提供	13 お客様のお肌、身体に合わせた技術の提供を行っている。			
チームワークとコミュニケーション	①チームワーク	14 サロン内の他の学生との間に良好な関係を構築し、進んで周囲の仕事を手伝っている。			
	②コミュニケーション	15 他学生との節度ある言葉遣いやスタッフ間の対応方法を身に付けている。自分で判断してよいこととそうでないことを区別し、確認を行いながら業務を遂行している。			
業務効率化の推進	①手続きに則った業務遂行	16 サロン内での基本的な業務に対しては、対応方針に則って適切に判断して、必要な準備を迅速に行っている。			
	②効率化の工夫・改善	17 旺盛なチャレンジ精神を持ち、失敗を恐れず工夫して業務にとりくみ、積極的な改善をおこなっている。			
	③コスト意識を持った効率的な業務の推進	18 商品・備品の管理を行い、細かいことでも業務効率化やコストダウンにつながる方法を考察し、サロン運営を行っている。			

総評

[企業実習Ⅲ(メイクサロン実習)評価シート]

実習先名称	_____	【評価方法】	1. 学生が決められた期限までに自己評価表を埋め、担当へ提出
名前	_____	2. 実習担当は担当評価欄を埋めて、決められた提出先へ提出する	
実習担当者名	_____	【評価の基準】	A: 優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。
実習期間	_____	B: 良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。	
出席状況	_____	C: 普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。	
		D: やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。	
		E: 劣る 助言・指導が定期的に必要であり、実施できない。	

項目	細目	評価基準	自己評価	担当評価	コメント
「メイク」への興味と探究心	①メイクに関連する知識の理解	1 ビューティ&ウェルネス産業におけるメイク業界の動向などの概要を理解している。			
	②メイクに対する興味、関心と実践	2 メイク関連分野の専門知識や正しい理論を身につけるため、常に自ら学習している。			
コンプライアンス	①諸ルール・法令の内容の理解	3 ビューティ&ウェルネスサービスを提供するものとしての自覚や社会的責任感を有しており、教えられた会社のルールをよく理解している。			
	②コンプライアンス	4 コンプライアンスに関して基本的な知識を有しており、行動がともなっている。			
おもてなし	①おもてなしの理解	5 お客様の気持ちを理解し、ホスピタリティを意識した接客をすることの重要性を理解した対応をしている。			
	②お客様、状況に合わせた接客	6 お客様の表情などを見てお客様が何を望んでいるかを想定し、接客をしている。			
	③クリンネス	7 常に店舗内を整理・整頓し、清潔で居心地の良い洗練された店舗環境を維持している。			
技術	①技術準備	8 会社のルールに従って、身だしなみを整え、技術に必要な備品などの準備(機器、化粧品、備品、消耗品、室温の確認など)を確実にしている。			
	②技術の提案	9 メイクに必要な知識を有し、お客様の肌状態、ご要望などに合わせて、メイクの提案を補助できている。			
	③技術の向上に向けた取り組み	10 学内実習を通して修得した技術を取り入れ、美容の維持・向上に向けた取り組みを行っている。			
チームワークとコミュニケーション	①チームワーク	11 サロン内の他のスタッフとの間に良好な関係を構築し、進んで周囲の仕事を手伝っている。			
	②コミュニケーション	12 自分で判断してよいこととそうでないことを区別し、確認を行いながら業務を遂行している。			
業務効率化の推進	①手続きに則った業務遂行	13 サロン内での基本的な業務に対しては、対応方針に則って適切に判断して、必要な準備を迅速に行っている。			
	②効率化の工夫・改善	14 旺盛なチャレンジ精神を持ち、失敗を恐れず新しい仕事に積極的に取り組んでいる。			
	④コスト意識を持った効率的な業務の推進	15 細かいことでも業務効率化やコストダウンにつながる方法を常に考え、費用対効果を踏まえた改善案を考察できる。			

総評

[企業実習Ⅳ(運動指導実習)評価シート]

実習先名称	_____	【評価方法】	1. 学生が決められた期限までに自己評価表を埋め、担当へ提出 2. 実習担当は担当評価欄を埋めて、決められた提出先へ提出する
名前	_____	【評価の基準】	A: 優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。 B: 良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。 C: 普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。 D: やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。 E: 劣る 助言・指導が定期的に必要であり、実施できない。
実習担当者名	_____		
実習期間	_____		
出席状況	_____		

項目	細目	評価基準	自己評価	担当評価	コメント
「運動指導」への興味と探究心	①運動指導に関連する知識の理解	1 フィットネス産業の業界動向などの概要を理解している。			
	②運動指導に対する興味、関心と実践	2 フィットネスサービスを提供する者として、日頃から健康の維持・向上に向けた取り組みを行っている。			
コンプライアンス	①諸ルール・法令の内容の理解	3 ビューティ&ウェルネスサービスを提供するものとしての自覚や社会的責任感を有しており、教えられた会社のルールをよく理解している。			
	②コンプライアンス	4 コンプライアンスに関して基本的な知識を有しており、行動がともなっている。			
おもてなし	①おもてなしの理解	5 お客様の気持ちを理解し、ホスピタリティを意識した接客をすることの重要性を理解した対応をしている。			
	②お客様、状況に合わせた接客	6 お客様の表情などを見てお客様が何を望んでいるかを想定し、接客をしている。			
	③クリンネス	7 常に施設内を整理・整頓し、清潔で居心地の良い洗練された施設環境を維持している。			
機器の点検・整備、衛生管理	①技術に使用する機器・器具などの選択、及び安全に配慮した使用	8 それぞれの機器の使用上の注意事項について理解しており、お客様に対してもわかりやすい説明ができる。			
	②必要な機器・器具などの事前点検・整備	9 機器を取り扱う際に、衝撃は避けて、できる限り丁寧に取り扱い、使用前・使用後に機器の点検・消毒を行っている。			
運動指導	①補助	10 実習で教えられた器具を使用するお客様への補助ができる			
	②知識	11 器具を使用しないトレーニング方法をお伝えすることができる			
チームワークとコミュニケーション	①チームワーク	12 施設内の他のスタッフとの間に良好な関係を構築し、進んで周囲の仕事を手伝っている。			
	②コミュニケーション	13 判断に迫られる状況が起きた場合、すぐに管理者へ相談し、確認を行いながら業務を遂行している。			
業務効率化の推進	①手続きに則った業務遂行	14 施設内での基本的な業務に対しては、対応方針に則って適切に判断して、必要な準備を迅速に行っている。			
	②効率化の工夫・改善	15 旺盛なチャレンジ精神を持ち、失敗を恐れず新しい仕事に積極的に取り組んでいる。			
	③コスト意識を持った効率的な業務の推進	16 細かいことでも業務効率化やコストダウンにつながる方法を常に考え、費用対効果を踏まえた改善案として上位者に提案したり自ら実行したりしている。			

総評

--

[品質管理演習評価シート]

実習先名称

名前

実習担当者名

実習期間

出席状況

【評価方法】

1. 学生が決められた期限までに自己評価表を埋め、担当へ提出
2. 実習担当は担当評価欄を埋めて、決められた提出先へ提出する

【評価の基準】

- A: 優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。
 B: 良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。
 C: 普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。
 D: やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。
 E: 劣る 助言・指導が定期的に必要であり、実施できない。

項目	細目	評価基準	自己評価	担当評価	コメント
「ビューティ&ウェルネス」への興味と探究心	①ビューティ&ウェルネスに関連する知識の理解	1 ビューティ&ウェルネス産業の業界動向などの概要を理解している。			
	②ビューティ&ウェルネスに対する興味、関心と実践	2 ビューティ&ウェルネスサービスを提供する者として、日頃から美と健康の維持・向上に向けた取り組みを行っている。			
コンプライアンス	①諸ルール・法令の内容の理解	3 ビューティ&ウェルネスサービスを提供するものとしての自覚や社会的責任感を有しており、教えられた会社のルールをよく理解している。			
	②コンプライアンス	4 コンプライアンスに関して基本的な知識を有しており、行動がともなっている。			
おもてなし	①おもてなしの理解	5 お客様の気持ちを理解し、ホスピタリティを意識した接遇をすることの重要性を理解した対応をしている。			
	②お客様、状況に合わせた接遇	6 お客様の表情などを見てお客様が何を望んでいるかを想定し、接客をしている。			
	③クリンネス	7 常にサロン内を整理・整頓し、清潔で居心地の良い洗練されたサロン環境を維持している。			
サロン管理	①空間プロデュース	8 お客様が心地よいと感じていただける空間を作る努力をしている。			
	②必要な機器・器具などの事前点検・整備	9 機器を取り扱う際に、衝撃は避けて、できる限り丁寧に取り扱い、使用前・使用後に機器の消毒や点検を行える			
顧客管理	①お客様情報の収集・管理	10 初めて来店されたお客様に対し、マニュアルなどに従って、好感を持たれるような態度で、お客様情報の記入や入力を依頼している。			
		11 お客様との会話や接客を通じて把握した情報を、必要に応じてお客様カードや顧客管理データベースに蓄積している。			
		12 来店頻度等、ステイタス管理を行い、必要なアクションを行うための管理をおこなっている。			
		13 お客様情報のデータベース(またはファイリング)の情報が、最新の状態となっているかを確認して、変更点がある場合には、情報の更新を行っている。			
	②お客様基盤の拡大・拡充、顧客生涯価値の最大化の推進	14 キャンペーンや販売促進の際に、お客様情報のデータベースを活用している。			
15 お客様情報のデータベースを効率的に活用して、お客様の関心を惹く情報提供を積極的に行っている。					

物販(物品販売)・ 在庫管理	①業務の準備	16	マニュアルに従って店頭商品の陳列を行うとともに、状態や取り揃え、在庫を確認している。			
		17	店頭で取り扱う商品の基本的な商品知識及び使用方法について理解しており、お客様に対して提案を行っている。			
		18	品切れになっているアイテムについて、上位者の発注の有無や、次回納品日についての確認を行っている。			
		19	前年の実績を把握して、関連商品の売上を自分なりに予測し、上位者に提案している。			
	②物品販売	20	お客様と適切な距離を保ち、マニュアルに従って店頭商品の販売を行っている。			
		21	特定の商品について、商品購入を通じてお客様の問題解決まで提案できるよう、お客様サービスの観点から販売を行っている。			
		22	お客様のトリートメント内容を理解し、カウンセラーや上位者と相談しながらお勧めする商品を選択している。			
	③在庫管理	23	商品保管場所の整理・整頓を行い、化粧品などの品質変化・劣化を防ぐ管理を実践している。			
		24	お取り置き商品を他の商品在庫と混同しないよう整理、保管し、お客様が来店された際に確実に商品の引き渡しを行っている。			
25		店内在庫の品数点検を行い、台帳などと合わない場合は上位者に報告している。				
チームワークとコ ミュニケーション	①チームワーク	26	サロン内の他のスタッフとの間に良好な関係を構築し、進んで周囲の仕事を手伝っている。			
	②コミュニケーション	27	自分で判断してよいこととそうでないことを区別し、確認を行いながら業務を遂行している。			
業務効率化の推進	①手続きに則った業務 遂行	28	サロン内での基本的な業務に対しては、対応方針に則って適切に判断して、必要な準備を迅速に行っている。			
	②効率化の工夫・改善	29	旺盛なチャレンジ精神を持ち、失敗を恐れず新しい仕事に積極的に取り組んでいる。			
	③コスト意識を持った効 率的な業務の推進	30	細かいことでも業務効率化やコストダウンにつながる方法を常に考え、費用対効果を踏まえた改善案として上位者に提案したり自ら実行したりしている。			

総評

--

[企業実習Ⅴ(総合実習)評価シート]

実習先名称 _____
 名前 _____
 実習担当者名 _____
 実習期間 _____
 出席状況 _____

【評価方法】
 1. 学生が決められた期限までに自己評価表を埋め、担当へ提出
 2. 実習担当は担当評価欄を埋めて、決められた提出先へ提出する

【評価の基準】
 A: 優良 わずかな助言や指導を必要とするが、実施できる。
 B: 良好 状況により助言や指導を必要とするが、実施できる。
 C: 普通 助言や指導を必要とするが、実施できる。
 D: やや劣る 多くの助言や指導を必要とするが、実施できる。
 E: 劣る 助言・指導が定期的に必要であり、実施できない。

項目	細目	評価基準	自己評価	担当評価	コメント
「ビューティ&ウェルネス」への興味と探究心	①ビューティ&ウェルネスに関連する知識の理解	1 ビューティ&ウェルネス産業の業界動向などの概要を理解している。			
	②ビューティ&ウェルネスに対する興味、関心と実践	2 ビューティ&ウェルネスサービスを提供する者として、日頃から美と健康の維持・向上に向けた取り組みを行っている。			
コンプライアンス	①諸ルール・法令の内容の理解	3 ビューティ&ウェルネスサービスを提供するものとしての自覚や社会的責任感を有しており、教えられた会社のルールをよく理解している。			
	②コンプライアンス	4 コンプライアンスに関して基本的な知識を有しており、行動がともなっている。			
おもてなし	①おもてなしの理解	5 お客様の気持ちを理解し、ホスピタリティを意識した接客をすることの重要性を理解した対応をしている。			
	②お客様、状況に合わせた接客	6 お客様の表情などを見てお客様が何を望んでいるかを想定し、接客をしている。			
	③クリンネス	7 常にサロン内を整理・整頓し、清潔で居心地の良い洗練されたサロン環境を維持している。			
機器の点検・整備、衛生管理	①技術に使用する機器・器具などの選択、及び安全に配慮した使用	8 実習で使用した機器の使用上の注意事項について理解している。			
	②必要な機器・器具などの事前点検・整備	9 機器を取り扱う際に、衝撃は避けて、できる限り丁寧に取り扱い、使用前・使用後に機器の点検・消毒を行っている。			
接客	接客	10 決められたルールに従って、身だしなみを整え、受付業務、ご案内、お茶出し、お見送りなど接客対応を確実にしている。			
技術	①事前準備	11 決められたルールに従って、身だしなみを整え、技術に必要な備品などの準備(機器、化粧品、ベッドメイク、室温の確認など)を確実にしている。			
	②技術アシスタント	12 1日の予約を把握し、予約に合わせた来店準備(ロッカーチェック、ベッドメイク、機器、化粧品などの確認)を確実にしている。			
	①片付け	13 お客様の使用した場所の清掃、整頓や顧客管理表への記入を確実にしている。			
チームワークとコミュニケーション	①チームワーク	14 サロン内の他のスタッフとの間に良好な関係を構築し、進んで周囲の仕事を手伝っている。			
	②コミュニケーション	15 自分で判断してよいこととそうでないことを区別し、確認を行いながら業務を遂行している。			
業務効率化の推進	①手続きに則った業務遂行	16 サロン内での基本的な業務に対しては、対応方針に則って適切に判断して、必要な準備を迅速に行っている。			
	②効率化の工夫・改善	17 旺盛なチャレンジ精神を持ち、失敗を恐れず新しい仕事に積極的に取り組んでいる。			
	③コスト意識を持った効率的な業務の推進	18 細かいことでも業務効率化やコストダウンにつながる方法を常に考え、費用対効果を踏まえた改善案として上位者に提案したり自ら実行したりしている。			

総評

【資料F】

ビューティ&ウェルネス専門職大学

ビューティ&ウェルネス学部

ビューティ&ウェルネス学科

臨地実務実習等 学生実習要綱

臨地実務実習は、学内で学んだ理論・知識・技術を応用し、様々な職場でクライアント等対象者と関わることで、対象を包括的に捉え、自己の学びを統合し、より実践的な技術や職業に対する倫理観を養うことを目的とする。臨地でのみ経験できる専門職としての喜びや難しさを実感することで、自身の役割や責任を自覚し、主体的に学ぶ姿勢を身につけます。特に3年次以降の臨地実務実習では、より専門性の高い実務や日進月歩する知識・技術に直接触れ、クライアントに喜びや感動を与えるサービスを創意工夫し提供することで、専門職として求められる自己啓発能力、人間関係形成能力やマネジメント能力を養います。

○ 本学の臨地実務実習等の構成と実施時期

科目名	配当年次	単位数	実習施設
(1) 企業実習Ⅰ (早期体験実習)	1年次後期 (2期に分けて実施)	2単位	エステティックサロン
(2) 企業実習Ⅱ (接遇実習)	2年次後期 (2期に分けて実施)	2単位	エステティックサロン
(3) トリートメント 実践実習	3年次前期 (2期に分けて実施)	2単位	学内
(4) 企業実習Ⅲ (メイクサロン実習)	3年次前期(夏季休業) (2期に分けて実施)	2単位	美容室
(5) 企業実習Ⅳ (運動指導実習)	3年次後期 (2期に分けて実施)	2単位	フィットネスジム、 ヨガスタジオ
(6) 品質管理演習	3年次後期 (3期に分けて実施)	2単位	学内
(7) 企業実習Ⅴ (総合実習)	4年次後期 (2期に分けて実施)	8単位	エステティックサロン

○ 臨地実務実習等における留意点

臨地実務実習等中は、常に実習生(社会人)であることを自覚し、特に、以下の点に留意すること。

- ・実習中は実習指導者の監督・指導のもとに行動すること。
- ・疑問があれば、まず自分で最大限調べる努力をしてから、実習指導者に質問すること。
- ・クライアントに関する情報は全て秘密を厳守し、本人に直接関与する教職員以外に漏らしてはならない。

- ・実習が進展しないような場合は、まず実習指導者と率直に話し合い、それでも難しい場合には、実習担当教員に相談すること。
- ・あいさつ、私語厳禁、時間厳守、身だしなみなど、社会人として最低限のビジネスマナーを守ること。
- ・事故や緊急時の対応についてあらかじめ熟知し、適切に対応できるよう心がけること。
- ・基本的に欠席は認めない。但し、病気や家族の不幸など万一やむを得ない場合は、速やかに実習指導者及び担当教員に連絡し、指示を仰ぐこと。
- ・実習終了後は、借用したもの等は全て原状に復し、実習指導者等に礼状を出すこと。

○ 臨地実務実習施設の決定方法

臨地実務実習施設は、学生の居住地や将来希望する進路等を勘案して、本学が決定します。

○ 臨地実務実習等の評価と成績

臨地実務実習等の評価は、臨地実務実習等評価シートによる実習指導者の評価を基本としますが、学生の自己評価（実習期間中に学生が向上した点など）や実習終了後に実施する臨地実務実習報告会での担当教員による評価を盛り込んで、総合成績として判断します。

○ 学生への課題

【実習前】

学生各自が実習施設の特徴をまとめ、目標と課題を設定し、日程や手続きの説明を行う事前オリエンテーションで発表します。

【実習中】

毎回、各自で目標を設定して、予習と復習を繰り返しながら実習に取り組んでください。

【実習後】

各臨地実務実習終了後に、臨地実務実習報告会を実施します。学生が実習内容・体験を報告することで、実習の総括と自己評価を行い、次の実習に向けての、あるいはセラピストになるにあたっての課題を明確化し、学生同士が実習内容・体験を報告し合い情報を共有することによって、自己の経験を客観的に捉えるとともに、他者の経験から新たな知見を獲得することができます。

(1) 企業実習 I (早期体験実習) <1 年次後期/臨地実務実習>

I 実習内容及び目的

この科目では臨地実務実習を通し、卒業後、セラピストとして活躍の場の中心となるエステティックサロンにおいて、実際の現場、働く方々を見学することで、これから学ぶ内容が、将来どのように役立っていくのかを知る。

現場の見学と現役のセラピストからの講話を中心に、今後目指す職種を決定するための学びの場とする。実際の現場で仕事の流れや、実際に行うであろう作業を知ることによって自分が働くときにどのような能力が必要となるか理解をし、その内容をまとめ発表し、評価を受ける。

II 実習目標

- 1) 実際の現場で仕事の流れや実際に行うであろう作業を知り、職業の理解を深める。
- 2) 働くために必要となる能力がどのようなものか理解し、今後の目標を定める。
- 3) 実習内容をまとめ発表する経験を通し、人前で発表をするために必要となる、考察力、言葉遣い、トーク力を身につける。

III 実習時間

2 単位 60 時間 (1 日 7.5 時間×8 日間)

IV 実習施設

(株) ミス・パリ・グループ、(株) 不二ビューティ、(株) バイオテクノロジービューティー、(株) ケンジが運営するエステティックサロン

V 実習人数

学生 2~10 名を 1 グループとする。

VI 実習計画

- ・事前オリエンテーション
 - ・エステティックサロンの見学
 - ・エステティックサロンの概要と業務の流れ、組織とスタッフ業務の理解
 - ・各事業所で働く方々からの講話、質問会など
 - ・まとめ(フィードバックと事後指導)など
- 具体的な内容は各サロンの実習計画に則って実施する。

(2) 企業実習Ⅱ（接客実習） <2年次後期／臨地実務実習>

I 実習内容及び目的

接客とは、クライアントに寄り添いながらもてなす技術のことをいい、サービスの提供においては、特に重要かつ必要な技術といえる。そのため、プロフェッショナルがどのような接客を行っているか実際に体感し、その技術・指導を受け「おもてなし」の基準や能力を高めていくことが必要である。

店舗でのクライアントの来店から退店までの流れを知り、クライアントが技術に入るまで使用するスペースの準備、受付業務、ご案内、技術終了後のお茶出し、お見送りの方法を実践することである。事前に各項目のロールプレイングを行い、実習指導者より合格とされた項目から提供をする。実習を通して、受付（技術室以外のスペース）でクライアントに満足いただくための接客能力を身につける。サービスに必要な基本的なマナーを身につけたうえで、クライアントの満足度を高めるために必要なものは何か考察する能力を身につける。受付、技術室などクライアントが使用する空間で快適にお過ごしいただくために必要な清掃方法やベッドメイキングを含めた準備の方法を身につける。その成果が、どの程度身につけているか評価を受ける。

II 実習目標

- 1) サービスマナーの基礎知識を基に実践することができる力を身につける。
- 2) クライアントの来店から退店までの流れを知り、その対応方法を身につける。
- 3) クライアントが「居心地がいい」「美しい」と感じる空間を提供できる清掃方法、身だしなみ、言葉遣いを身に付ける。

III 実習時間

2単位 60時間（1日7.5時間×8日間）

IV 実習施設

(株) ミス・パリ・グループ、(株) 不二ビューティ、(株) バイオテクノロジービューティー、(株) ケンジが運営するエステティックサロン

V 実習人数

学生2～10名を1グループとする。

VI 実習計画

- ・事前オリエンテーション
- ・サロンの概要と業務の流れ
- ・サロンの組織とスタッフ業務の理解
- ・清掃、受付業務、ご案内、お茶出し、お見送りなど実際のサロンワークに必要な基本的業務の習得
- ・受付業務、お茶出しなどの実践
- ・まとめ（フィードバックと事後指導）

具体的な内容は各サロンの実習計画に則って実施する。

(3) トリートメント実践実習 <3年次前期/連携実務実習>

I 実習内容及び目的

セラピストの業務は、クライアントのお出迎えから施術の提供、お見送りなどの一連の流れを行うこととなる。同時に、ただ施術を行うだけでなく集客・予約の受付・商品の管理など様々な業務が関連をしてくる。

この実習では、実際のサロン現場で活躍するセラピストから直接指導を受け、より現場に近い環境を作り、おもてなしを提供できるように自分たちで内容を検討・決定をしていく。学内の実習室等において、学生の家族や地域の方々をお呼びしてクライアント役をしていただくことで、予約の受付から施術の提供、お見送りまでの一連の提供を実践し、商品や備品の管理など運営に関する業務も学ぶことを目的とする。また、地域の方々をお呼びすることにより、地域との連携を図り、様々な年齢層の方とのコミュニケーション力を養うと同時に、施術を提供することにより年齢による肌や身体の状態の違いを知り学ぶ場ともなることを期待する。技術については実習指導者からの合格を得たものから、クライアントへの提供をしていく。

II 実習目標

- 1) 技術レベルを向上させ、顧客に提供できる施術ができる能力を身につける。
- 2) クライアントの来店～施術～退店までの流れを理解し、それに関する対応ができる接客力、技術力を身に付ける。
- 3) サロンを運営するために必要となる、商品・備品管理ができる力を身につける。
- 4) クライアントが「居心地がよい」と感じる環境を提供できる力を身につける。
- 5) 集客に関わる能力、予約に関する方法・能力を身につける。

III 実習時間

2単位 60時間

IV 実習施設

学内の実習室

V 実習人数

学生 20名を 1 グループとする。

VI 実習計画

- ・事前オリエンテーション
- ・模擬店舗内の概要とそれぞれの業務の流れ
- ・集客～お見送りまでの流れ、おもてなしを考案・決定
- ・清掃、商品の準備、片付け、顧客への接客、施術技術や商品販売業務など実際のサロン
- ・ワークに必要な基本業務の習得
- ・技術を提供できる技術レベルになるための実習、また技術チェックの実施
- ・技術提供、商品販売の実践
- ・まとめ（フィードバックと事後指導）

具体的なサロンのイメージと合ったおもてなしが出来るように実施する。

(4) 企業実習Ⅲ（メイクサロン実習） <3年次前期集中／臨地実務実習>

I 実習内容及び目的

メイクの職業現場では、受付業務や商品の販売、清掃活動、メイクではクライアントのその日のコーディネートや肌の状態をみて、適切な化粧品の選別や配色の選択をするなど、様々な業務がありその必要な能力も多岐にわたる。

美容室にてメイク技術を見学するとともに、清掃、商品の準備、片付け、クライアントへの接客サポート、商品販売のサポート業務を行う。接客や商品販売のサポート業務については、ロールプレイングを行い実習指導者に試験をしてもらい、合格した者から接客業務を行う。また、商品販売、技術提供補助については各企業の商品、技術内容の研修、試験を受け合格をしたものから技術提供補助、商品販売も行う。実際に技術提供補助、商品説明、販売できる力を身につけたか評価を受ける。

II 実習目標

- 1) お客様が気持ちよく過ごせる環境を提供できる能力を身につける。
- 2) 商品販売のサポートをするために必要な商品知識を身につける。
- 3) 販売をするために必要な接客力とトーク力を身につける。
- 4) お客様の受付からお見送りまでの一連の業務を身につけ、対応ができる能力を身につける。

III 実習時間

2単位 60時間（1日 7.5時間×8日間）

IV 実習施設

（株）ユーフォリア、（株）アッシュ、（株）ケンジが運営する美容室

V 実習人数

学生3名を1グループとする。

VI 実習施設との連携

- ・事前オリエンテーション
- ・メイクサロンの概要と業務の流れ
- ・メイクサロンの組織とスタッフ業務の理解
- ・清掃、商品の準備、片付け、顧客への接客サポート、商品販売のサポート業務など実際のサロンワークに必要な基本的業務の習得

- ・技術提供補助、商品販売の実践
 - ・まとめ（フィードバックと事後指導）
- 具体的な内容は各サロンの実習計画に則って実施する。

(5) 企業実習Ⅳ（運動指導実習） <3年次後期／臨地実務実習>

I 実習内容及び目的

運動は、国民の健康を増進するため掲げられている政策の1つとして考えられるほど、健康を維持・増進するために必要である。その運動には多くの種類があり、その方法や負荷のかけ方、頻度により様々な効果を得ることができる。メディアによる新しい運動法の情報なども多く、自宅ではできない運動を必要とし、スポーツジムやフィットネスジムなどの利用も増えている。

この実習では、トレーナーやインストラクターの業務を理解するため、アシスタント業務を行う。施設利用者が器具を安全に使用できる状態に整え、ジムに置かれている器具の使用法、メンテナンス方法を学ぶ。運動による身体への影響やトレーニング機器がどの筋肉に作用するか等、その効果を知り、トレーナーやインストラクターのクライアントへの効果的で安全な指導方法を身につけ、アシスタント業務ができるようになったかどうか評価を受ける。

II 実習目標

- 1) トレーニング器具を利用者が安全に使用できる状態に整備する知識を身につける。
- 2) トレーニング器具がどの筋肉に作用するかその効果を知り身につける。
- 3) 利用者が効果的で安全に利用できるようその補助方法を身につける。
- 4) 利用者に対する指導方法、接遇を身につける。

III 実習時間

2単位 60時間（1日7.5時間×8日間）

IV 実習施設

(株) ミス・パリ・グループ、(株) LAVA International、(株) ティップネスが運営するフィットネスジム、ヨガスタジオ

V 実習人数

学生2名を1グループとする。

VI 実習計画

- ・事前オリエンテーション
- ・実習施設の概要と業務の流れ
- ・実習施設の組織とトレーナー、インストラクター業務の理解

- 清掃、器具の準備、片付け、顧客への接客サポート、商品販売のサポート業務など実際の実習施設での運営に必要な基本的業務の習得
- 運動指導、商品販売の実践
- フィットネスジム、ヨガスタジオの運営に関わる業務（受付、お見送りなど）の実践
- まとめ（フィードバックと事後指導）
具体的な内容は、実習先の実習計画に則って実施する。

(6) 品質管理演習 <3年次後期/連携実務演習>

I 実習内容及び目的

品質管理について学ぶことができる十分な臨地実習先を確保することは困難なこと、また、学内における施設・設備であっても教育効果の高い授業内容を教授することが可能であるとの判断から、連携実務演習とし、授業内容ごとに企業等から見識の深い臨時講師を招聘する。

演習の具体的な内容としては、品質の管理と品質を向上させるための考え方の基礎となる「観察する⇒問題点の気づき⇒解決方法の立案⇒対応⇒再発防止策の作成（システム化）⇒サービス向上のサイクル」を実践する。クライアント満足を満たすために決められた基準を維持するため、管理する方法と確認（チェック）方法を実践する。クライアント満足度の向上と効率的でスムーズな施設運営を行うための、フロアコントロール・スタッフコントロール・空間コントロール・コストコントロールの4つのコントロールの目的と基本作業を身につけることで、すべての基本となる観察する力を身につける。常に同じ品質のサービスをクライアントに提供するため、4つのコントロールのPDCAサイクルを効果的に回すことができる能力を身につけたか、評価を受ける。

II 実習目標

- 1) サービス向上のサイクルについて学ぶ。
- 2) 効率的でスムーズなスパ運営を行うための、フロアコントロール、スタッフコントロール、空間コントロール、コストコントロールの4つのコントロールの目的と基本作業を知り、身につける。
- 3) すべての基本となる観察する力を身につける。
- 4) PDCAサイクルを効率的に回す力を身につける。
- 5) サロン、クライアントが求める品質の基準を理解し、実行できる力を身につける。

III 実習時間

2単位 30時間

IV 実習施設

学内の実習室

V 実習人数

学生 20名を1グループとする。

VI 実習計画

- ・事前オリエンテーション
- ・サロンの概要と業務の流れ
- ・サロンの組織とスタッフ業務の理解
- ・コントロールの基礎となる観察する⇒問題点の気づき⇒解決方法の立案⇒対応⇒再発防止策の作成（システム化）⇒サービス向上のサイクルを完成させる。
- ・サロンの基準を維持するための管理する方法と確認（チェック）方法をサロンの様式に従い行う。
- ・まとめ（フィードバックと事後指導）

(7) 企業実習Ⅴ（総合実習） <4年次後期／臨地実務実習>

I 実習内容及び目的

学内実習で学んだ業務内容を臨地実務実習先で実践することで、現場で必要となる能力を再確認し、よりその能力を高めていくことを目的として行う。各実習先の技術室内の事前準備とセラピストがスムーズに技術を提供するのに必要なアシスタント業務を行う。クライアントを迎えるための清掃、ベッドメイキングを準備し、技術に必要な化粧品、備品などの準備を自分たちでも考え準備をする。クライアントをおもてなしするために必要な知識を身につけ、実際にトリートメントに入る前の準備とご案内等、セラピストのアシスタント業務ができるようになったか、その評価を受ける。

II 実習目標

- 1) 技術室でのご案内ができる接客力を身に付ける。
- 2) 技術室の準備（ベッドメイキング、商品・備品の準備）をスピーディかつ丁寧に準備ができる力を身に付ける。
- 3) セラピストの行う業務を把握し、必要となる準備を事前にできる能力を身につける。
- 4) クライアントの来店時間に合わせ、効率を考え準備できる力を身につける。

III 実習時間

8単位 240時間（1日7.5時間×32日間）

IV 実習施設

(株) ミス・パリ・グループ、(株) 不二ビューティ、(株) バイオテクノロジービューティー、(株) ケンジが運営するエステティックサロン

V 実習人数

学生2～10名を1グループとする。

VI 実習計画

- ・事前オリエンテーション
- ・サロンの概要と業務の流れ
- ・サロンの組織とスタッフ業務の理解
- ・清掃、商品の準備、片付け、顧客への接客サポート、商品販売のサポート業務など実際のサロンワークに必要な基本的業務の習得

- ・技術提供、商品販売の実践
 - ・まとめ（フィードバックと事後指導）
- 具体的な内容は各サロンの実習計画に則って実施する。